

「会社情報適時開示ガイドブック」の改訂内容

内容	改訂箇所
<p><u>MBO等<sup>1</sup>に関する規範</u></p> <p>➤ MBO等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等を追記しています。</p>	<p>【第3編第1章 企業行動規範の概要 【MBO等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】】</p>
<p>➤ 「株式の分割又は併合」、「合併等の組織再編行為」、「公開買付け等に関する意見表明等」、「全部取得条項付種類株式の全部の取得」及び「特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認」に関して、企業行動規範に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用される場合の開示事項及び開示・記載上の注意等を追記しています。</p> <p>➤ 東証に提出する算定機関の作成する算定書に関して、その記載内容を追記しています。</p>	<p>【第2編第1章 8. 株式の分割又は併合】他、 【第5編 [3] 適時開示に係る提出書類】</p>
<p>➤ 支配株主との重要な取引等に係る遵守事項に関して、改正後の有価証券上場規程の内容に合わせて意見の入手先に係る記載内容を変更しています。</p>	<p>【第3編第1章 2. 遵守すべき事項】、 【第3編第1章 企業行動規範の概要 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】】他</p>
<p><u>IR体制の整備</u></p> <p>➤ 上場会社は株主・投資者との関係構築に向けて必要な情報提供を行うための体制（IR体制）を整備しなければならない旨を、企業行動規範の遵守すべき事項に追加しています。</p> <p>➤ 「決算の内容に関する補足説明資料の公平な提供」について、企業行動規範の望まれる事項から削除しています。</p>	<p>【第2編第3章 1. 上場規程に基づく開示義務及び要請事項並びに開示に関する注意事項等】、 【第3編第1章 2. 遵守すべき事項】、 【第3編第1章 3. 望まれる事項】、 【第5編 [4] コーポレート・ガバナンスに関する報告書】</p>
<p><u>その他、所要の修正</u></p>	

<sup>1</sup> 「MBO」、「支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者による公開買付け」又は「支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者が関連する株式交換等（株式交換、株式移転、株式併合、全部取得条項付種類株式の全部の取得又は株式等売渡請求に係る承認のことをいう。）」のうち、当該MBO、公開買付け若しくは株式交換等又はこれらの実施後に予定している一連の行為により上場会社の株券等が上場廃止となる見込みがあるものをいいます。

# 「会社情報適時開示ガイドブック」(改訂箇所抜粋・履歴付き)

(削除した箇所を青字・取り消し線で、追記した箇所を赤字・下線で表示しています。)

## 目次

(頁)

用語集	・・・ 1
東京証券取引所 会社情報適時開示ガイドブック (2025年4月版) [詳細目次] <sup>1</sup>	・・・ 5
第1編第1章 適時開示制度の概要等	
2. 会社情報の適時開示制度の概要	・・・ 7
3. 適時開示制度以外の上場管理制度の概要	・・・ 9
第1編第2章 適時開示に関する実務要領	
2. 開示のスケジュールに関する留意事項	・・・ 10
4. 適時開示当日の手続きに関する留意事項	・・・ 12
第2編第1章 上場会社の決定事実	
1. 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を 引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し	・・・ 13
2. 発行登録及び需要状況調査の開始	・・・ 29
5. 自己株式の取得	・・・ 30
6. 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て	・・・ 31
8. 株式の分割又は併合	・・・ 33
10. 合併等の組織再編行為	・・・ 39
11. 公開買付け又は自己株式の公開買付け	・・・ 52
12. 公開買付け等に関する意見表明等	・・・ 60
13. 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	・・・ 71
15. 新製品又は新技術の企業化	・・・ 73
16. 業務上の提携又は業務上の提携の解消	・・・ 75
17. 子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項	・・・ 77
18. 固定資産の譲渡又は取得、リースによる固定資産の賃貸借	・・・ 80
22. 新たな事業の開始	・・・ 83
25. 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結、財務上の特約が付された社債の発行 又は財務上の特約の内容の変更等	・・・ 85
37. 定款の変更	・・・ 87

<sup>1</sup> 改訂後のページ番号は空欄としています。

38. 全部取得条項付種類株式の全部の取得	・・・88
39. 特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認	・・・94
40. その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項	・・・100

## 第2編第3章 決算短信等

1. 上場規程に基づく開示義務及び要請事項並びに開示に関する注意事項等	・・・101
-------------------------------------	--------

## 第2編第6章 子会社等の情報

【子会社等・孫会社の定義及び開示に関する取扱いについて】	・・・104
------------------------------	--------

## 第3編第1章 企業行動規範の概要

1. 総説	・・・105
2. 遵守すべき事項	・・・106
3. 望まれる事項	・・・109
【MBO等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】	・・・111
【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】	・・・118

## 第4編第2章 上場外国会社の適時開示等に関する実務上の取扱い

〔3〕企業行動規範の取扱い	・・・123
---------------	--------

## 第5編 東証への提出書類

〔3〕適時開示に係る提出書類	・・・124
〔4〕コーポレート・ガバナンスに関する報告書	・・・127

## 【用語集】

上場規程等において定める用語のうち、本ガイドブックにおいて頻繁に使用される用語は以下のとおりです。また、関連する法令等の内容を参考情報として記載しております。情報の正確性については万全を期しておりますが、法令等については改正も行われることから、実際の判断等に当たっては最新の法令等を参照してください。

用語	定義
親会社	<p>財表規則第8条第3項に規定する親会社をいう。(上場規程第2条第2号)</p> <p>【参考：財表規則第8条第3項】 「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。</p>
親会社等	親会社、その他の関係会社又はその親会社をいう。(上場規程第2条第3号)
関係会社	<p>財表規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。(上場規程第2条第19号)</p> <p>【参考：財表規則第8条第8項】 財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びにその他の関係会社をいう。</p>
関連会社	<p>財表規則第8条第5項に規定する関連会社をいう。(上場規程第2条第25号)</p> <p>【参考：財表規則第8条第5項】 会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。</p>
関連当事者	<p>連結財規第15条の4に規定する関連当事者（連結子会社を含む。）又は財表規則第8条第17項に規定する関連当事者をいう。</p> <p>【参考：連結財規第15条の4】 この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 連結財務諸表提出会社の親会社</li> <li>2 連結財務諸表提出会社の非連結子会社</li> <li>3 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等</li> <li>4 連結財務諸表提出会社のその他の関係会社（連結財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。以下この号において同じ。）並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社</li> <li>5 連結財務諸表提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社</li> <li>6 連結財務諸表提出会社の主要株主（金商法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。次号から第9号までにおいて同じ。）</li> <li>7 連結財務諸表提出会社の役員及びその近親者</li> <li>8 連結財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者</li> <li>9 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者</li> <li>10 前4号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社</li> <li>11 従業員のための企業年金（連結財務諸表提出会社又は連結子会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）</li> </ol>

	<p>【参考：財表規則第8条第17項】</p> <p>この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 財務諸表提出会社の親会社</li> <li>2 財務諸表提出会社の子会社</li> <li>3 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等</li> <li>4 財務諸表提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社</li> <li>5 財務諸表提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社</li> <li>6 財務諸表提出会社の主要株主（金商法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。次号及び第8号において同じ。）</li> <li>7 財務諸表提出会社の役員及びその近親者</li> <li>8 財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者</li> <li>9 前3号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社</li> <li>10 従業員のための企業年金（財務諸表提出会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）</li> </ol>
子会社	<p>財表規則第8条第3項に規定する子会社をいう。（上場規程第2条第36号）</p> <p>【参考：財表規則第8条第3項】</p> <p>「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。</p>
子会社等	<p>金商法第166条第5項に規定する子会社をいい、上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）にあつては、その子会社、関連会社その他の当取引所が必要と認める者をいう。（上場規程第402条第1号q）</p> <p>【参考：金商法第166条第5項】</p> <p>他の会社が提出した第5条第1項の規定による届出書、第24条第1項の規定による有価証券報告書若しくは第24条の5第1項の規定による半期報告書で第25条第1項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、第27条の31第2項の規定により公表した特定証券情報又は第27条の32第1項若しくは第2項の規定により公表した発行者情報のうち、直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載され、又は記録されたものをいう。</p>
支配株主	<p>次の①②のいずれかに該当する者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 親会社</li> <li>② 主要株主で、当該主要株主が自己の計算において所有している議決権と、次に掲げる者（③④）が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めているもの（①を除く）。以下「支配株主（親会社を除く。）」という。</li> <li>③ 当該主要株主の近親者（二親等内の親族をいう。）</li> <li>④ 当該主要株主及び③が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。）及び当該会社等の子会社（上場規程第2条第42号の2、施行規則第3条の2）</li> </ol>
支配株主等	<p>上記①、②、③、④又は④その他の関係会社のいずれかに該当する者をいう。</p>
支配株主、その他の関係会社その他施行規則	<p><u>支配株主、その他の関係会社及び次の各号に掲げる者をいう。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 上場会社と同一の親会社をもつ会社等（当該上場会社及びその子会社等を除く。）</u></li> <li><u>(2) 上場会社の親会社の役員及びその近親者</u></li> <li><u>(3) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）の近親者</u></li> </ol>

で定める者	<p>(4) <u>上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）及び前号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社（当該上場会社及びその子会社等を除く。）</u></p> <p>(5) <u>上場会社のその他の関係会社の親会社</u></p> <p>(6) <u>上場会社のその他の関係会社の子会社</u></p> <p><u>（上場規程第441条、施行規則第436条の3第3項）</u></p>
支配株主その他施行規則で定める者	<p><u>支配株主及び上記（1）から（4）までのいずれかに掲げる者をいう。支配株主及び次の各号に掲げる者をいう。</u></p> <p><u>（1）上場会社と同一の親会社をもつ会社等（当該上場会社及びその子会社等を除く。）</u></p> <p><u>（2）上場会社の親会社の役員及びその近親者</u></p> <p><u>（3）上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）の近親者</u></p> <p><u>（4）上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）及び前号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社（当該上場会社及びその子会社等を除く。）</u></p> <p>（上場規程第441条の2、施行規則第436条の4）</p>
主要株主	<p>金商法第163条第1項に規定する主要株主をいう。（上場規程第402条第2号b）</p> <p>【参考：金商法第163条第1項】</p> <p>自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって総株主等の議決権の100分の10以上の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取引規制府令で定めるものを除く。）を保有している株主をいう。</p>
上場会社	上場株券等の発行者をいう。（上場規程第2条第50号）
上場株券等	当取引所に上場している株券等をいう。（上場規程第2条第51号）
その他の関係会社	<p>財表規則第8条第8項第4号に規定するその他の関係会社をいう。（上場規程第2条第3号）</p> <p>【参考：財表規則第8条第17項第4号、第8項】</p> <p>財務諸表提出会社が他の会社等開示府令第19条第2項第1号の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。</p>
第三者割当	<p>開示府令第19条第2項第1号に規定する第三者割当をいう。（上場規程第2条第67号の2）</p> <p>【参考：開示府令第19条第2項第1号】</p> <p>当該有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。）の募集又は売出しが当該有価証券に係る株式又は新株予約権を特定の者に割り当てる方法（会社法第202条第1項の規定による株式の割当て及び同法第241条第1項又は同法第277条の規定による新株予約権の割当てによる方法（外国会社にあつては、これらに準ずる方法）並びに次の（1）から（4）までに掲げる方法を除く。）</p> <p>（1）一定の要件に該当する場合において、当該有価証券の募集又は売出しに係る引受人が当該有価証券と同一の種類の有価証券を当該募集又は売出しと同一の条件で売出しを行うこととされているときに、当該有価証券を当該引受人に割り当てる方法</p> <p>（2）新株予約権（譲渡が禁止される旨の制限が付されているものに限る。）を当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行者又はその関係会社の役員、会計参与又は使用人に割り当てる方法</p> <p>（3）提出会社又は関係会社が、これらの会社の役員、会計参与又は使用人（以下「役員等」という。）から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供の対価として当該役員等に生ずる債権の給付と引換えに当該役員等に交付される自社株等（当該提出会社が発行者である株式又は新株予約権（（2）に規定する新株予約権を除く。）をいう。以下（3）において同じ。）を当該役員等に割り当てる方法又は当該関係会社の役員等に給付されることに伴って当該債権が消滅する自社株等を当該関係会社の役員等に割り当てる方法</p>

	(4) 会社法第202条の2第1項各号(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる事項を募集事項を含む株式を割り当てる方法又は同法第236条第3項各号(同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる事項を内容とする新株予約権((2)に規定する新株予約権を除く。)を割り当てる方法
独立役員	一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役(会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。)又は社外監査役(会社法第2条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。)をいう。(上場規程第436条の2) ※ 本ガイドブックでは、独立役員の要件に該当する者全員ではなく、会社によって独立役員として指定された者のことを独立役員という場合があります。
買収への対応方針	上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず差別的な行使条件・取得条項付きの新株予約権の無償割当等を行うことにより当該上場会社に対する買収(主に、買収者が上場会社の株式を取得することでその経営支配権を得る行為をいう。以下同じ。)に対抗する旨を定めた対応の方針をいう。(上場規程第2条第80号)
買収への対抗措置	前号に規定する買収への対応方針で定めた新株予約権の無償割当等具体的な行為をいう。(上場規程第2条第80号の2)
筆頭株主	主要株主のうち所有株式数(他人(仮設人を含む。)名義のものを含み、金商法第163条第1項に規定する株式の所有の態様その他の事情を勘案して取引規制府令で定めるものを除く。)の最も多い株主をいう。(上場規程第402条第2号b)
孫会社	金商法施行令第29条第2号に規定する孫会社をいい、上場外国会社(当取引所が必要と認める者に限る。)にあつては、その子会社等の子会社等をいう。(上場規程第403条第1号i)  【参考:金商法施行令第29条第2号】 子会社が支配する会社として取引規制府令で定めるものをいう。 【参考:取引規制府令54条】 金商法施行令第29条第2号に規定する子会社が支配する会社として取引規制府令で定めるものは、 財務規則第8条第3項の規定に基づき上場会社等の子会社としてみなされる会社のうち同項及び同条第4項により当該子会社が意思決定機関を支配しているものとされる会社とする。
CB等	上場会社が第三者割当により発行する新株予約権付社債券、新株予約権証券及び取得請求権付株券をいう。(上場規程第410条、施行規則第411条第1項)
MBO	公開買付者が <u>公開買付</u> 対象者の役員である公開買付け(公開買付者が <u>公開買付</u> 対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であつて <u>公開買付</u> 対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。)のことをいう。(上場規程第441条第1項第1号参照)
MBO等	<u>MBO及び支配株主その他施行規則で定める者による公開買付けをいう。次の各号に掲げる事項(当該事項又は第1号若しくは第2号に掲げる事項の実施後に予定している一連の行為により上場会社が発行者である株券等が上場廃止となる見込みがあるものに限る。)をいう。</u> <u>(1) MBO</u> <u>(2) 公開買付者が支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者である公開買付け</u> <u>(3) 株式併合、株式交換、株式移転、全部取得条項付種類株式の全部の取得、株式等売渡請求に係る承認(支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者(本号に掲げる事項と一連の行為として行われる公開買付けによって新たにこれらの者になった者を除く。))が関連するものに限る。</u> <u>(上場規程第441条第1項)</u>
MSCB等	CB等であつて、CB等に付与又は表章される新株予約権又は取得請求権(以下「新株予約権等」という。)の行使に際して払込みをなすべき1株あたりの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券等の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。(上場規程第410条、施行規則第411条第2項)

**東京証券取引所 会社情報適時開示ガイドブック（2025年4月版）**  
〔 詳細目次 〕

（中略）

**第3編 企業行動規範及び自主規制の概要**

**第1章 企業行動規範の概要**

1. 総説
2. 遵守すべき事項
(1) 第三者割当に係る遵守事項
(2) 流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更の禁止
(3) MS C B等の発行に係る遵守事項
(4) 書面による議決権行使等の義務
(5) 上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備
(6) 独立役員の確保
(7) コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明
(8) 会社情報の英文開示
(9) <u>IR体制の整備</u>
(10-9) 上場内国会社の機関
(11-10) 社外取締役の確保
(12-11) 公認会計士等
(13-12) 業務の適正を確保するために必要な体制整備
(14-13) 買収への対応方針の導入に係る遵守事項
(15-14) MBO等の開示に係る遵守事項
(16-15) 支配株主との重要な取引等に係る遵守事項
(17-16) 内部者取引の禁止
(18-17) 反社会的勢力の排除
(19-18) 流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止
3. 望まれる事項
(1) 望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等
(2) コーポレートガバナンス・コードの尊重
(3) 取締役である独立役員の確保
(4) 独立役員が機能するための環境整備
(5) 独立役員等に関する情報の提供
(6) 女性役員の選任
(7) 英文開示の拡充
(8) 議決権行使を容易にするための環境整備
(9) 無議決権株式の株主への書類交付
(10) 内部者取引等の未然防止に向けた体制整備
(11) 反社会的勢力排除に向けた体制整備等
(12) 会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備
(13) <u>決算内容に関する補足説明資料の公平な提供</u>
4. 企業行動規範に係る報告義務
5. 企業行動規範違反への対応

【第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項】
【MSCB等の発行に関する実務上の留意事項】
【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】
【コーポレートガバナンス・コード】
【買収への対応方針の導入等に係る上場制度の概要】
<u>【MBO等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】</u>
【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】

(中略)

## 第5編 東証への提出書類

(中略)

### 〔3〕適時開示に係る提出書類

1. 第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等
2. 第三者割当の割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書
3. 増資の合理性に係る評価手続きに関する書面
4. 支配株主との取引状況等に関する報告
5. 会社情報の公開に関する通知書
6. 情報取扱責任者変更通知書
7. 会社情報の公表に至る経緯に関する報告書
<u>8. 算定機関が作成した算定書</u>

## 2. 会社情報の適時開示制度の概要

(中略)

### 【注意喚起制度の概要】

東証では、有価証券又はその発行者等の情報に関し、投資者に対する周知を目的として、必要があると認める場合には、投資者に対して注意喚起を行うことができる制度（以下「注意喚起制度」という。）を設けています。具体的には、投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれがあると認められる情報のうち、その内容が不明確であるもの（以下「不明確な情報」という。）が発生した場合や、その他有価証券又はその発行者等の情報に関して、注意を要すると認められる事情がある場合で、東証がその周知を必要と認める場合に注意喚起を行います。

【業務規程第30条】

- ※ 注意喚起制度は、不明確な情報に関する適切な情報開示までに時間を要する場合や、直ちに開示できる情報が限定される場合等に、機動的かつ柔軟に、投資者に注意喚起することを目的とした制度であって、上場規程の実効性の確保に関する処分又は措置ではありません。
- ※ 注意喚起制度は、東証が必要と認めた場合にその都度注意喚起を行うものであり、解除を伴うものではありません。不明確な情報が発生した当日に複数回注意喚起を行う場合や、同一の不明確な情報に対して、当該情報が発生した当日の翌営業日以降も連続して注意喚起を行う場合があります。
- ※ 注意喚起の実施の判断は、売買停止の実施の判断とは別に行います が、売買停止がすでに行われている場合には、原則として注意喚起を行いません。

#### a. 注意喚起を行う場合

「投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれがあると認められる情報」としては、例えば、エクイティ・ファイナンスに係る情報、買収や経営統合に係る情報、「業績予想の修正等」として情報開示が必要となる決算に係る情報、法的整理や私的整理に係る情報、虚偽記載に係る情報等が考えられます。

また、「その他有価証券又はその発行者等の情報に関して、注意を要すると認められる事情がある場合」としては、例えば、決定事実、発生事実、決算情報又は業績予想の修正等の開示時期を過ぎているにもかかわらず、開示を行わない場合や、投資者の投資判断を誤らせるおそれがある不明確な情報が発生しているにもかかわらず、当該不明確な情報について投資者による真偽の判断に資する情報開示を上場会社が行っていないと東証が認める場合等が考えられます。

なお、東証が「その周知を必要と認める場合」に注意喚起を行うため、上記に該当する場合に常に注意喚起するものではありません。

#### b. 注意喚起の方法

注意喚起は、取引参加者への通知、報道機関への公表及び日本取引所グループウェブサイトへの掲載等の方法により行います。

#### c. 信用取引残高の日々公表

注意喚起の対象となった上場会社が発行する有価証券について、東証が必要と認めた場合に、その信用取引残高を日々公表することとしています。

【有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則第2条第1号】

##### (a) 新たに日々公表の対象となる場合

以下のいずれかに該当する場合であって、その事由が株価や売買高等に大きな影響を与えたと東証が認めたときなどに、その翌営業日から、信用取引残高を日々公表することとします。

- ① 決定事実、発生事実、決算情報又は業績予想の修正等の開示時期を過ぎているにもかかわらず、

開示を行わない場合

- ② 不明確な情報について投資者による真偽の判断に資する情報開示を上場会社が行っていないと東証が認める場合

なお、適切な開示が行われた場合であっても、開示時刻によっては翌営業日のみ信用取引残高を公表することがありますので、ご注意ください。

(b) 日々公表を取り止める場合

(a) により信用取引残高の日々公表が行われている銘柄が、以下のいずれかに該当する場合には、翌営業日から、信用取引残高の日々公表を取り止めることができますものとします。

- ① 適切な開示が上場会社によって行われた場合  
② 「「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン」に定める「日々公表銘柄」からの解除基準に該当した場合

※当該ガイドラインは日本取引所グループウェブサイトに掲載しています。

(<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/doc/agreement/index.html>)

- ③ その他、日々公表の対象となった時から相当の期間が経過する等、東証が日々公表の取り止めが適当と認めた場合

### 3. 適時開示制度以外の上場管理制度の概要

#### (1) 株式事務等に関する遵守事項

(中略)

#### (2) 書類の提出等の手続

(中略)

#### (3) 企業行動規範

上場会社は、金融商品市場を構成する一員としての一層の自覚を持ち、会社情報の開示の一層の充実を図ることにより透明性を確保することが求められることに加えて、投資者保護及び市場機能の適切な発揮のため、企業行動において適切な対応をとることが求められています。こうした観点から、上場会社として最低限守るべき事項を明示する「遵守すべき事項」と上場会社に対して努力すべき事項を明示する「望まれる事項」により構成された企業行動規範が上場規程において定められています。

詳細は、「第3編第1章 企業行動規範の概要」を参照してください。

【上場規程第432条～第451-2条関係】

#### (4) 上場会社に対する自主規制

(中略)

#### (5) 上場廃止

(中略)

## 2. 開示のスケジュールに関する留意事項

### (1) 開示を行うべき時期の確認

(中略)

### (2) 事前相談の要否・時期の確認

以下の開示項目のうち一定の要件（詳細については、各開示項目を参照ください。）に該当する開示を行おうとする場合には、事前相談を行うことが必要です。事前相談にあたっては、以下の時期公表予定日の遅くとも10日前（不相当合併の軽微基準に該当しない吸収合併等を行う場合は2週間前、買収への対応方針の導入については3週間前（いわゆる有事導入において、時間的余裕がない場合も、準備が整い次第速やかに））までに、開示資料（案）等を東証の上場会社担当者までメールにてご送付ください。内容を確認後に東証の上場会社担当者よりご連絡いたします。

開示項目	事前相談が必要な時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>第三者割当</u></li> <li>・<u>MSCB等の発行</u></li> <li>・<u>新株予約権無償割当て（発行する新株予約権証券を上場させる場合を除く）</u></li> <li>・<u>上場廃止が見込まれる株式併合</u></li> <li>・<u>合併等の組織再編行為</u></li> <li>・<u>公開買付け又は自己株式の公開買付け</u></li> <li>・<u>公開買付けに関する意見表明等</u></li> <li>・<u>全部取得条項付種類株式の全部の取得</u></li> <li>・<u>特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認</u></li> </ul>	<p><u>公表予定日の遅くとも10日前</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>不相当合併の軽微基準に該当しない吸収合併等</u></li> </ul>	<p><u>公表予定日の遅くとも2週間前</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>買収への対応方針の導入・買収への対抗措置の発動（*1）</u></li> <li>・<u>優先株等（*2）に係る発行登録（上場予定の場合）</u></li> <li>・<u>優先株等の発行に向けた定款変更（上場予定の場合）</u></li> <li>・<u>新株予約権無償割当て（発行する新株予約権証券を上場させる場合）</u></li> </ul>	<p><u>公表予定日の遅くとも3週間前</u></p>

（\*1）いわゆる有事導入において、時間的余裕がない場合も、準備が整い次第速やかに事前相談を行ってください。

（\*2）非参加型優先株又は子会社連動配当株をいいます。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>第三者割当</u></li> <li>・<u>MSCB等の発行</u></li> <li>・<u>買収への対応方針の導入・買収への対抗措置の発動</u></li> <li>・<u>新株予約権無償割当て</u></li> <li>・<u>上場廃止が見込まれる株式併合</u></li> <li>・<u>合併等の組織再編行為</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>公開買付け又は自己株式の公開買付け</u></li> <li>・<u>公開買付けに関する意見表明等</u></li> <li>・<u>全部取得条項付種類株式の全部の取得</u></li> <li>・<u>特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認</u></li> <li>・<u>不相当合併の軽微基準に該当しない吸収合併等</u></li> </ul>
--	---

上記の開示項目のうち一定の要件に該当する場合以外であっても、東証からの要請事項と異なる開示を行う場合、前例のないスキームを検討されている場合、遵守事項の関係で懸念事項がある場合など、開示上、特に考慮を要する事情があると考えられる場合は、時間的な余裕をもって事前相談を行うようにしてください。

また、年末年始など公表予定日までの間に休日が多く含まれる場合は、十分な余裕をもって事前相談を行うようにしてください。

なお、事前相談の要否が不明な場合は、東証の上場会社担当者までお問い合わせください。

### (3) 適時開示に関連する手続きの要否の確認

適時開示の内容によっては、適時開示に先立ち、書類の取得・提出などの一定の手続きが必要となる場合があります。

例えば、当該行為が支配株主との取引等に該当する場合には、当該支配株主からの独立性を有するとの間に利害関係を有しない者による意見を入手する必要があります（詳細については「第3編第1章【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください）。

また、一定の要件に該当する第三者割当増資を行う場合にも第三者からの意見の入手又は株主の意思確認を行う必要があります（詳細については「第3編第1章【第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項】」を参照してください）。

### (4) 法定開示書類の提出の要否の確認

(中略)

## 4. 適時開示当日の手続きに関する留意事項

### (1) 開示を行う時間の決定

適時開示は、立会時間中であるか否かにかかわらず情報の決定又は発生後速やかに開示してください。決算発表についても、立会時間中であるか否かにかかわらず開示が可能となり次第速やかに開示してください。東証では、15時30分以降であっても、T o S T N e T市場における取引が行われており、また、上場株券の取引は取引所外でも行われますので、上場会社には、投資者への迅速な情報伝達や、市場取引によって資本市場の価格発見機能を適切に発揮する観点を踏まえ、立会時間中であるか否かを問わず迅速かつ公平な開示を行うことが強く求められます。(詳細は、「第1編第2章2.(1)開示を行うべき時期の確認」を参照してください。)

なお、投資判断上重要な会社情報が立会時間中に開示された場合は、その情報を正確、公平に周知させる観点から上場有価証券の売買を停止することがありますが、売買停止の原因となった会社情報が開示された時点から、原則として、15分を経過した時点で売買が再開されます。(詳細は、「第1章2.【売買停止制度の概要】」を参照してください。)

適時開示は、投資者への情報提供の観点を踏まえ、平日の日中に開示することが望ましいことから、原則として、17時までには開示するようにしてください。

#### ※ 夜間・休日における開示について

夜間(17時以降)又は休日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始)に決定事実を業務執行決定機関が決定することを予定している場合は、その事情等についてあらかじめ東証まで相談してください。また、夜間又は休日に、急遽、決定事実を業務執行決定機関が決定することとなった場合や、発生事実を認識した場合は、速やかに東証まで相談してください。

なお、夜間・休日における開示手続き等の詳細は、T D n e t オンライン登録サイト内の「FAQ」(その他の質問)や上場会社ナビに掲載しています。

### (2) T D n e t への登録

(中略)

### (3) 開示資料に関する説明

(中略)

### (4) T D n e t 以外の方法による情報開示

(中略)

**1. 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し**

**(1) 上場規程に基づく開示義務**

(中略)

**(2) 開示事項及び開示・記載上の注意**

(中略)

**① 公募による株式発行に係る募集の場合（自己株式処分に係る募集を含む。）**

(中略)

**② 株主割当てによる株式発行に係る募集の場合**

(中略)

**③ 公募又は株主割当てによる新株予約権発行に係る募集の場合（自己新株予約権処分に係る募集を含む。）**

(中略)

**④ 公募による新株予約権付社債発行に係る募集の場合**

(中略)

**⑤ 株式又は新株予約権の売出しの場合**

(中略)

**⑥ 第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債発行に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）**

(中略)

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示資料の表題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債発行に係る募集であることが判別できる表題とする。</li> </ul>
<p>1. 募集の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集の概要として下記事項を記載する。</li> </ul> <p>[株式発行に係る募集の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 払込期日</li> <li>(2) 発行新株式数</li> <li>(3) 発行価額</li> <li>(4) 調達資金の額</li> <li>(5) 募集又は割当方法（割当予定先含む。）</li> <li>(6) その他投資判断上重要又は必要な事項</li> </ul> <p>[新株予約権発行に係る募集の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 割当日</li> <li>(2) 発行新株予約権数</li> <li>(3) 発行価額</li> <li>(4) 当該発行による潜在株式数</li> <li>(5) 調達資金の額</li> <li>(6) 行使価額</li> <li>(7) 募集又は割当方法（割当予定先含む。）</li> <li>(8) その他投資判断上重要又は必要な事項</li> </ul> <p>[新株予約権付社債発行に係る募集の場合]</p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 払込期日</li> <li>(2) 新株予約権の総数</li> <li>(3) 社債及び新株予約権の発行価額</li> <li>(4) 当該発行による潜在株式数</li> <li>(5) 調達資金の額</li> <li>(6) 行使価額又は転換価額</li> <li>(7) 募集又は割当方法（割当予定先含む。）</li> <li>(8) その他投資判断上重要又は必要な事項</li> </ul>
2. 募集の目的及び理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集の目的及び理由について、わかりやすく具体的に記載する。</li> <li>・ 特に、第三者割当による資金調達を選択しようとする理由について、わかりやすく具体的に記載する。</li> <li>※ 具体的には、次の観点により記載するよう留意する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己資本を拡充していくにあたっての方針との整合性</li> <li>・ 株式の希薄化による株主に対する影響</li> <li>・ 既存株主にとってのメリット及びデメリット（第三者割当以外の方法（公募等）による資金調達方法との比較を含む。）</li> </ul> </li> <li>※ 第三者割当による募集株式等の割当て等により、割当予定先（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等を除く）が、会社法第206条の2又は第244条の2に規定する特定引受人となる場合には、次の事項を含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社外取締役の意見が取締役会の判断と異なる場合には、その意見</li> <li>・ 当該第三者割当に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見の内容</li> </ul> </li> </ul>
3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達する資金の額（差引手取概算額）、具体的な使途及び支出予定時期について説明する。</li> <li>※ 新株予約権の場合、権利行使されない（調達額が変動する）可能性も踏まえて記載する。</li> <li>・ 併せて、実質的な資金の入手スケジュール及び実質的な調達額（払込後これらが変更するリスクがある場合には当該リスクを含む。）、調達資金の支出実行までの管理方法についてもわかりやすく具体的に記載する。</li> <li>※ 資金使途又は支出予定時期が未定の場合には、開示が可能となり次第、追加開示が必要となります。また、後日、資金使途及び支出時期について、変更が生じた場合には、「開示事項の変更」として開示が必要となります。</li> <li>※ 資金使途がM&amp;A（企業買収、資本提携等をいう。）である場合には、M&amp;Aの実施に伴う将来の事業構想（M&amp;Aを予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示）、資金充当の期限及びM&amp;Aに資金が充当されなかった場合の代替使途（具体的な内容及び金額の表示）を記載する。</li> </ul>
4. 資金使途の合理性に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金使途の合理性に関する考え方を記載する。</li> <li>※ 調達する資金が有効に活用され、結果として、将来的な収益の向上、あるいは借入金の返済などを通じたバランスシートの改善に繋がることが見込まれるなど、既存株主にとっても合理性があることが望まれます。</li> <li>※ 既存株主の立場から言えば、株式の希薄化を補うだけの1株あたりの利益の向上が図られるものであることが望まれます。</li> </ul>
5. 発行条件等の合理性	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容について、わかりやすく具体的に記載する。</li> <li>※ 払込金額の算定において採用した株価及びディスカウント率について、それぞれを採用するに至った考え、理由及び判断の過程をわかりやすく具体的に記載する。</li> <li>・ 払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会が表明する意見等をわかりやすく具体的に記載する。ただし、①株主総会において会社法に基づく有利発行の特別決議を経る場合、又は、②決議の直前日の価額、決議日から1か月、3か月、6か月の平均の価額からのディスカウント率を勘案して会社法上の有利発行に該当しないことが明らかな場合（上場株式の場合に限る。）であって、かつ、①又は②であることの記載がある場合に</li> </ul> </li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>は、不要とします（必要な記載がない場合は、適時開示義務違反となりますので、十分に留意してください）。</p> <p>※ 払込金額等の発行条件を決定するにあたり、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）を参考に時価の90%相当額を下回らないように設定しさえすれば足りると考えていると見受けられる事例もありますが、本来、割当予定先が経済的利益を享受できる可能性、発行体の信用リスク、社債の利率を含む発行条件、割当予定先が負う価格下落リスク、株式の消化可能性その他の様々な観点から十分な検討を行い、総合的に判断することが望まれます。</p>
(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠について、考慮した主な要素を含めて、わかりやすく具体的に記載する。</li> <li>※ 発行される株券等が、急激な株価下落を引き起こさずに円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しているとともに、株式の希薄化の規模が、調達する資金の使途、調達額をはじめ、発行会社の時価総額等を総合的に勘案し、既存株主に対して合理的な説明が行えるものであることが求められます。</li> <li>※ 発行される株式数の発行済株式数に占める割合が高い場合は、株式の希薄化及び流通市場への影響について配慮が求められます。</li> </ul>
6. 割当予定先の選定理由等	<p>※ 割当予定先が複数ある場合は、それぞれ募集数量を記載したうえで複数記載する。</p>
(1) 割当予定先の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割当予定先の概要について、名称、本店の所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社（上場会社の支配株主等を含む。）と割当予定先（割当予定先の支配株主等を含む。）との間の関係（*1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（*2）を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（*1）上場会社と当該会社との間の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。</li> </ul> </li> <li>（*2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金 <ul style="list-style-type: none"> <li>（※）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、当該会社の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>※ 割当予定先が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、職業の内容、上場会社と当該個人との間の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。</li> <li>※ 割当予定先がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。</li> <li>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割当予定先が反社会的勢力と関係がないことを確認している旨を記載する。</li> </ul>
(2) 割当予定先を選定した理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割当予定先を選定した理由について、割当予定先を選定するに至った経緯を含め、わかりやすく具体的に記載する。</li> <li>・ 証券会社による買受け又はあっせんである場合には、その旨及びその証券会社の名称を記載する。</li> </ul>
(3) 割当予定先の保有方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割当予定先の保有方針について可能な範囲で記載する。</li> <li>・ 上場規程の定めに基づき、募集株式の割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の譲渡時における東証への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧等の事項について確約する予定がある旨を記載する。</li> </ul> <p>※ 上場会社が、第三者割当を行う場合には、東証の上場規程の定めに基づき、募集株式の割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の譲渡時における東証への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧等の事項について確約することなどが義務付けられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行される株券等について、その譲渡を制限する場合には、その旨及びその内容を記載する。</li> </ul>
(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容を記載する。</li> <li>・ 特に、割当予定先が過去において失権を起している場合や、割当予定先の売上高・総資産・純資産等の規模に照らし、当該第三者割当の払込みに要する金額を有している又は調達し得ることが合理的に推認されない場合には、十分に確認を行い、確認方法及び確認結果についてより具体的に記載することが求められます。</li> </ul>
7. 第三者割当後の大株主及び持株比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者割当後における大株主の状況及び持株比率の見込みを記載する。なお、長期保有が見込まれない場合は、募集後の欄を削除する。</li> </ul> <p>※ 今回の募集分について長期保有を約している場合には、今回の潜在株式数を反映して記載する。</p>
8. 今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。</li> <li>・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。</li> </ul>
9. 企業行動規範上の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業行動規範上の独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認を要する場合には、以下の事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手を行う場合には、当該意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む。）の概要</li> <li>b. 当該割当てに係る株主総会の決議などの株主の意思確認を行う場合には、当該意思確認手続きの内容及び当該意思確認手続きの実施予定日</li> </ul> </li> <li>・ これらの手続きを要しない場合には、その旨及び以下の事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該第三者割当の希薄化率が25%未満である旨</li> <li>・ 当該第三者割当により支配株主の異動（新株予約権の転換・行使による異動を含む。）が見込まれない旨</li> </ul> </li> </ul>
・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項	
<p>[本行為が支配株主との取引等である場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支配株主との取引等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。</li> <li>・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。</li> <li>・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有すると利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。</li> </ul> <p>※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む。）の概要がわかるように記載する。</p> <p>※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。</p>

開示事項	開示・記載上の注意
<p>[本行為に伴い、ガバナンス又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の2に規定するガバナンスに関する合意を締結する場合には、当該合意の内容、目的及びガバナンスへの影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を記載する。</li> <li>本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の3に規定する株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合には、当該合意の内容及び目的を記載する。</li> </ul>
<p>10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最近3年間の売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり純資産を記載する。</li> <li>また、最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況等について、方法、時期、調達した資金の額（差引手取概算額）、募集時の発行済株式数、募集による発行株式数（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は潜在株式数）、行使状況、当初の資金の使途、当初の支出予定時期及び現時点における資金の充当状況（当初の資金の使途と異なる場合は、その経緯及び理由について簡潔に記載する。）を記載する。</li> <li>※ 自己株式の処分に係る募集又は自己新株予約権の処分に係る募集も含めて記載する。</li> <li>最近の3決算期末における株価及び直近6か月の株価の推移も記載する。</li> </ul>
<p>11. 発行要項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券届出書記載事項のうち、当該募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債のスキームを理解・判断するために必要な事項を記載する。</li> </ul>

## 特例① MSCB等の発行に係る募集の場合

(中略)

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> <li>開示資料の表題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MSCB等の発行に係る募集であることが判別できる表題とする。</li> <li>新株予約権付社債については題末に（MSCBの発行）、また、新株予約権については題末に（MSワラントの発行）と記載する。</li> <li>※ これに代えて、題末に「（転換価額修正条項付）」又は「（行使価額修正条項付）」と記載する、あるいは、「転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行」又は「行使価額修正条項付新株予約権付社債の発行」のように表題の文中に転換価額等の修正条項が設けられている旨を記載することでも差し支えないものとする。</li> </ul>
<p>1. 募集の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集の概要として下記事項並びにMSCB等に係る譲渡制限及び行使数量制限の内容について記載する。</li> </ul> <p>[新株予約権発行に係る募集の場合]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>割当日</li> <li>発行新株予約権数</li> <li>発行価額</li> <li>当該発行による潜在株式数（行使価額の上限值及び下限値における潜在株式数も記載する）</li> <li>調達資金の額</li> <li>行使価額及び行使価額の修正条項</li> <li>募集又は割当方法（割当予定先含む。）</li> <li>その他投資判断上重要又は必要な事項</li> </ol> <p>[新株予約権付社債発行に係る募集の場合]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>払込期日</li> <li>新株予約権の総数</li> <li>社債及び新株予約権の発行価額</li> <li>当該発行による潜在株式数（行使価額（転換価額）の上限值及び下限値における潜在株式数も記載する）</li> <li>調達資金の額</li> <li>行使価額（転換価額）及びその修正条項</li> <li>募集又は割当方法（割当予定先含む。）</li> <li>その他投資判断上重要又は必要な事項</li> </ol>
<p>2. 募集の目的及び理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集の目的及び理由について、わかりやすく具体的に記載する。</li> <li>特に、MSCB等の発行による資金調達を選択することとした理由について、当該MSCB等の商品性に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。</li> <li>※ 具体的には、次の観点により記載するよう留意する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>自己資本を拡充していくにあたっての方針との整合性</li> <li>株式の希薄化による株主に対する影響</li> <li>既存株主にとってのメリット及びデメリット（MSCB等以外の方法（公募等）による資金調達方法との比較を含む）</li> </ul> </li> <li>※ 第三者割当による募集株式等の割当て等により、割当予定先（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等を除く）が、会社法第244条の2に規定する特定引受人となる場合には、次の事項を含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>社外取締役の意見が取締役会の判断と異なる場合には、その意見</li> <li>当該第三者割当に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見の内容</li> </ul> </li> </ul>
<p>3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達する資金の額（差引手取概算額）、具体的な使途及び支出予定時期について説明する。</li> <li>※ 新株予約権の場合、権利行使されない（調達額が変動する）可能性も踏まえて記載する。</li> <li>併せて、実質的な資金の入手スケジュール及び実質的な調達額（払込後これらに変更するリスクがある場合には当該リスクを含む。）、調達資金の支出実行までの管理方法についてもわかりやすく具体的に記載する。</li> <li>※ 資金使途又は支出予定時期が未定の場合には、開示が可能となり次第、追加開</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>示が必要となります。また、後日、資金使途及び支出時期について、変更が生じた場合には、「開示事項の変更」として開示が必要となります。</p> <p>※ 資金使途がM&amp;A（企業買収、資本提携等をいう。）である場合には、M&amp;Aの実施に伴う将来の事業構想（M&amp;Aを予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示）、資金充当の期限及びM&amp;Aに資金が充当されなかった場合の代替使途（具体的な内容及び金額の表示）を記載する。</p>
4. 資金使途の合理性に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達する資金使途の合理性に関する考え方を記載する。</li> <li>※ 調達する資金が有効に活用され、結果として、将来的な収益の向上、あるいは借入金の返済などを通じたバランスシートの改善に繋がることが見込まれるなど、既存株主にとっても合理性があることが望まれます。</li> <li>※ 既存株主の立場から言えば、株式の希薄化を補うだけの1株あたりの利益の向上が図られるものであることが望まれます。</li> </ul>
5. 発行条件等の合理性	
(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 払込価額、行使価額（修正条項を含む。）、行使期間その他の発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的な内容について、考慮した主要要素を含めて、わかりやすく記載する。</li> <li>・ 払込金額が処分予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会が表明する意見等をわかりやすく具体的に記載する。ただし、株主総会において会社法に基づく有利発行の特別決議を経る場合であって、かつ、その旨の記載がある場合には、不要とします。（必要な記載がない場合は、適時開示義務違反となりますので、十分に留意してください。）</li> <li>※ 行使価額の修正条項等の発行条件を決定するにあたり、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）を参考に時価の90%相当額を下回らないように設定しさえすれば足りると考えていると見受けられる事例もありますが、本来、買受人が経済的利益を享受できる可能性、発行体の信用リスク、社債の利率を含む発行条件、買受人が負う価格下落リスク、株式の消化可能性その他の様々な観点から十分な検討を行い、総合的に判断することが望まれます。</li> </ul> <p>なお、MSCB等の条件決定にあたって、修正後の行使価額が時価の90%相当額を下回る設定をするような場合には、株式の希薄化又は流通市場への影響が大きいものと一般的に考えられ、上場規程に基づく企業行動規範に反するものとして公表措置等の実行性確保手段の対象となりますので、十分に留意してください。</p>
(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ MSCB等の発行数量及び行使された場合に生じる株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠について、考慮した主要要素を含めて、わかりやすく具体的に記載してください。</li> <li>※ 行使対象株式が、行使可能期間において急激な株価下落を引き起こさずに円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しているとともに、発行しようとするMSCB等の数量及び行使された場合に生じる株式の希薄化の規模が、調達する資金の使途、調達額をはじめ、発行会社の時価総額等を総合的に勘案し、既存株主に対して合理的な説明が行えるものであることが求められます。</li> <li>※ MSCB等の新株予約権等の行使により交付され得る株式数の発行済株式数に占める割合が相当程度高い場合は、株式の希薄化又は流通市場への影響が大きいと一般的に考えられ、上場規程に基づく企業行動規範に反するものとして公表措置等の実行性確保手段の対象となりますので、十分に留意してください。また、このような場合には、合理的な事業計画が策定され、中期的に株主価値が向上すると見込まれるなど既存株主にとってのメリットについて説明が行えるものであるかについて十分に留意してください。</li> </ul>
6. 割当予定先の選定理由等	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 割当予定先が複数ある場合は、それぞれ募集数量を記載したうえで複数記載する。</li> </ul>
(1) 割当予定先の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割当予定先の概要について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社（上場会社の支配株主等を含む。）と割当予定先（割当予定先の支配株主等を含む。）の関係（*1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（*2）を記載する。</li> </ul> <p>（*1）上場会社と当該会社との間の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の</p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。</li> </ul> <p>(※2) 純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金 (※) 連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、当該会社の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。</p> <p>※ 割当予定先が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、職業の内容、上場会社と当該個人との間の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。</p> <p>※ 割当予定先がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。</p> <p>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>割当予定先が反社会的勢力と関係がないことを確認している旨を記載する。</li> </ul>
(2) 割当予定先を選定した理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>割当予定先を選定するに至った経緯を含め、割当予定先を選定した理由について、わかりやすく具体的に記載する。</li> <li>証券会社による買受け又はあっせんである場合には、その旨及びその証券会社の名称を記載する。</li> </ul>
(3) 割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>割当予定先の保有方針について可能な範囲で記載する。</li> <li>上場規程に基づきMSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じている旨を記載する。</li> </ul> <p>※ 上場規程第434条第1項、施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、上場会社は、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講ずることが義務付けられています。</p> <p>※ 上場規程第434条第2項、施行規則第436条第6項の定めに基づき当該義務が適用除外となる場合にはその旨を記載する。</p> <p>(例)</p> <p>「当社と割当予定先である〇〇投資事業組合は、東京証券取引所の定める上場規程第434条第1項、施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づきMSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じています。」</p> <p>「本MSCBについては、割当予定先との業務提携及び資本提携のために発行するものであり、割当予定先は取得後1年間保有を継続し、株券に転換しないことを確約しています。また、割当予定先は、継続保有期間において、当社株券等に係る株券等貸借取引及び店頭デリバティブ取引を行わないことを確約しています。このため、当社と割当予定先である〇〇投資事業組合は、東京証券取引所の定める上場規程第434条第2項の定めに基づ</p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>づき、割当予定先による株券への転換を制限する措置を講じていません。」</p> <p>※ 発行時点において上記措置を講じていない場合は、上場規程違反となるおそれがありますので十分に留意してください。</p>
(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容を記載する。</li> <li>特に、割当予定先が過去において失権を起こしている場合や、割当予定先の売上高・総資産・純資産等の規模に照らし、当該第三者割当の払込みに要する金額を有している又は調達し得ることが合理的に推認されない場合には、十分に確認を行い、確認方法及び確認結果についてより具体的に記載することが求められます。</li> </ul>
(5) 株券貸借に関する契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社役員、役員関係者及び大株主と割当予定先との間における、自社株券の貸借に関する契約・合意等がある場合又は契約・合意等を行う予定がある場合には、契約・合意の内容について可能な範囲で記載する。</li> </ul>
7. 募集後の大株主及び持株比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集後の大株主及び持株比率の見込みを記載する。なお、長期保有が見込まれない場合は、募集後の欄を削除する。</li> </ul> <p>※ 今回の募集分について長期保有を約している場合には、今回の潜在株式数を反映して記載する。</p>
8. 今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。</li> <li>今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。</li> </ul>
9. 企業行動規範上の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業行動規範上の独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認を要する場合には、以下の事項を記載する。これらの手続きを要しない場合にはその理由を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手を行う場合には、当該意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む。）の概要</li> <li>当該割当てに係る株主総会の決議などの株主の意思確認を行う場合には、当該意思確認手続きの内容及び当該意思確認手続きの実施予定日</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 手続きを要しない場合には、以下の事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該第三者割当の希薄化率が25%未満である旨</li> <li>当該第三者割当により支配株主の異動（新株予約権の転換・行使による異動を含む。）が見込まれない旨</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項</li> </ul>	
<p>[本行為が支配株主との取引等に関するものである場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支配株主との取引等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。</li> <li>当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。</li> <li>公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、<u>支配株主からの独立性を有すると利害関係のない</u>者から入手した意見の概要について記載する。</li> </ul> <p>※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む。）の概要がわかるように記載する。</p> <p>※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。</p>
<p>[本行為に伴い、ガバナンス又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の2に規定するガバナンスに関する合意を締結する場合には、当該合意の内容、目的及びガバナンスへの影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を記載する。</li> <li>本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の3に規定する株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合には、当該合意の内容及び目的を記載する。</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最近3年間の売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり純資産を記載する。</li> <li>・ また、最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況等について、方法、時期、調達した資金の額（差引手取概算額）、募集時の発行済株式数、募集時の潜在株式数、行使状況、現時点での潜在株式数、当初の資金の使途、当初の支出予定時期及び現時点における資金の充当状況（当初の資金の使途と異なる場合は、その経緯及び理由について簡潔に記載する。）を記載する。 ※ 自己株式の処分に係る募集又は自己新株予約権の処分に係る募集も含めて記載する。</li> <li>・ 最近の3決算期末における株価及び直近6か月の株価の推移も記載する。</li> </ul>
11. 発行要項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有価証券届出書記載事項のうち、当該募集新株予約権又は募集新株予約権付社債のスキームを理解・判断するために必要な事項を記載する。</li> </ul>

**特例② 買収への対応方針の導入・買収への対抗措置の発動に伴う株式又は新株予約権を引き受ける者の募集の場合**

（中略）

## ⑦ 株式報酬としての株式発行に係る募集の場合（自己株式処分に係る募集を含む。）

(中略)

## a. 発行の概要

- (a) 払込期日
- (b) 発行する株式の種類及び数
- (c) 発行価額
- (d) 発行総額
- (e) 割当予定先

- ・ 以下のいずれかを記載する。
  - ・ 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数
  - ・ 割当予定先の名称

## (f) その他投資判断上重要又は必要な事項

## b. 発行の目的及び理由

- ・ 株式報酬制度を採用している目的・考え方について記載する。
- ・ 株式報酬制度の概要についてわかりやすく記載する。具体的には、金銭債権・信託金の上限額、発行株式数の上限、発行総額の考え方、発行（交付）条件・譲渡制限の解除条件（業績連動条件が付されている場合は当該条件をわかりやすく記載する。）、株式の管理に関する定め（信託契約を締結している場合は当該信託契約の概要を含み、持株会契約を締結している場合は当該持株会契約の概要を含む。）、その他株式割当契約又は株式交付規程の概要等を記載することが考えられます。
- ・ 株式の希薄化の規模が、発行の理由・目的に照らして合理的であると判断した根拠についても記載することが考えられます。

## c. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

- ・ 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容についてわかりやすく記載する。
- ・ 第三者割当に該当する場合には、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会が表明する意見等を記載する。ただし、①株主総会において会社法に基づく特別決議を経る場合、又は、②決議の直前日の価額、決議日の1か月、3か月、6か月の平均の価額からのディスカウント率を勘案して会社法上の有利発行に該当しないことが明らかな場合（上場株式の場合に限る。）であって、かつ、①又は②であることの記載がある場合は不要とします。

## d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

（割当予定先が上場会社又は関係会社の役員等以外の個人である場合（退任又は退職した役員等に対して在職中の役務提供の対価として株式を発行する場合を除く。））

## e. 割当予定先の選定理由等

- ・ 割当予定先の概要、割当予定先を選定した理由及び割当予定先の保有方針について記載する。
- ・ この項目にかかる記載は、「⑥第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」の開示・記載上の注意をご参照ください。

（第三者割当に該当する場合）

## f. 企業行動規範上の手続き

希薄化率が25%以上となる時又は支配株主が異動することになるときは、企業行動規範上の手続きとして、独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。この項目にかかる記載は、「⑥第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」の開示・記載上の注意をご参照ください。

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

## g. 支配株主との取引に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有すると利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
  - ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。
  - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。
  - ※ 支配株主との取引等については、上場会社の親会社役員及びその近親者並びに上場会社の支配株主（親会社を除く。）及びその近親者が、上場会社の役職員を兼任している場合に、これらの者に対して株式を発行する場合があります。

## ⑧ 株式報酬としての新株予約権発行に係る募集の場合（自己新株予約権処分に係る募集を含む。）

(中略)

## a. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

- ・ 発行の目的及び理由について、わかりやすく具体的に記載する。  
 ※ 新株予約権が行使された場合に生じる株式の希薄化の規模等が、発行の理由・目的に照らして合理的であると判断した根拠についても記載することが考えられます。

## b. 新株予約権の発行要領

## (a) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

- ・ 新株予約権の割当て（会社法第243条第1項）の結果、募集事項の決定時（発行決議時）における開示内容と変更が生じた場合は、割当ての確定日に変更後の割当内容を発行内容の確定として開示する。

## (b) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

## (c) 新株予約権の総数

## (d) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

- ※ 金銭の払込みの要否及び第三者割当への該当性により、以下を含めて記載する。

〔金銭の払込みを要しないこととする場合〕（会社法第238条第1項第2号）

- ・ 払込みを要しない旨
- ・ 払込みを要しないこととすることが有利発行に該当しない場合には、その旨

〔金銭の払込みを要することとする場合〕（会社法第238条第1項第3号）

- ・ 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容について、わかりやすく記載する。
- ・ 募集事項の決定時（発行決議時）の開示の際に具体的な払込金額が定まっていない場合は、払込金額の算定方法を記載し、別途、払込金額の算定日に具体的な金額を発行内容の確定として開示する。
- ・ 募集事項の決定時（発行決議時）に割当予定先の有する報酬請求権等と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する旨を併せて記載する。
- ・ 払込金額が有利発行に該当しない場合には、その旨

〔第三者割当に該当する場合〕

- ・ 払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会が表明する意見等を記載する。ただし、株主総会において会社法に基づく有利発行の特別決議を経る場合であって、かつ、その旨の記載がある場合には、不要とします。

## (e) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）

- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法を定めない場合（会社法第236条第3項）は、金銭の払込み又は会社法第236条第1項第3号の財産の給付を要しない旨を記載する。

## (f) 新株予約権の権利行使期間

## (g) 新株予約権の行使の条件

## (h) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ・ 募集事項の決定時（発行決議時）の開示の際に具体的な金額の確定が困難である場合は、「資本金の増加額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときはこれを切り上げる。残額は資本準備金に組み入れる。」などと記載する。

## (i) 新株予約権の取得に関する事項

- (j) 新株予約権の譲渡制限
- (k) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- (l) 新株予約権の割当日
- (m) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

c. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(割当予定先が上場会社又は関係会社の役員等以外の個人である場合（退任又は退職した役員等に対して在職中の役務提供の対価として新株予約権を発行する場合を除く。))

d. 割当予定先の選定理由等

- ・ 割当予定先の概要、割当予定先を選定した理由及び割当予定先の保有方針について記載する。
- ・ この項目にかかる記載は、「⑥第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」の開示・記載上の注意をご参照ください。

(第三者割当に該当する場合)

e. 企業行動規範上の手続き

希薄化率が25%以上となる時又は支配株主が異動することになるときは、企業行動規範上の手続きとして、独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。この項目にかかる記載は、「⑥第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」の開示・記載上の注意をご参照ください。

(本行為が支配株主との取引等に関するものである場合)

f. 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」の適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有すると利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
  - ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。
  - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。
  - ※ 支配株主との取引等については、上場会社の親会社役員及びその近親者並びに上場会社の支配株主（親会社を除く。）及びその近親者が、上場会社の役職員を兼任している場合に、これらの者に対してストック・オプションを発行する場合を含みます。

⑨ 役員等に対する新株予約権発行に係る募集の場合（自己新株予約権処分に係る募集を含む。）（株式報酬としての新株予約権発行に係る募集の場合を除く。）

（中略）

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> <li>開示資料の表題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有償ストック・オプションを発行する場合には、それが判別できる表題とする。 （例）「有償ストック・オプションの発行に関するお知らせ」</li> </ul>
<p>1. 発行の目的及び理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行の目的及び理由について、わかりやすく具体的に記載する。</li> <li>新株予約権が行使された場合に生じる株式の希薄化の規模、発行数量、発行条件（行使価額・行使期間・権利確定条件（一定の業績（株価を含む。）の達成又は不達成に基づく条件など）・強制行使条項など）が、発行の目的及び理由に照らして合理的であると判断した根拠について、わかりやすく具体的に記載する。</li> <li>特に、有償ストック・オプションの発行において、特定の割当予定先に著しく多くの数量を割り当てる場合、割当予定先の資力と比較して過大な数量を割り当てる場合、又は行使義務が履行されなかった前例がある中で再度強制行使条項を付して発行する場合などでは、より具体的な記載が望まれます。</li> </ul>
<p>2. 発行の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権の発行の概要として下記事項を記載する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数（*1）</li> <li>(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数</li> <li>(3) 新株予約権の総数</li> <li>(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法（*2）</li> <li>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）</li> <li>(6) 新株予約権の権利行使期間</li> <li>(7) 新株予約権の行使の条件</li> <li>(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額（*3）</li> <li>(9) 新株予約権の取得に関する事項</li> <li>(10) 新株予約権の譲渡制限                   <ol style="list-style-type: none"> <li>(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い</li> <li>(12) 新株予約権の割当日</li> <li>(13) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>（*1）新株予約権の割当て（会社法第243条第1項）の結果、募集事項の決定時（発行決議時）における開示内容と変更が生じた場合は、割当ての確定日に変更後の割当内容を発行内容の確定として開示する。</li> <li>（*2）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容（会社法第238条第1項第3号）について、わかりやすく記載する。 募集事項の決定時（発行決議時）の開示の際に具体的な払込金額が定まっていない場合は、払込金額の算定方法を記載し、別途、払込金額の算定日に具体的な金額を発行内容の確定として開示する。 払込金額が有利発行に該当しない場合には、その旨を記載する。 第三者割当に該当する場合は、上記に加えて、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会が表明する意見等を記載する。ただし、株主総会において会社法に基づく有利発行の特別決議を経る場合であって、かつ、その旨の記載がある場合には、不要とします。</li> <li>（*3）募集事項の決定時（発行決議時）の開示の際に具体的な金額の確定が困難である場合は、「資本金の増加額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときはこれを切り上げる。残額は資本準備金に組み入れる。」などと記載する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項</li> </ul>	
<p>〔第三者割当に該当する場合〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>割当予定先の概要、割当予定先を選定した理由、割当予定先の保有方針、割当予</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> <li>割当予定先の選定理由等</li> </ul>	<p>定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この項目にかかる記載は、「⑥第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」の開示・記載上の注意をご参照ください。</li> </ul>
<p>[第三者割当に該当する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業行動規範上の手続き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>希薄化率が25%以上となる時又は支配株主が異動することになるときは、企業行動規範上の手続きとして、独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。この項目にかかる記載は、「⑥第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」の開示・記載上の注意をご参照ください。</li> </ul>
<p>[本行為が支配株主との取引等である場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支配株主との取引等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。</li> <li>当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。</li> <li>公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、<u>支配株主からの独立性を有すると利害関係のない</u>者から入手した意見の概要について記載する。</li> <li>※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。</li> <li>※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。</li> <li>※ 支配株主との取引等については、上場会社の親会社役員及びその近親者並びに上場会社の支配株主（親会社を除く。）及びその近親者が、上場会社の役職員を兼任している場合に、これらの者に対して新株予約権を割り当てる場合を含みます。</li> </ul>

## 2. 発行登録及び需要状況調査の開始

### (1) 上場規程に基づく開示義務

(中略)

#### 【開示に関する注意事項】

① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

#### ② 事前相談について

本項目のうち、新規上場申請予定の優先株等に係る発行登録を行う場合には、事前相談を行うことが必要です。公表予定日の遅くとも3週間前までに、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料(案)等をメールにてご送付ください。詳細は、日本取引所グループウェブサイトに掲載されている「優先株等の上場の手引き」を参照してください。

URL <https://www.jpx.co.jp/equities/products/preferred-stocks/listing/index.html>

(：[株式・ETF・REIT等](#)—[商品一覧](#)—[優先株等](#)—[上場制度](#))

#### 【その他の注意事項】

○ 「会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集」若しくは「会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集(処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。)」又は「株式若しくは新株予約権の売出し」に係る「発行登録(その取下げを含む。)」又は「当該発行登録に係る募集若しくは売出しのための需要状況の調査の開始」を行う場合には、開示とは別に東証に対して所定の書類を提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編〔2〕内国株式関係の提出書類一覧」を参照してください。

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

(中略)

## 5. 自己株式の取得

### (1) 上場規程に基づく開示義務

(中略)

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 自己株式の取得の法令上の根拠条項
- b. 自己株式の取得の理由
- c. 自己株式の取得の内容
  - (a) 取得対象株式の種類
  - (b) 取得し得る株式の総数
  - (c) 株式の取得価額の総額
- d. 取得期間
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項
  - ・ あらかじめ買付予定株数に相応の売付けが予定されている場合は、その内容を記載する。

(特定の者を相手方とする場合)

- f. 取得先の概要（子会社を取得先とする場合には子会社の概要）
- g. 当該取得先から取得する株式の数
- h. 取得価額の総額

(本行為が支配株主との取引等に関するものである場合)

- i. 支配株主との取引等に関する事項
  - ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
  - ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
  - ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
  - ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有すると利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
    - ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。
    - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。
    - ※ 「自己株式の取得」又は「自己株式の公開買付け」については、支配株主その他施行規則で定める者からの取得を前提としている場合に限り、適用されません。

## 6. 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て

### (1) 上場規程に基づく開示義務

(中略)

#### 【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 株式無償割当てに際して、1株当たりの配当予想額について割当ての比率に応じて調整を行う場合でも、「配当予想の修正等」として開示が必要となります。なお、配当額の調整を行わない場合（結果として配当金総額で見たときに、実質的な増配となる場合）にも、投資者の投資判断に与える影響を踏まえ、適切な開示を行うことが望まれます。

③ 新株予約権無償割当てを行う場合には、事前相談を行うことが必要です。新株予約権無償割当てにより発行する新株予約権証券を上場しようとする場合（ライツ・オフアリングの場合）には遅くとも公表予定日の3週間前までに、ライツ・オフアリングではない場合には遅くとも公表予定日の10日前までに、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料（案）をメールにてご送付ください（スキームの概要・特徴点、あるいは、発行条件の合理性に関する上場会社としての考え方などの補足資料がある場合には、併せてご送付ください。）。ただし、特殊なスキームや条項の設定など、特に考慮を要する事情があると考えられる場合は、上場の可否についての検討に時間を要する場合がありますため、できるだけ早期に相談を行うようにしてください。

※ ライツ・オフアリングの場合については、上場会社が引受契約（金商法第2条第6項第3号に規定する契約）を締結するライツ・オフアリングをコミットメント型ライツ・オフアリングとして、それ以外のライツ・オフアリングをノンコミットメント型ライツ・オフアリングとして取り扱います。

④④ 買収への対応方針の導入・買収への対抗措置の発動に伴う株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合にあつては、事前相談を行うことが必要です。公表予定日の3週間前までに（いわゆる有事導入において、時間的余裕がない場合も、準備が整い次第速やかに）、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料（案）をメールにてご送付ください。スキームの概要・特徴点、あるいは、発行条件の合理性に関する上場会社としての考え方などの補足資料がある場合には、併せてご送付ください。

※ 導入の前例のないスキームを検討されている場合や遵守事項などの関係で懸案事項がある場合などには、上記よりも十分な余裕をもって東証まで事前相談を行うようにしてください。

~~④ 新株予約権無償割当てにより発行する新株予約権証券を上場しようとする場合（ライツ・オフアリングの場合）には、遅くとも公表予定日の10日前までに、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料（案）をメールにてご送付ください。特に、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングの場合や、外国居住株主の権利行使を制限する場合、その他特殊な条項を設ける場合は、上場の可否についての検討に時間を要する場合がありますため、できるだけ早期に相談を行うようにしてください。~~

~~※ 新株予約権無償割当てにより発行する新株予約権証券を上場しようとする場合（ライツ・オフアリングの場合）については、上場会社が引受契約（金商法第2条第6項第3号に規定する契約）を締結するライツ・オフアリングをコミットメント型ライツ・オフアリングとして、それ以外のライツ・オフアリングをノンコミットメント型ライツ・オフアリングとして取り扱います。~~

- ⑤ 株式無償割当て及び新株予約権無償割当てには、適時開示上の軽微基準は設けられていません。
- ⑥ ライツ・オフアリングを実施する場合、日本証券業協会「コミットメント型ライツ・オフアリングにおけるQ&Aモデル」(2013年3月19日公表)などを利用し、Q&Aを公表することも検討してください。

**〔その他の注意事項〕**

(中略)

**(2) 開示事項及び開示・記載上の注意**

(中略)

## 8. 株式の分割又は併合

### (1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「株式の分割又は併合」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号g】

なお、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者（注）を株主として残存させる形で一般株主のスクイーズアウト手続きとして行う株式併合の場合（以下、本項目において「MBO等に係る遵守事項が適用される場合」といいます。）、企業行動規範に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用され、当該株式併合が一般株主にとって公正なものであることに関し、特別委員会から意見を入手することのほか、必要かつ十分な適時開示を行うことが義務付けられます。詳細は、「第3編第1章【MBO等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

【上場規程第441条】

（注）株式併合と一連の行為として行われる公開買付けによって新たにこれらの者になった者は除かれます。

### 〔開示に関する注意事項〕

（中略）

### 〔その他の注意事項〕

- ① 「株式の分割又は併合」にあたっては、開示とは別に東証に対して所定の書類を提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編〔2〕内国株式関係の提出書類一覧」を参照してください。
- ② 上場会社が株式併合を行う場合で、上場廃止となる見込みがあるときは、上場規程に基づき、算定機関（\*1）が作成した算定書（\*2）を東証に提出することが義務付けられています。算定書は、算定の具体的な過程（\*3）及び算定の前提条件（\*4）が記載されたもの（\*3）を提出してください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を添付することでも差し支えありません）。ただし、株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額が公開買付け価格と同一の価格であり、株式併合を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、算定書の再提出は不要です。

【上場規程第421条第2項】

- （\*1）「当会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。
- （\*2）「端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額に関する見解を記載した書面」をいいます。
- （\*3）詳細は、「第5編〔3〕適時開示に係る提出書類 8. 算定機関が作成した算定書」を参照してください。具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。
- ~~（\*4）算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。~~
  - ①市場株無法
    - ・計算対象期間
    - ・算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由
    - ・計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）
    - ・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容
  - ②類似会社比較法
    - ・比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由

- ・~~マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）~~
- ・~~その他特殊な前提条件がある場合には、その内容~~

③~~ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法~~

- ・~~算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値~~
- ・~~算定の前提とした財務予測の出所~~
- ・~~割引率の具体的な数値（レンジ可）~~
- ・~~継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）~~
- ・~~その他特殊な前提条件がある場合には、その内容~~

【留意事項】

(中略)

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

① 株式分割の場合

(中略)

② 株式併合の場合（上場廃止が見込まれる株式併合を除く。）

(中略)

③ 上場廃止が見込まれる株式併合を行う場合

上場廃止が見込まれる株式併合を行うことについての決定をした場合には、以下の所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、以下の所定の開示事項のうち一段目の開示資料と同様の内容となる箇所においては、一段目の開示資料を参照する旨を記載することでも差し支えありません。

なお、公表予定日の10日前までに事前相談を行うようにしてください（詳細は、「(1) [開示に関する注意事項] ③ 事前相談について」参照）。

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	・ 株式併合の決定であることが判別できる表題とする。
1. 当該株式併合の目的及び理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該株式併合の目的及び理由について、上場会社における検討が開始された時期、上場会社における検討の経緯など、意思決定に至った過程を含め、わかりやすく具体的に記載する。</li> <li>※ 意思決定に至った過程について、当該株式併合を行うに至った背景や、株式併合の結果1株以上の株式を保有することとなる株主（以下、「株式併合後株主」といいます。）の意思決定過程について株式併合後株主から聴取した内容を記載することも考えられます。なお、株式併合後株主の意思決定過程を記載する場合、上場会社の意思決定過程と株式併合後株主の意思決定過程が区別できるように記載してください。</li> </ul>
2. 当該株式併合の要旨	
(1) 当該株式併合の日程	・ 株式併合に係る株主総会基準日公告日、株主総会基準日、株主総会決議予定日、実施予定日（効力発生日）などの日程を記載する。
(2) 株式併合の内容	・ 株式併合をする株券の種類ごとに株式併合の内容に関する事項として以下の事項を記載する。

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 併合する株式の種類</li> <li>・ 併合比率、減少株式数、効力発生前後における発行済株式総数及び効力発生日における発行可能株式総数</li> <li>・ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額を記載する。</li> </ul>
3. 当該株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等	
(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式併合後株主との協議・交渉の過程及び端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の考え方について、会社法上、事前開示事項として本店に備え置くべき書面等に記載されている内容（*）と同等の内容を含め、上場会社の株主にとっての当該額の相当性の観点から、わかりやすく具体的に記載する。</li> <li>（*） 上場会社に親会社等がある場合には当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項、1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項、最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、当該株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容など。</li> </ul> <p>※ <u>MBO等に係る遵守事項が適用される場合株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合</u>には、「12.（2）③.（2）意見の根拠及び理由〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」に準じて、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額に関する判断の理由及び公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。</p>
(2) 算定に関する事項	<p>※ 株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額が公開買付け価格と同一の価格であり、株式併合を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、本項目を省略しても差し支えないものとする。</p>
① 算定機関の名称並びに上場会社及び株式併合後株主等との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定機関の名称を記載する。</li> <li>・ <u>算定機関の報酬体系（成立等を条件に支払われる成功報酬・成否にかかわらず支払われる固定報酬の別など）について記載する。</u></li> <li>・ 算定機関について重要な利害関係がある場合（*）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。</li> <li>（*）① 算定機関が関連当事者に該当する場合、② 株式併合後株主等（株式併合後株主の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③ 算定機関が上場会社・株式併合後株主等の双方から依頼を受ける場合、④ 算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合 などが考えられます。</li> <li>・ 重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。</li> </ul>
② 算定の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（*）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。</li> <li>（*）算定の重要な前提条件として市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については、以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法については以下の内容に準じて重要な前提条件を記載する。</li> <li>① 市場株価法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定基準日、計算対象期間及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由</li> <li>・ 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）</li> <li>・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul> </li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>② 類似会社比較法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由</li> <li>マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）</li> <li>その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul> <p>③ ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フロー（以下、「FCF」という。）を含む。）の具体的な数値</li> <li>算定の前提とした財務予測の作成主体出所、作成経緯及び目的</li> <li>算定の前提とした財務予測の前提（事業内容や事業環境等についてどのような前提を置いているか）及び期間の設定に関する考え方</li> <li>算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か</li> <li>算定の前提とした財務予測が公表されている直近の数値と大幅に異なる場合にはその理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「大幅に異なる場合」に該当するかどうかについては、公表されている直近の数値と比較した増加又は減少見込額が、売上高の場合には10%以上、利益又はFCFの場合には30%以上であるか否かを目安とする。</li> </ul> </li> <li>算定の前提とした財務予測で利益又はFCFの大幅な増減益を見込んでいるときは、当該増減益の要因 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、各当事会社の当該株式併合後5事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益又はFCFの増加又は減少見込額が30%以上未満であるか否かを目安とする。</li> </ul> </li> <li>割引率の種類及び具体的な数値（レンジ可） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ サイズリスク・プレミアムなど追加的なリスク・プレミアムの考慮がある場合には、その内容及び根拠も記載する。</li> </ul> </li> <li>継続価値の具体的な数値（レンジ可）</li> <li>継続価値の算定手法、及び算定に用いたパラメータの設定に関する考え方及び具体的な数値（レンジ可） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 最終事業年度の一時的な支出は考慮しないよう調整を行っている等の前提条件がある場合（算定において重要性を有する場合に限る）には、その内容も記載する。</li> </ul> </li> <li>個別資産の算定上の取扱い（算定において重要性を有する場合に限る） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 現預金、保有有価証券、賃貸等不動産などについて、事業用資産と非事業用資産の切り分けについての考え方を記載する。</li> </ul> </li> <li>その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul>
<p>(3) 上場廃止となる見込み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式併合により上場廃止となる見込みがある旨及び下記事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>上場廃止を目的とする理由</li> <li>少数株主への影響及びそれに対する考え方</li> </ul> </li> </ul>
<p>(4) 公正性を担保するための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該株式併合の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得し、その名称並びに株式併合後株主及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。</li> <li>※ 算定機関から公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。</li> </ul> </li> </ul> <p>※ MBO等に係る遵守事項が適用される場合株式併合が公開買付け後のいわゆる二</p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p><u>段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合</u>には、「12. (2) ③. (6) 公正性を担保するための措置の〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕と同様に記載する。</p>
(5) 利益相反を回避するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。</li> <li>※ 利益相反を回避するための措置の例としては、当該株式併合の意思決定に至る過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該株式併合に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該株式併合に関し諮問すること、当該特別委員会に株式併合後株主との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。</li> <li>※ <u>MBO等に係る遵守事項が適用される場合株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合</u>には、「12. (2) ③. (7) 利益相反を回避するための措置〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕と同様に記載する。</li> </ul>
4. 株式併合後株主の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合には、本項目を省略しても差し支えないものとする。</li> <li>・ 株式併合後株主の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と株式併合後株主との関係(*)を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(*) 上場会社と株式併合後株主の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と株式併合後株主又は株式併合後株主の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本関係として、最近日における上場会社と株式併合後株主との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と株式併合後株主との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と株式併合後株主との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、株式併合後株主が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>※ 株式併合後株主が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。</li> <li>※ 株式併合後株主がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>記載する。</p> <p>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p>
5. 今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式併合後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項</li> </ul>	
<p><u>〔MBO等に係る遵守事項が適用される場合〕</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>MBO等に関する事項</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>当該行為には有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用される旨を記載する。</u></li> <li><u>当該行為の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する（支配株主その他施行規則で定める者が関連する場合に限る）。</u></li> <li><u>公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</u></li> <li><u>当該行為が一般株主にとって公正なものであることに関する、特別委員会から入手した意見を記載した書面を添付する。</u></li> <li><u>※ 機密情報が含まれるために当該書面の一部を非開示とする場合には、その旨を記載する。</u></li> <li><u>※ 株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合であって、当該株式併合を一体のものみなして入手した意見を記載した書面が一段目の手続きにおける開示資料に添付されているときには、その旨を記載し、本開示資料における添付は省略することでも差し支えありません。</u></li> </ul>
<p>〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合（<u>MBO等に係る遵守事項が適用される場合を除く</u>）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支配株主との取引等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。</li> <li>当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。</li> <li>公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、<u>支配株主からの独立性を有すると利害関係のない者</u>から入手した意見の概要について記載する。</li> <li>※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。</li> <li>※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。</li> </ul>

## 10. 合併等の組織再編行為

### (1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、合併等の組織再編行為（次に掲げる行為をいう。以下本項目において同じ。）を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- |        |                   |
|--------|-------------------|
| ○ 株式交換 | 【上場規程第402条第1号i】   |
| ○ 株式移転 | 【上場規程第402条第1号j】   |
| ○ 株式交付 | 【上場規程第402条第1号jの2】 |
| ○ 合併   | 【上場規程第402条第1号k】   |
| ○ 会社分割 | 【上場規程第402条第1号l】   |

※ 合併等の組織再編行為には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

※ 完全子会社との組織再編や簡易組織再編・略式組織再編に該当するもの、休眠会社との組織再編等業績に与える影響が軽微なものについても、開示が必要となりますので、留意してください。

なお、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者(注)が当事会社となって行う上場廃止となる見込みがある株式交換又は株式移転の場合（以下、本項目において「MBO等に係る遵守事項が適用される場合」といいます。）、企業行動規範に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用され、当該株式交換又は株式移転が一般株主にとって公正なものであることに関し、特別委員会から意見を入手することのほか、必要かつ十分な適時開示を行うことが義務付けられます。詳細は、「第3編第1章【MBO等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

【上場規程第441条】

(注) 当該組織再編と一連の行為として行われる公開買付けによって新たにこれらの者になった者は除かれます。

### 〔開示に関する注意事項〕

① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

② 事前相談について

合併等の組織再編行為のうち、次のいずれかに該当する場合には、事前相談を行うことが必要です。公表予定日の遅くとも10日前までに、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料（案）及び算定機関からの算定書（案）をメールにてご送付ください（スキームの概要・特徴点、あるいは、当該組織再編後の経営計画などの補足資料がある場合には、併せてご送付ください）。なお、開示資料に十分な記載が行われない場合については、必要に応じて上場規程に基づき追加開示を求めることがありますので、十分に留意してください。

- ・ 「支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者」又は「上場子会社（国内の他の金融商品取引所に上場している子会社を含む。）」と株式交換又は、共同株式移転、合併又は会社分割（共同新設分割又は吸収分割）を行う場合
- ・ 「支配株主」又は「上場会社（国内の他の金融商品取引所に上場している子会社を含む。）」と合併又は会社分割（共同新設分割又は吸収分割）を行う場合
- ・ 上場会社が株式交換完全子会社となる場合、株式移転設立完全親会社が新規上場申請を行わ

ない場合、上場会社が他社に吸収合併される場合

- ・ 対価として当事会社以外の者が発行する株券等を用いる場合
- ・ 会社分割において、上場会社が他社に上場契約を承継することにより上場廃止となる場合
- ・ その他開示上特に考慮を要する事情があると判断される場合（不明な場合は東証までお問合せください。）

※ 早期に事前相談を行う場合で、開示資料（案）の用意がない場合は、当該組織再編の内容を記載した書面をご送付ください。なお、この場合も、公表予定日の遅くとも10日前までには、開示資料（案）をメールにてご送付ください。

※ メール送付時点で算定機関から正式な算定書の提出を受けていない場合は、算定機関における算定的前提条件及び算定の具体的な過程を記載した参考資料を事前相談にてご送付ください。

### ③ 連名の開示を行う際の留意事項

上場会社を相手会社とする合併等の組織再編行為を行う場合は、両社が連名により同一の開示資料で開示することは差し支えありませんが、その場合、所定の開示事項のうち、「割当ての内容の算定等」、「公正性を担保するための措置」、「利益相反を回避するための措置」、「上場廃止を目的とする理由」などについては、各上場会社が各々の観点で記載するものであるため、それぞれ双方の記載を独立した形で記載してください。

### ④ 公開買付け後の二段階買収について

当該組織再編が、公開買付け後の二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合には、当該公開買付けとの関係も踏まえ、開示するようにしてください。

### ⑤ 会社分割において、上場契約を承継することにより上場廃止となる場合の取扱い

会社分割において、上場会社が他社に上場契約を承継することにより上場廃止することとなる見込みがあるときは、上場廃止となる見込みがある旨及びその事由を記載してください。

### ⑥ 「合併等の組織再編行為」と併せて他の適時開示項目（例えば、「公開買付け又は自己株式の公開買付け」、「子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項」、「商号又は名称の変更」等）に該当する場合があります。また、当連結会計年度中に合併等の組織再編行為の効力発生日が到来する場合等であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。なお、他の適時開示項目の詳細については、当該他の項目に係る取扱い等を参照してください。

### ⑦ 株式交付を行う場合は、株式交付の成否や取得する子会社株式数等の結果について、判明次第「開示事項の経過」として開示してください。

### ~~⑧ 支配株主その他施行規則で定める者との間で合併等の組織再編行為を行う場合の開示について~~

~~上場会社が支配株主その他施行規則で定める者との間で合併等の組織再編行為を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行うことが義務付けられています（上場規程第4-4-1条の2第2項）。開示を行う際には、開示・記載上の注意を確認のうえ、当該組織再編を行うに至った意思決定の過程や、割当ての内容の根拠等をわかりやすく具体的に記載するよう留意してください。~~

## 【その他の注意事項】

### ① 算定機関の作成する算定書の提出について

上場会社が合併等の組織再編行為を行う場合であって、次のいずれかに該当するときは、上場規程

に基づき、算定機関（\*1）が作成した算定書（\*2）を東証に提出することが義務付けられています。算定書は、算定の具体的な過程（\*3）及び算定の前提条件（\*4）が記載されたもの（\*3）を提出してください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を提出することでも差し支えありません）。

- 上場会社が他の会社と株式交換を行う場合（非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であって上場会社が会社法第796条第2項の規定の適用を受けるときを除く。）

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第6号d】

- 上場会社が他の会社と共同して株式移転を行う場合

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第7号b】

- 上場会社が他の会社を子会社とする株式交付を行う場合（非上場会社を子会社とする株式交付を行う場合であって上場会社が会社法第816条の4第1項の規定の適用を受けるときを除く。）

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第7号の2c】

- 上場会社が他の会社と合併する場合（上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第2項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場合を除く。）

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第8号d】

- 上場会社が他の上場会社と吸収分割を行う場合又は他の上場会社と共同して新設分割を行う場合

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第9号d（a）】

- 上場会社が非上場会社と吸収分割を行う場合又は非上場会社と共同して新設分割を行う場合（上場会社が会社法第784条第2項、第796条第2項、第805条の規定の適用を受ける場合（簡易組織再編等）又は完全子会社と会社分割を行う場合を除く。）

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第9号d（b）】

（\*1）「当事会社以外のものであって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。

（\*2）「当該組織再編に係る割当比率に関する見解を記載した書面」をいいます。

（\*3）詳細は、「第5編 [3] 適時開示に係る提出書類 8. 算定機関が作成した算定書」を参照してください。具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。

（\*4）算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。

#### ①市場株価法

##### ・計算対象期間

・算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由

・計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）

・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

#### ②類似会社比較法

・比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由

・マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）

・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

#### ③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法

・算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値

・算定の前提とした財務予測の出所

・割引率の具体的な数値（レンジ可）

・継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）

・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

## ② 上場手続に係る提出書類について

上場会社が、合併等の組織再編行為を行う場合は、開示とは別に東証に対して所定の書類を東証に提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編 [2] 内国株式関係の提出書類一覧」を参照してください。

## ③ 合併等の組織再編行為により上場廃止となる場合のテクニカル上場について

合併等の組織再編行為により上場会社が上場廃止となる場合には、相手会社等が簡易な基準に基づき上場できるテクニカル上場の手続があります。テクニカル上場は、次に掲げる会社の上場について、申請に基づき、所定の審査を経て行われます。テクニカル上場を予定している場合には、公表予定日の遅くとも10日前までに、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料（案）又は当該組織再編の内容を記載した書面をメールにてご送付ください。

- ・ 非上場会社が完全親会社となる株式交換を行う場合における当該非上場会社
- ・ 株式移転を行う場合における新たに設立される完全親会社
- ・ 新設合併を行う場合における新たに設立される会社又は非上場会社に上場会社が吸収合併される場合における当該非上場会社
- ・ 会社分割を行う場合における新設会社又は承継会社となる非上場会社

## ④ 不適當合併等に係る上場廃止審査について

非上場会社を完全子会社とする株式交換、非上場会社と共同して行う株式移転、非上場会社を子会社とする株式交付、非上場会社の吸収合併、会社分割による非上場会社への事業の譲渡については、上場規程に基づく不適當合併等に係る上場廃止審査の対象となる場合があります。詳細は、「第3編第2章 【不適當合併等に係る上場廃止審査の概要】」を参照してください。

## (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

(中略)

## ① 通常の場合

組織再編が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、以下の所定の開示事項のうち一段目の開示資料と同様の内容となる箇所においては、一段目の開示資料を参照する旨を記載することでも差し支えありません。

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	・ 相手会社の名称、当該組織再編の態様（合併・会社分割・株式交換・株式移転・株式交付の別、簡易組織再編・略式組織再編の場合はその旨）、決定段階（基本合意、契約締結等）などが可能な限り判別できる表題とする。
1. 当該組織再編の目的	・ 当該組織再編の目的について、わかりやすく具体的に記載する。  [株式移転を行う場合] ・ 上場会社が上場廃止となり、株式移転により新たに設立する完全親会社が新規上場申請する予定がある場合は、その旨を記載する。
2. 当該組織再編の要旨	
(1) 当該組織再編の日程	・ 当該組織再編に係る取締役会決議日、契約締結日、株主総会基準日公告日、株主総会基準日、株主総会決議予定日、実施予定日（効力発生日）を記載する。 ※ 簡易組織再編、略式組織再編である場合には、その旨を記載する。  [株式移転を行う場合] ・ 株式移転により新たに設立する完全親会社が新規上場申請する予定がある場合は、新規上場日を記載する。 [株式交付を行う場合] ・ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡の申込みの期日を記載する。

開示事項	開示・記載上の注意
(2) 当該組織再編の方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該組織再編の方式を記載する。 〔上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合〕</li> <li>・ いわゆる人的分割の場合はその旨も記載する。</li> </ul>
(3) 当該組織再編に係る割当ての内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該組織再編に係る割当ての内容(*)を記載する。 (*) 当該組織再編に係る割当ての内容とは次のものをいう。以下本項目において同じ。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式交換完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</li> <li>・ 株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式移転設立完全親会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</li> <li>・ 株式交付子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交付親会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</li> <li>・ 吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる存続会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</li> <li>・ 分割会社となる会社に割り当てられる承継会社又は新設分割設立会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</li> </ul> </li> <li>・ 当該組織再編により交付する新株式数を記載する。</li> <li>・ 自己株式を交付する場合は、その旨及び交付する自己株式の数を記載する。</li> <li>・ 株式交付においては、株券等の種類毎に譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限を記載する。</li> <li>・ 会社分割において、複数の会社に株式の割当てが行われる場合は、それぞれの会社への分割に係る割当ての内容を記載する。</li> <li>・ 合併に伴い減資が行われる場合は、その内容も併せて記載する。 (例)「吸収合併消滅会社〇〇〇の所有する当社株式〇〇〇株を 年 月 日の合併と同時に消却し、資本金を〇〇〇円減少するものとする。」</li> </ul> <p>〔対価として当該組織再編の当事会社以外の者が発行する株券等を用いる場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対価に関する事項として下記事項を記載する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 対価となる株券の発行会社の概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対価となる株券の発行会社について、「4. 当該組織再編の当事会社の概要」と同様に記載する。</li> </ul> </li> <li>(2) 対価の換価の方法に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 対価を取引する市場</li> <li>② 取引の媒介を行う者</li> <li>③ 対価の譲渡その他の処分に制限がある場合には当該制限の内容（該当事項がない場合はその旨）</li> <li>④ 対価がその権利の移転又は行使に第三者の許可等を要するものであるときは当該許可等を行う者の氏名又は名称及び住所その他当該許可等を得るための手続に関する事項（該当事項がない場合はその旨）</li> <li>⑤ 対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（該当事項がない場合はその旨）</li> <li>⑥ 対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する手続により払戻しができるものであるときはその方法に関する事項（該当事項がない場合はその旨）</li> </ol> </li> </ol> </li> </ul>
(4) 当該組織再編に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式交換完全子会社、株式移転完全子会社、株式交付子会社、吸収合併消滅会社、分割会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合、その取扱いを記載する。</li> <li>※ 株式交付子会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合において、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債を譲り受けないときは、その旨を記載する。</li> <li>・ 株式交換完全子会社、株式移転完全子会社、株式交付子会社、吸収合併消滅会</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	社、分割会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行していない場合には、その旨を記載する。
(5) 会社分割により増減する資本金〔会社分割の場合のみ〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合には、分割会社の減少すべき資本金及び分割会社の株式の消却・併合の方法を記載する。</li> <li>上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合には、承継会社の増加すべき資本金を記載する。</li> </ul>
(6) 承継会社が承継する権利義務〔会社分割の場合のみ〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>承継会社が承継する権利義務について、概要を記載する。</li> </ul>
(7) 債務履行の見込み〔会社分割の場合のみ〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>承継会社の債務履行の見込みを記載する。</li> </ul>
3. 当該組織再編に係る割当ての内容の根拠等	<ul style="list-style-type: none"> <li>100%子会社との組織再編又は単独新設分割の場合は、記載不要とする。</li> </ul>
(1) 割当ての内容の根拠及び理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議・交渉の過程及び割当ての内容の考え方について、上場会社の株主にとっての割当ての内容の相当性の観点から、わかりやすく具体的に記載する。</li> <li>株式交換完全親会社、株式交付親会社、吸収合併存続会社又は吸収分割承継会社の株式以外の財産を対価として選択した場合、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点を踏まえて理由を記載する。</li> </ul> <p>※ <u>MBO等に係る遵守事項が適用される場合</u> <u>支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合</u> <u>(当該組織再編が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合を除く。)</u> は、「12. (2) ③. (2) 意見の根拠及び理由の〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」に準じて、割当比率に関する判断の理由及び公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。</p> <p>※ <u>支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合</u> <u>(MBO等に係る遵守事項が適用される場合を除く)</u> にも、「12. (2) ③. (2) 意見の根拠及び理由の〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」に準じて、割当比率に関する判断の理由及び公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。</p>
(2) 算定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>算定機関から算定書を取得した場合には、以下の事項を記載する。</li> <li>算定機関から算定書を取得しない場合は、その旨を記載する。</li> </ul>
①算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>算定機関の名称を記載する。</li> <li><u>算定機関の報酬体系（成立等を条件に支払われる成功報酬・成否にかかわらず支払われる固定報酬の別など）について記載する。</u></li> <li>算定機関について重要な利害関係がある場合（*）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（*）① 算定機関が関連当事者に該当する場合、② 相手会社（相手会社の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③ 算定機関が上場会社・相手会社の双方から依頼を受ける場合、④ 算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合などが考えられます。</li> </ul> </li> <li>重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。</li> </ul>
②算定の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（*）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。算定結果の数値については、わかりやすさの観点から、できる限り評価額を記載する（特に、業績又は株価が大幅に変動している場合や、相手会社について市場評価がない場合）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（*）① 市場株価法を用いた場合は、市場価格の計算対象期間、算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には当該日を</li> </ul> </li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>基準日とした理由を記載する（特に、上場会社同士の組織再編において、市場株価法による算定結果から乖離している場合には、その理由をわかりやすく説明する。）。また、② ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法を用いた場合であって、割当ての内容の算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときは、前提とした財務予測の概要（計数を含む。）と増減益の要因（大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件を記載する。</p> <p>（注）「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、<u>各当事会社の当該組織再編実施後5事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益又はFCFの増加又は減少見込額が30%以上未満であるか否かを目安とする。</u></p> <p>※ <u>MBO等に係る遵守事項が適用される場合</u>支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合（当該組織再編が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合を除く。）は、「12.（2）③.（3）②算定の概要の〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。但し、<u>ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法の算定の前提とした財務予測の具体的な数値については、①上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）以外の財産を対価とする組織再編を行う場合、並びに、②上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）を対価とする組織再編のうち割当ての内容が市場株価と比較し上場会社の株主にとって著しく不利である場合にのみ記載する。なお、上記①②以外の場合において、算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときはその概要（計数を含む。）及び増減益の要因を記載し、大幅な増減益を見込んでいないときはその旨を記載する。</u></p> <p>※ <u>支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合（「当該組織再編が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合」又は「MBO等に係る遵守事項が適用される場合」を除く）には、「12.（2）③.（3）②算定の概要の〔支配株主その他施行規則で定める者による上場維持を前提とした公開買付けに関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。</u></p> <p><u>さらに、当該組織再編により上場廃止となることが見込まれる場合（例えば、支配株主その他施行規則で定める者との間で行う合併により、上場会社が消滅会社となる場合が該当します。）には、次の事項も記載する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びFCFを含む。）の具体的な数値</u></li> </ul>
(3) 上場廃止となる見込み及びその事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該組織再編により上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその事由を記載する。また、対価が上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）である場合は、その旨も記載する。</li> <li>※ 上場廃止となる見込みがない場合には、その旨を記載する。</li> <li>・ 上場廃止となる見込みがある場合であって、その対価が上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）でないときは、上場廃止を目的とする理由として下記事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場廃止を目的とする理由</li> <li>・ 少数株主への影響及びそれに対する考え方</li> </ul> </li> </ul>
(4) 公正性を担保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に掲げる場合には、公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>MBO等に係る遵守事項が適用される場合</u></li> <li>・ 支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合</li> <li>・ <u>上記以外の場合で、</u>上場会社が株式交換完全子会社となる場合、株式移転設立完全親会社が新規上場申請を行わない場合、上場会社が他社に吸収合併される場合</li> <li>・ その他特に当該組織再編の公正性を担保する必要があると判断される事情がある場合</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除</p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>する観点から、算定機関から当該組織再編の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得し、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。</p> <p>※ 算定機関からの公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。</p> <p>※ <u>MBO等に係る遵守事項が適用される場合</u> <u>支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合（当該組織再編が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合を除く。）</u>は、「12.（2）② 3.（6）公正性を担保するための措置の〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。</p> <p>※ <u>支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合（MBO等に係る遵守事項が適用される場合を除く）</u>にも、「12.（2）② 3.（6）公正性を担保するための措置の〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。</p>
(5) 利益相反を回避するための措置	<p>・ 次に掲げる場合には、利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。</p> <p>・ <u>MBO等に係る遵守事項が適用される場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合</li> <li>・ <u>上記以外の場合で</u>、上場会社が株式交換完全子会社となる場合、株式移転設立完全親会社が新規上場申請を行わない場合、上場会社が他社に吸収合併される場合</li> <li>・ その他特に当該組織再編の利益相反を回避する必要があると判断される事情がある場合</li> </ul> <p>※ 利益相反を回避するための措置の例としては、当該組織再編を行うに至る意思決定の過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該組織再編に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該組織再編の実施に関し諮問すること、当該特別委員会に相手会社との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。</p> <p>※ <u>MBO等に係る遵守事項が適用される場合</u> <u>支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合（当該組織再編が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合を除く。）</u>は、「12.（2）② 3.（7）利益相反を回避するための措置の〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。</p> <p>※ <u>支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合（MBO等に係る遵守事項が適用される場合を除く）</u>は、「12.（2）② 3.（7）利益相反を回避するための措置の〔支配株主その他施行規則で定める者による上場維持を前提とした公開買付けに関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。</p>
4. 当該組織再編の当事会社の概要	<p>・ 当該組織再編の各当事会社について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社と当該会社の関係（*1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（*2）を記載する。</p> <p>（*1）上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。</p> <p>（*2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金</p> <p>（※）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、当該会社の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。</p> <p>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p> <p>〔上場会社が分割会社又は承継会社となる会社分割を行う場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記開示事項に加えて、分割又は承継する事業部門の概要について下記事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）分割又は承継する部門の事業内容</li> <li>（2）分割又は承継する部門の経営成績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低限、当該部門の売上高を記載する。また、可能な限り売上総利益、営業利益、経常利益も記載する。</li> </ul> </li> <li>（3）分割又は承継する資産、負債の項目及び帳簿価格</li> </ul> </li> </ul>
5. 当該組織再編後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該組織再編後の株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社、株式交付親会社、吸収合併存続会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期、純資産及び総資産を記載する。</li> </ul> <p>〔上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社分割後の上場会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期、純資産及び総資産を記載する。これに加えて、新設分割設立会社又は吸収分割承継会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。</li> </ul> <p>〔上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社分割後の上場会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期、純資産及び総資産を記載する。</li> </ul>
6. 会計処理の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当することが見込まれる会計上の分類（取得、逆取得、共同支配企業の形成、共通支配下の取引の別）を記載する。</li> <li>・ 取得又は逆取得の場合であって、のれんが発生する見込みであるときは、のれんの正負の別及び公表時点で見込まれるのれんの概算金額を連結・単体の双方について記載する。</li> </ul> <p>※ のれんの概算金額が当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純利益の30%未満であると見込まれる場合には、影響が軽微なものと見込まれる旨の記載で差し支えないものとする。</p>
7. 今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該組織再編における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。</li> <li>・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。</li> </ul> <p>※ 当該組織再編による連結売上高に与える影響の見込額が直前連結会計年度の連結売上高の10%未満の場合であるか否か、利益面に与える影響の見込額が30%未満であるか否かを目安とし、影響が軽微であると認められるときは、当期以降の業績に与える影響が軽微である旨記載することでも差し支えないものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項</li> </ul>	
<p><u>〔MBO等に係る遵守事項が適用される場合〕</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MBO等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>当該行為には有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用される旨を記載する。</u></li> <li>・ <u>当該行為の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する（支配株主その他施行規則で定める者に限る。）。</u></li> <li>・ <u>公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項に</u></li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p><u>ついて記載する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>当該行為が一般株主にとって公正なものであることに関する、特別委員会から入手した意見を記載した書面を添付する。</u></li> <li>※ <u>機密情報が含まれるために当該書面の一部を非開示とする場合には、その旨を記載する。</u></li> <li>※ <u>組織再編行為が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合であって、当該組織再編行為を一体のものみなして入手した意見を記載した書面が一段目の手続きにおける開示資料に添付されているときには、その旨を記載し、本開示資料における添付は省略することでも差し支えありません。</u></li> </ul>
<p><u>[本行為が支配株主との取引等に関するものである場合 (MBO等に係る遵守事項が適用される場合を除く)]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支配株主との取引等に関する事項 <u>[本行為が支配株主との取引等である場合]</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。</li> <li>・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。</li> <li>・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、<u>支配株主からの独立性を有すると利害関係のない者</u>から入手した意見の概要について記載する。</li> <li>※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。</li> <li>※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的 [本行為に伴い、ガバナンス又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の2に規定するガバナンスに関する合意を締結する場合には、当該合意の内容、目的及びガバナンスへの影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を記載する。</li> <li>・ 本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の3に規定する株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合には、当該合意の内容及び目的を記載する。</li> </ul>
<p>(参考) 当期業績予想及び前期実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（当該組織再編を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。</li> <li>※ 合併等の組織再編行為を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は合併等の組織再編行為の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。</li> <li>※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、合併等の組織再編行為による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。</li> </ul>

## ② 開示内容を省略できる場合

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示資料の表題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相手会社の名称、当該組織再編の態様（合併・会社分割・株式交換・株式移転・株式交付の別、簡易組織再編・略式組織再編の場合はその旨）、決定段階（基本合意、契約締結等）などが可能な限り判別できる表題とする。</li> <li>・ 開示内容を省略して開示を行う場合は、開示資料の冒頭に省略できる場合に該当した事由及び省略して開示している旨を記載する。 (例)「本合併は、連結子会社を対象とする簡易吸収合併であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しています。」</li> </ul>
<p>1. 当該組織再編の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該組織再編の目的について、わかりやすく具体的に記載する。</li> </ul> <p>[株式移転を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社が上場廃止となり、株式移転により新たに設立する完全親会社が新規上場申請する予定がある場合は、その旨を記載する。</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
2. 当該組織再編の要旨	
(1) 当該組織再編の日程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該組織再編に係る取締役会決議日、契約締結日、株主総会基準日公告日、株主総会基準日、株主総会決議予定日、実施予定日（効力発生日）を記載する。</li> <li>※ 簡易組織再編、略式組織再編である場合には、その旨を記載する。</li> </ul> <p>[株式移転を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式移転により新たに設立する完全親会社が新規上場申請する予定がある場合は、新規上場日を記載する。</li> </ul> <p>[株式交付を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡の申込みの期日を記載する。</li> </ul>
(2) 当該組織再編の方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該組織再編の方式を記載する。</li> </ul> <p>[上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわゆる人的分割の場合はその旨も記載する。</li> </ul>
(3) 当該組織再編に係る割当ての内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該組織再編に係る割当ての内容（*）を記載する。</li> </ul> <p>（*）当該組織再編に係る割当ての内容とは次のものをいう。以下本項目において同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式交換完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</li> <li>・ 株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式移転設立完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</li> <li>・ 株式交付子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交付親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</li> <li>・ 吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる存続会社となる会社の株式の数その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</li> <li>・ 分割会社となる会社に割り当てられる承継会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該組織再編により交付する新株式数を記載する。</li> <li>・ 自己株式を交付する場合は、その旨及び交付する自己株式の数を記載する。</li> <li>・ 株式交付においては、株券等の種類毎に譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限を記載する。</li> <li>・ 会社分割において、複数の会社に株式の割当てが行われる場合は、それぞれの会社への分割に係る割当ての内容を記載する。</li> <li>・ 割当てがない場合には、その旨を記載する。</li> <li>・ 合併に伴い減資が行われる場合は、その内容も併せて記載する。</li> </ul> <p>（例）「吸収合併消滅会社〇〇〇の所有する当社株式〇〇〇株を 年 月 日の合併と同時に消却し、資本金を〇〇〇円減少するものとする。」</p>
(4) 当該組織再編に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式交換完全子会社、株式移転完全子会社、株式交付子会社、吸収合併消滅会社、分割会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合、その取扱いを記載する。</li> <li>※ 株式交付子会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合において、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債を譲り受けないときは、その旨を記載する。</li> <li>・ 株式交換完全子会社、株式移転完全子会社、株式交付子会社、吸収合併消滅会社、分割会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行していない場合には、その旨を記載する。</li> </ul>
(5) 会社分割により増減する資本金〔会社分割の場合のみ〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合には、分割会社の減少すべき資本金及び分割会社の株式の消却・併合の方法を記載する。</li> <li>・ 上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合には、承継会社の増加すべき資本金を記載する。</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
(6) 承継会社が承継する権利義務〔会社分割の場合のみ〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>承継会社が承継する権利義務について、概要を記載する。</li> </ul>
(7) 債務履行の見込み〔会社分割の場合のみ〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>承継会社の債務履行の見込みを記載する</li> </ul>
3. 当該組織再編に係る割当ての内容の算定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>割当ての内容の算定の考え方について、わかりやすく具体的に記載する。</li> <li>※ 算定の前提条件（*）、具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由及び各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）を含む割当ての内容の算定の概要を含め、割当ての内容を決定するに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載する。</li> <li>（*）大幅な増減益となることや資産、負債の金額が直近の財務諸表と比べて大きく異なることなどを見込んでいるときは、財務予測の概要説明と増減益の要因などを記載する。大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨を記載する。</li> <li>※ 100%子会社との組織再編又は単独新設分割の場合は、記載不要とする。</li> </ul>
4. 当該組織再編の当事会社の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該組織再編の各当事会社について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、大株主及び持株比率、直前事業年度の財政状態及び経営成績（*）を記載する（単独株式移転の場合は上場会社の概要として記載する。）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（*）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益を記載する。</li> </ul> </li> <li>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</li> </ul> <p>〔上場会社が分割会社又は承継会社となる会社分割を行う場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記開示事項に加えて、分割又は承継する事業部門の概要について下記事項を記載する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>分割又は承継する部門の事業内容</li> <li>分割又は承継する部門の経営成績 <ul style="list-style-type: none"> <li>最低限、当該部門の売上高を記載する。また、可能な限り売上総利益、営業利益、経常利益も記載する。</li> </ul> </li> <li>分割又は承継する資産、負債の項目及び金額</li> </ol> </li> </ul>
5. 当該組織再編後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該組織再編後の株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社、株式交付親会社、吸収合併存続会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。</li> </ul> <p>〔上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会社分割後の上場会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。これに加えて、新設分割設立会社又は吸収分割承継会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。</li> </ul> <p>〔上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会社分割後の上場会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。</li> </ul>
6. 今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該組織再編後における方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。</li> <li>当期以降の業績に与える影響は軽微である旨を記載する。</li> <li>※ 当期以降の業績に与える影響が軽微であるかどうかは、当該組織再編による連結売上高に与える影響の見込額が直前連結会計年度の連結売上高の10%未満であるか否か、利益面に与える影響の見込額が30%未満であるか否かを目安とする。当期以降の業績に与える影響が軽微でない場合は「①通常の場合」と同様に記載する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の2に規定するガバナンスに関する合意を締結する場合には、当該合意の内容、目的及びガバナンスへの影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を記載する。</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
合意の内容及び目的〔本行為に伴い、ガバナンス又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の3に規定する株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合には、当該合意の内容及び目的を記載する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項</li> </ul>	
(参考) 当期業績予想及び前期実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（合併等の組織再編行為を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。</li> <li>※ 合併等の組織再編行為を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は合併等の組織再編行為の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。</li> <li>※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、合併等の組織再編行為による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。</li> </ul>

## 11. 公開買付け又は自己株式の公開買付け

### (1) 上場規程に基づく開示義務

(中略)

#### 【その他の注意事項】

#### ① 算定機関の作成する算定書の提出について

上場会社が公開買付けを行う場合であって、次のいずれかに該当するときは、上場規程に基づき、算定機関（\*1）が作成した算定書（\*2）を東証に提出することが義務付けられています。算定書は、算定の具体的な過程（\*3）及び算定の前提条件（\*4）が記載されたもの（\*3）を提出してください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を添付することでも差し支えありません。）。

- ・ 上場会社が行う公開買付けにより対象株券等（東証に上場しているものに限る。）が上場廃止となる見込みがある場合
- ・ 上場会社の子会社が発行する株券等（東証に上場しているものに限る。）に対する公開買付けを行う場合

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第10号】

（\*1）「当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。

（\*2）「買付け等の価格に関する見解を記載した書面」をいいます。

（\*3）詳細は、「第5編 [3] 適時開示に係る提出書類 8. 算定機関が作成した算定書」を参照してください。具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。

~~（\*4）算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。~~

#### ①市場株価法

- ・ 計算対象期間
- ・ 算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由
- ・ 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

#### ②類似会社比較法

- ・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由
- ・ マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

#### ③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法

- ・ 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値
- ・ 算定の前提とした財務予測の出所
- ・ 割引率の具体的な数値（レンジ可）
- ・ 継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

また、自己株式の公開買付けにより、実質的にMBO（「公開買付け者が対象者の役員である公開買付け（公開買付け者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）」のことをいう。）が行われる場合にも、算定機関が作成した算定書を東証に提出してください。

#### ② 上場手続に係る提出書類について

自己株式の公開買付けを行う場合には、開示とは別に東証まで所定の書類を提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編 [2] 内国株式関係の提出書類一覧」をご参照ください。

## 〔留意事項〕

自己株式の公開買付けにより、実質的にMBOが行われる場合には、MBOに関する意見表明等と同様に、適時開示は、必要かつ十分に行うことが求められますので、十分に留意してください。

## (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

なお、「(1)〔開示に関する注意事項〕② 事前相談について」に掲げる場合に該当する場合には、必ず東証まで事前相談を行うようにしてください。

## ① 他社の株券等の公開買付けを行う場合

## (イ) 公開買付け開始決定時の開示

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	・ 対象者の名称及び証券コード（対象者の株券等が国内の金融商品取引所に上場している場合に限る。）が判別できる表題とする。 （例）「〇〇〇〇株式会社株券（証券コード〇〇〇〇）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
1. 買付け等の目的等	
(1) 買付け等の目的	<p>・ 買付け等の目的について、公開買付届出書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。</p> <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <p>a. 支配権取得又は経営参加を目的とする場合には、支配権取得又は経営参加の方法及び支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画について具体的に記載すること。 組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他対象者の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性も記載すること。</p> <p>b. 純投資又は政策投資を目的とする場合には、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由を記載し、長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付け等を行う場合には、その必要性を具体的に記載すること。</p> <p>c. 買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容を具体的に記載すること。</p> <p>d. 株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第2公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「1会社の場合」の「②経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び開示日において所有する当該株券等の数を記載すること。</p> <p>e. 買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等が上場廃止又は店頭登録の廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその理由について具体的に記載すること。</p> <p>※ 買付予定の株券等の数に上限を付す場合においても、e.に関する事項を記載することが望まれます。</p> <p>※ 産業競争力強化法の規定による会社法特例措置の適用を受けて、上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合又は全部取得条項付種類株式による完全子会社化を行う場合には、認定計画の概要も含めて記載する。</p>
(2) 上場廃止となる見込み及びその事由	<p>・ 上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその事由を記載する。</p> <p>※ 上場廃止となる見込みがない場合には、その旨を記載する。</p> <p>・ 上場廃止となる見込みがある場合であって、その対価が上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）でないときは、下記事項を記載す</p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場廃止を目的とする理由</li> <li>・ 少数株主への影響及びそれに対する考え方</li> </ul>
(3) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開買付開始前の、公開買付者と対象者の株主との間における、公開買付けへの応募に係る重要な合意の有無を記載する。</li> </ul>
(4) いわゆる二段階買収に関する事項〔二段階買収の予定がある場合〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買付け等の後、株式の全部取得等を行うことにより、上場会社を完全を買収する予定がある場合には、その旨及び予定している二段目の株式の全部取得等の行為に関して、原則として、以下の事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二段目の株式の全部取得その他の行為の予定時期</li> <li>・ 完全を買収する手段及びその対価</li> <li>・ 一段目（公開買付け）の買付価格と二段目（株式の全部取得等）の対価に差がある場合はその内容及び差額を設ける理由</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 二段階買収については、一段目・二段目それぞれの対価等の条件や株主への条件の提示方法によっては、公開買付けへの応募を事実上強要するような威圧的買収と受け止められる場合があります。二段目の条件が一段目の条件と同等であれば問題は生じにくいものと思われませんが、二段目の条件が一段目の条件よりも株主にとって不利となる場合には、問題が生じると考えられるため、十分な検討が必要となります。また、やむを得ず、一段目の開示時点において二段目の条件を決定できない事情がある場合においても、できる限り二段目で対価等の条件を決定するための要素や決定時期の見込みに関する説明を記載するなど、透明性の向上に努めるようご配慮ください。</p>
(5) 上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程〔上場子会社に対する公開買付けを行う場合〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社におけるグループ戦略の変更の内容を含め、当該公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程を具体的に記載する。</li> </ul>
(6) 公正性を担保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に掲げる場合には、公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場子会社に対する公開買付けを行う場合</li> <li>・ その他特に当該公開買付けの公正性を担保する必要があると判断される事情がある場合</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 公正性を担保するための措置の例としては、当事会社が自らの株主のために算定機関を選定し、当該公開買付けの内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することなどが考えられます。</p> <p>※ 算定機関からの公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその旨を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。</p>
(7) 利益相反を回避するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に掲げる場合には、上場子会社における利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場子会社に対する公開買付けを行う場合</li> <li>・ その他特に当該公開買付けの公正性を担保する必要があると判断される事情がある場合</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 利益相反を回避するための措置の例としては、上場子会社における決定プロセスに自社として関与しないことや、上場子会社において当該公開買付けの決定プロセスにおいて当該公開買付けに利害関係を持たない社外監査役又は社外取締役が関与することや、当該公開買付けの決定を取締役会から独立した特別委員会の判断に委ねることなどが考えられます。</p>
2. 買付け等の概要	
(1) 対象者の概要	<p>[金銭を対価とする公開買付けを行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と対象者との関係（*）を記載する。</li> </ul> <p>（*）上場会社と対象者の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と対象者又は対象者の関係者若しく</p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>は関係会社との間の関係を含む。)がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資本関係として、最近日における上場会社と対象者との間の出資の状況(間接保有分を含む。)を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と対象者との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>取引関係として、直前事業年度における上場会社と対象者との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、対象者が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する(関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。)</li> </ul> <p>[上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該公開買付けに係る上場会社及び対象者について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社と対象者の関係(*1)、最近3年間の財政状態及び経営成績(*2)を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(*1) 上場会社と対象者の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と対象者又は対象者の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>資本関係として、最近日における上場会社と対象者との間の出資の状況(間接保有分を含む。)を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と対象者との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>取引関係として、直前事業年度における上場会社と対象者との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、対象者が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する(関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。)</li> </ul> </li> <li>(*2) 純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金</li> </ul> </li> </ul> <p>(※) 連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、上場会社と対象者の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。</p> <p>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p>
(2) 日程等	
① 日程	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会決議日、公開買付開始公告日及び公告掲載新聞名、公開買付届出書提出日を記載する。</li> </ul>
② 届出当初の買付け等の期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出当初の公開買付期間を記載する。</li> </ul>
③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開買付届出書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金商法第27条の10第3項の規定により当該公開買付けの期間が延長される可能性がある場合に、例えば「金商法第27条の10第3項の規定により、公開買付対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は〇月〇日までとなります。」等詳細に記載し、延長される可能性がない場合には「当該事項なし」と記載すること。</li> </ul>
(3) 買付け等の価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>買付け等をする株券等の種類ごとに買付け等の価格を記載する。株式については1株当たりの買付け等の価格を記載するものとし、その他の株券等についても同様に記載する。</li> </ul> <p>※ 有価証券等を対価とする場合には、以下の内容を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該対価とする有価証券等の種類</li> <li>交換比率</li> <li>有価証券等に加えて金銭を対価とする場合には、交付する金銭の額</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
(4) 買付け等の価格の算定根拠等	
① 算定の基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開買付届出書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買付価格の算定根拠を具体的に記載し、買付価格が時価と異なる場合や当該買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載すること。</li> <li>・ 株券等の種類に応じた公開買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容を具体的に記載すること。</li> </ul> <p>※ 現金以外を対価として選択した場合は、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点を踏まえて理由を記載する。</p> <p>※ 上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合には、有価証券届出書の【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】に記載する「発行（交付）条件の合理性に関する考え方」の内容を含めて記載する。</p>
② 算定の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開買付届出書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に記載すること。</li> </ul> <p>※ 意見を聴取する第三者としては、算定機関（「企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいう。以下同じ。）であることが一般的です。</p> <p>※ 算定機関の意見を聴取しない場合は、その旨を記載する。</p> <p>※ 上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合には、有価証券届出書の【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】に記載する「当該発行（交付）条件により募集（売出し）を行う理由及び判断の過程」の内容を含めて記載する。</p>
③ 算定機関との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定機関が当該公開買付けに関し重要な利害関係（*）がある場合は、その旨及び当該算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。</li> </ul> <p>（*）① 算定機関が関連当事者に該当する場合、② 対象者（対象者の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③ 算定機関が上場会社・対象者の双方から依頼を受ける場合、④ 算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合 などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。</li> <li>・ 算定機関以外の第三者の意見を聴取した場合は、その旨及び前記に準じた内容を記載する。</li> </ul>
(5) 買付予定の株券等の数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株券等の種類毎に①株式に換算した買付予定数、②株式に換算した買付予定数の下限及び③買付予定数の上限を記載する。</li> </ul> <p>※ 上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合であって、対価として自己株式を充当する予定である場合には、その旨も記載する。</p>
(6) 買付け等による株券等所有割合の異動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開買付開始公告日現在の買付け等による株券等所有割合の異動について下記事項を記載する。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（公開買付開始公告日現在の数を記載する）</li> <li>② 買付け等前における株券等所有割合</li> <li>③ 買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数</li> <li>④ 買付け等後における株券等所有割合</li> <li>⑤ 対象者の総株主の議決権の数</li> </ol> <p>※ 特別関係者の所有株券等がある場合には、上記①から④に準じて記載する。</p>
(7) 買付代金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開買付届出書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買付価格に買付予定数を乗じて得た金額を記載すること。なお、有価証券等を買付け等の</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。</p> <p>※ 金銭以外の対価がある場合には、金銭以外の対価の種類及び金銭以外の対価の総数も記載する。</p>
(8) 決済の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決済の方法として、下記事項を公開買付届出書と同等に記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地</li> <li>② 決済の開始日</li> <li>③ 決済の方法</li> </ul> </li> </ul> <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「決済の開始日」には、金商法第27条の10第3項の規定により公開買付期間が延長される可能性がある場合に、延長後の公開買付期間に対応する決済の開始日を注記すること。</li> <li>・ 「決済の方法」には、買付代金を支払い、又は対価として有価証券等を引き渡す際に買付け等の通知書の呈示を求めること等決済の方法を具体的に記載すること。</li> </ul>
(9) その他買付け等の条件及び方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開買付届出書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <p>a. 「金商法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第32条第1項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。</p> <p>また、金商法第27条の13第4項第1号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を、株券等の種類ごとに付した場合における、当該条件の内容（一部の種類の株券等について応募株券等の数の合計があらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときに、当該種類の株券等について応募株券等の全部の買付け等をしないことや他の種類の株券等についても応募株券等の全部の買付け等をしないこと等）を具体的に記載すること。</p> <p>b. 「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」には、金商法施行令第14条第1項各号に掲げる条件の有無及び内容並びに同条第2項に定める事項が発生した場合には撤回等を行うことがある旨を記載するとともに、撤回等の公告又は公表の方法を記載すること。</p> <p>c. 「買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法」には、金商法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が株式の分割その他の政令で定める行為を行った場合には買付け等の価格の引下げを行うことがある旨の条件の有無及び内容を記載するとともに、引き下げた場合の公告及び公表の方法を記載すること。</p> <p>d. 「応募株主等の契約の解除権についての事項」には、金商法第27条の12の規定の内容を分かりやすく記載すること。</p> <p>e. 「買付条件等の変更をした場合の開示方法」には、買付条件等を変更することがある場合にはその旨を記載するとともに、買付条件等の変更の方法及び変更前に既に応募した者の取扱いについて記載すること。</p> <p>f. 「訂正届出書を提出した場合の開示方法」には、訂正届出書を提出した場合における公告の方法及び公開買付説明書の訂正方法について記載すること。</p> <p>g. 「公開買付けの結果の開示の方法」には、公開買付期間の末日の翌日に公告又は公表を行う旨及びその方法について記載すること。</p>
(10) 公開買付開始公告日	
(11) 公開買付代理人	
3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開買付け後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。</li> </ul>
4. その他	
(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開買付届出書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開買付者と対象者又はその役員との間の、公開買付けによる株券等の買付け等、買付け後の重要な資産の譲渡等に関する合意の有無及びその内容を記載するとともに、公開買付者</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	が当該役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。
(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報	・ 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報を記載する。
・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項	・ 海外企業を公開買付けするに際して現地において開示されている事項であって、投資判断に重要な影響を与える事項がある場合は、その内容を記載する。
・ 支配株主との取引等に関する事項〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。</li> <li>・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。</li> <li>・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有すると利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。</li> </ul> ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。 ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。 ※ 支配株主との取引等に関するものである場合とは、上場会社若しくはその子会社が支配株主その他施行規則で定める者に対して行う公開買付け、又は、上場会社若しくはその子会社が支配株主その他施行規則で定める者からの取得を前提として第三者株式に対して行う公開買付けに限りです。
(参考) 当期業績予想及び前期実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（公開買付けを行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。</li> <li>※ 公開買付けを行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は公開買付けの業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。</li> <li>※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、公開買付けによる影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。</li> </ul>

(ロ) 対象者からの意見表明報告書による質問に対する回答の決定時の開示

(中略)

(ハ) 公開買付け終了時の開示

(中略)

② 自己株式の公開買付けを行う場合

(イ) 自己株式の公開買付け開始決定時の開示

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	・ 自己株式の公開買付けであることが判別できる表題とする。
1. 買付け等の目的	・ 自己の株式を取得する目的等について、わかりやすく具体的に記載する。
2. 自己株式の取得に関する決議内容	
(1) 決議内容	・ 取得する株券等の種類、取得する株券等の総数及び取得価額の総額を記載する。また、発行済株式の総数及び発行済株式の総数に対する取得する株券等の総数の占める割合も記載する。

開示事項	開示・記載上の注意
(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等の種類、取得した株券等の総数及び取得価額の総額を記載する。</li> </ul>
3. 買付け等の概要	
(1) 日程等	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会決議日、公開買付開始公告日及び公告掲載新聞名、公開買付届出書提出日、買付け等の期間を記載する。</li> <li>※ 買付け等の期間に定めがない場合には、その旨を記載する。</li> </ul>
(2) 買付け等の価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>買付け等をする株券等の種類ごとに買付け等の価格を記載する。株式については1株当たりの買付け等の価格を記載するものとし、その他の株券等についても同様に記載する。</li> </ul>
(3) 買付予定の株券等の数	<ul style="list-style-type: none"> <li>株券等の種類毎に買付予定の株券等の数を記載する。なお、株券以外のものについては、① 株式に換算した買付予定数及び② 株式に換算した超過予定数を記載する。</li> </ul>
(4) 買付け等に要する資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>買付け等に要する資金の合計及び買付代金を記載する。</li> </ul> <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「買付代金」欄には、買付価格に買付予定数と超過予定数との合計を乗じて得た金額を記載すること。</li> </ul>
(5) 決済の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>決済の方法として、下記事項を公開買付届出書と同等に記載する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地</li> <li>決済の開始日</li> <li>決済の方法</li> </ol> </li> </ul> <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「決済の方法」には、買付代金を支払う際に買付け等の通知書の呈示を求めること等決済の方法を具体的に記載すること。</li> </ul>
・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項	
・ 支配株主との取引等に関する事項〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。</li> <li>当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。</li> <li>公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、<u>支配株主からの独立性を有すると利害関係のない</u>者から入手した意見の概要について記載する。</li> <li>※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。</li> <li>※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。</li> <li>※ 支配株主との取引等に関するものである場合とは、支配株主その他施行規則で定める者からの取得を前提としている場合に限り、限ります。</li> </ul>

#### (ロ) 自己株式の公開買付け終了時の開示

(中略)

## 12. 公開買付け等に関する意見表明等

### (1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「公開買付け等に関する意見表明等」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号y】

なお、「MBO」又は「支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者による公開買付け」（当該公開買付け又は当該公開買付けの実施後に予定している一連の行為により上場廃止となる見込みがあるものに限る。）に関する意見表明等である場合（以下、本項目において「MBO等に関して意見表明を行う場合」といいます。）、企業行動規範に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用され、当該公開買付けが一般株主にとって公正なものであることに關し、特別委員会から意見を入手することのほか、必要かつ十分な適時開示を行うことが義務付けられます。詳細は、「第3編第1章【MBO等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。なお、上場会社が、MBOに関して、上場規程第402条第1号yに定める意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行うことが義務付けられています。

【上場規程第441条】

~~また、支配株主その他施行規則で定める者による公開買付けについても、MBOと同様、必要かつ十分な開示が義務付けられています。~~

~~【上場規程第441条の2第2項】~~

(注1) 公開買付け等に関する意見表明等とは、当該上場会社が発行者である金商法第27条の2第1項に規定する株券等に係る上場規程第402条第1号x前段に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る金商法施行令第31条に規定する買集め行為（以下「公開買付け等」という。）に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示のことをいいます。

(注2) MBOとは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）のことをいいます。

※ 公開買付け等に関する意見表明等には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

~~※ MBO及び支配株主その他施行規則で定める者による公開買付けを併せて「MBO等」といいます。~~

※ MBO等に関する意見表明の適時開示を行う際には、「(2) ② 公開買付けに関する意見表明の決定時の開示」のうち、【MBO等に関して意見表明を行う場合】において記載することとされている事項を含め、充実した開示を行うようにしてください。

#### 【開示に関する注意事項】

① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

② 事前相談について

公開買付け等に関する意見表明等のうち、次のいずれかに該当する場合には、事前相談を行うことが必要です。公表予定日の遅くとも10日前までに、東証の上場会社担当者まで開示資料（案）及び算定機関からの算定書（案）をメールにてご送付ください（スキームの概要・特徴点、あるいは、当該公開買付け後の経営計画などの補足資料がある場合には、併せてご送付ください。）。なお、開示資料に十分な記載が行われない場合については、必要に応じて上場規程に基づき追加開示を求めることがありますので、十分に留意してください。

- ・ MBO等に関して意見表明を行う場合
- ・ 上場廃止となることが見込まれる公開買付けに関して応募することを勧める旨の意見表明の決定時の開示を行う場合（二段階買収の予定がある場合を含む。）
- ・ その他開示上特に考慮を要する事情があると判断される場合（不明な場合は東証までお問合せください。）

※ 早期に事前相談を行う場合で、開示資料（案）の用意がない場合は、当該意見表明等の内容を記載した書面をご送付ください。なお、この場合も、公表予定日の遅くとも10日前までには、開示資料（案）をメールにてご送付ください。

※ メール送付時点で算定機関から正式な算定書の提出を受けていない場合は、算定機関における算定的前提条件及び算定の具体的な過程を記載した参考資料を事前相談にてご送付ください。

### ③ 公開買付け後の二段階買収について

公開買付け後の二段階買収の場合については、当該二段目の行為を行うことについての決定をした時点において、当該二段目の行為に係る開示が必要となりますが、公開買付けに関する意見表明を行うことについての決定をした時点においても、「合併等の組織再編行為」、「株式の併合」、「全部取得条項付種類株式の全部の取得」、「特別支配株主による株式等売渡請求等に係る承認又は不承認」に係る取扱い等をご参照のうえ、当該二段目の行為に係る内容をできる限り開示するようにしてください。

④ 「公開買付け等に関する意見表明等」と併せて他の適時開示項目（例えば、「業務上の提携又は業務上の提携の解消」、「主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動」、「親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動」等）に該当する場合があります（公開買付けによる公開買付けの結果に関する開示（公開買付報告書の提出）の際に、併せてこれらの適時開示項目に該当する場合があります。）。また、公開買付けの結果が経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。なお、他の適時開示項目の詳細については、当該他の項目に係る取扱い等を参照してください。

⑤ 公開買付けに関する意見表明においては、公開買付けに応募するか否かを選択すべき状況にある株主の立場を十分に考慮し、意見の内容に加え、意見の根拠及び理由（意思決定に至る過程や、意見の内容の基礎となる具体的な理由など）をわかりやすく具体的に述べるなど、株主による公開買付けへの応募の是非の判断に資するものとなるように留意してください。

## 【その他の注意事項】

### ① 算定機関の作成する算定書の提出について

上場会社が公開買付け等に関する意見表明等を行う場合であって、次のいずれかに該当するときは、上場規程に基づき、算定機関（\*1）が作成した算定書（\*2）を東証に提出することが義務付けられています。算定書は、算定の具体的な過程~~（\*3）~~及び算定的前提条件~~（\*4）~~が記載されたもの~~（\*3）~~を提出してください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を提出することでも差し支えありません。）。

- ・ MBO等に関して意見表明等を行う場合
- ・ 支配株主その他施行規則で定める者による公開買付けに関して意見表明等を行う場合
- ・ 上場廃止となることが見込まれる場合

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第11号】

（\*1）「当会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。

（\*2）「買付け等の価格に関する見解を記載した書面」をいいます。

（\*3）詳細は、「第5編 [3] 適時開示に係る提出書類 8. 算定機関が作成した算定書」を参照してください。具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。

~~（\*4）算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる~~

~~内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。~~

~~①市場株価法~~

- ~~・計算対象期間~~
- ~~・算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由~~
- ~~・計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）~~
- ~~・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容~~

~~②類似会社比較法~~

- ~~・比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由~~
- ~~・マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）~~
- ~~・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容~~

~~③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法~~

- ~~・算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値~~
- ~~・算定の前提とした財務予測の出所~~
- ~~・割引率の具体的な数値（レンジ可）~~
- ~~・継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）~~
- ~~・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容~~

~~④ MBO等に関する意見表明の適時開示について~~

~~企業行動規範上、MBO等に関する意見表明の適時開示は、必要かつ十分に行うことが義務付けられています。開示を行う際には、「(2) ④ 公開買付けに関する意見表明の決定時の開示」のうち、[MBO等に関して意見表明を行う場合] において記載することとされている事項を含め、充実した開示を行うようにしてください。~~

~~※ MBO等には該当しないものの、これに準じる公開買付け（例えば上場会社の40%以上の議決権を有する者による公開買付けなど）に関する意見表明を行う場合には、MBO等の場合と同様に充実した開示を行うことが考えられます。~~

~~⑤ 金商法施行令第30条第1項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知について~~

~~本項目に基づく適時開示に際して金商法施行令第30条第1項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知を行う場合は、「第5章 8. 公開買付け等事実の当取引所への通知」を併せて参照してください。~~

**(2) 開示事項及び開示・記載上の注意**

(中略)

**① 公開買付けの開始時の開示**

(中略)

**② 公開買付けに関する意見表明の決定時の開示**

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示資料の表題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買付者の名称及び意見表明であることが判別できる表題とする。 (例)「〇〇〇〇株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」 [MBO等に関して意見表明を行う場合]</li> <li>・ MBO等であることが判別できる表題とする。 (例)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」 「支配株主である〇〇〇〇株式会社による当社株券に対する公開買付けの</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>実施及び応募推奨に関するお知らせ</p> <p><u>「その他の関係会社である〇〇〇〇株式会社による当社株券に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関するお知らせ」</u></p> <p><u>※ 支配株主その他施行規則で定める者による上場維持を前提とした公開買付けに関して意見表明を行う場合にも、支配株主その他施行規則で定める者による公開買付けであることが判別できる表題とする。</u></p>
<p>・ 開示資料の柱書き</p>	<p>・ 公開買付者がいわゆる二段階買収を行うこと及び上場会社の株式等を上場廃止することを予定している場合には、その旨を前提として意見表明について決議したことを記載する。</p>
<p>1. 公開買付者の概要</p>	<p>[金銭を対価とする公開買付けが行われる場合]</p> <p>・ 公開買付者の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と公開買付者との関係（*）を記載する。</p> <p>（*）上場会社と公開買付者の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と公開買付者又は公開買付者の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本関係として、最近日における上場会社と公開買付者との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と公開買付者との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と公開買付者との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、公開買付者が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。</li> </ul> <p>※ 公開買付者が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人との関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人との関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。</p> <p>※ 公開買付者がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。</p> <p>[上場株券等を対価とする公開買付けが行われる場合]</p> <p>・ 上場会社及び公開買付者について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社と公開買付者の関係（*1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（*2）を記載する。</p> <p>（*1）上場会社と公開買付者の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本関係として、最近日における上場会社と公開買付者との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と公開買付者との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と公開買付者との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、公開買付者が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。</li> </ul> <p>(※2) 純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金</p> <p>(※) 連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、上場会社と公開買付者の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。</p> <p>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p> <p>※ 複数の者が共同して公開買付けを行っている場合には、それぞれの者について記載する。</p>
2. 買付け等の価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買付け等をする株券等の種類ごとに買付け等の価格を記載する。株式については1株当たりの買付け等の価格を記載するものとし、その他の株券等についても同様に記載する。</li> </ul> <p>※ 有価証券等を対価とする場合には、以下の内容を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該対価とする有価証券等の種類</li> <li>・ 交換比率</li> <li>・ 有価証券等に加えて金銭を対価とする場合には、交付する金銭の額</li> </ul>
3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由	
(1) 意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該公開買付けに関する意見の内容について、意見表明報告書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。</li> </ul> <p>※ 公開買付けに関する意見表明における意見の内容としては、①「公開買付けに応募することを勧める。」、②「公開買付けに応募しないことを勧める。」、③「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、④「意見の表明を留保する。」などが想定されています。</p> <p>[意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <p>a. 意見の内容については、例えば「公開買付けに応募することを勧める。」、「公開買付けに応募しないことを勧める。」、「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、「意見の表明を留保する。」等わかりやすく記載すること。</p>
(2) 意見の根拠及び理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該公開買付けに関する意見の根拠及び理由について、意見表明報告書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。</li> </ul> <p>※ 意思決定に至った過程については、上場会社における検討が開始された時期、上場会社における検討の経緯、公開買付者との間の公開買付けの条件に関する交渉の概要を記載してください。</p> <p>※ 意思決定に至った過程について、当該公開買付けの実施に至った背景や、公開買付者の意思決定過程について公開買付者から聴取した内容を記載することも考えられます。なお、公開買付者の意思決定過程を記載する場合、上場会社の意思決定過程と公開買付者の意思決定過程が区別できるように記載してください。</p> <p>[意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <p>b. 根拠については、意思決定に至った過程を具体的に記載すること。</p> <p>c. 意見の理由については、<u>賛同</u>、<u>反対又は否</u>→中立の意見を表明している場合にはその理由を、意見を留保する場合にはその時点において意見が表明できない理由及び今後表明する予定の有無等を具体的に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該公開買付けに応募することを勧める意見である場合には、買付け等の価格に関する判断の理由を含め、株主に対して当該買付け等に応募することを勧めるに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載する。</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金以外を対価として選択した公開買付けに対して当該買付け等に応募することを勧める場合には、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点から踏まえて理由を記載する。</li> </ul> <p>[MBO等に関して意見表明を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>MBO等に関して意見表明を行う場合において、賛同、反対又は否・中立の意見を表明している場合には、公開買付けMBO等の実施による上場会社の企業価値の向上に関する判断の内容を含め、その理由をわかりやすく具体的に記載する。</u></li> <li><u>MBO等に関して意見表明を行う場合において、当該公開買付けに応募することを勧める意見である場合には、買付け等の価格に関する判断の理由（*）、及び、公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、株主に対して当該公開買付けMBO等に応募することを勧めるに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載する。</u></li> </ul> <p>（*）例えば、算定結果の合理性を確認したうえで、買付け等の価格が算定結果と比較して合理的な水準にあるかといった観点から判断の理由を説明することが考えられます。なお、算定の前提条件において考慮されていない事象がある場合（例えば、市場株価法を用いる場合で、公開買付けに関する意見表明と同時に業績予想の大幅な上方修正を行う場合など）や、特殊な前提条件が存在する場合には、これらを踏まえて買付け等の価格に関する判断の理由について記載してください。</p> <p>また、当該取引の公表前短期間に業績の大幅な下方修正その他株価が大幅に下落する開示を行った場合には、これらを踏まえて買付け等の価格に関する判断の理由について記載してください。</p> <p><u>[支配株主その他施行規則で定める者による上場維持を前提とした公開買付けに関して意見表明を行う場合]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>[MBO等に関して意見表明を行う場合]と同様に記載する。</u></li> </ul>
(3) 算定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>算定機関から算定書を取得した場合には、以下の事項を記載する。</li> <li>算定機関から算定書を取得しない場合は、その旨を記載する。</li> </ul>
① 算定機関の名称並びに上場会社及び公開買付者との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>算定機関の名称を記載する。</li> <li><u>算定機関の報酬体系（成立等を条件に支払われる成功報酬・成否にかかわらず支払われる固定報酬の別など）について記載する。</u></li> <li>算定機関について重要な利害関係がある場合（*）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。</li> </ul> <p>（*）① 算定機関が関連当事者に該当する場合、② 公開買付者（公開買付者の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③ 算定機関が上場会社・公開買付者の双方から依頼を受ける場合、④ 算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。</li> </ul>
② 算定の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（*）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。</li> </ul> <p>（*）① 市場株価法を用いた場合は、市場価格の計算対象期間、算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には当該日を基準日とした理由を記載する。また、② ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法を用いた場合であって、買付け等の価格の算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときは、前提とした財務予測の概要（計数を含む。）と増減益の要因（大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件を記載する。</p> <p>（注）「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、<u>各当事会社の当該公開買付け実施後5事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年</u></p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>度と比較して、利益又はFCFの増加又は減少見込額が30%以上未満であるか否かを目安とする。</p> <p>[MBO等に関して意見表明を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MBO等に関して意見表明を行う場合には、算定の重要な前提条件として、上記の(*)に代えて、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については、以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法については以下の内容に準じて重要な前提条件を記載する。       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市場株価法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定基準日、計算対象期間及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由</li> <li>・ 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）</li> <li>・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul> </li> <li>② 類似会社比較法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由</li> <li>・ マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）</li> <li>・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul> </li> <li>③ ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びFCFフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 上場維持を前提とする場合を除く。</li> <li>・ 算定の前提とした財務予測の作成主体出所、作成経緯及び目的</li> <li>・ <u>算定の前提とした財務予測の前提（事業内容や事業環境等についてどのような前提を置いているか）及び期間の設定に関する考え方</u></li> <li>・ 算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か</li> <li>・ <u>算定の前提とした財務予測が公表されている直近の数値と大幅に異なる場合にはその理由</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「大幅に異なる場合」に該当するかどうかについては、公表されている直近の数値と比較した増加又は減少見込額が、売上高の場合には10%以上、利益又はFCFの場合には30%以上であるか否かを目安とする。</li> </ul> </li> <li>・ 算定の前提とした財務予測で利益又はFCFの大幅な増減益を見込んでいるときは、当該増減益の要因               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ <del>上場維持を前提とする場合は、算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときはその概要（計数を含む。）及び増減益の要因を記載し、算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいないときはその旨を記載する。</del></li> <li>※ 「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、各当事会社の当該公開買付け実施後5事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益又はFCFの増加又は減少見込額が30%以上未満であるか否かを目安とする。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 割引率の種類及び具体的な数値（レンジ可）               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ <u>サイズリスク・プレミアムなど追加的なリスク・プレミアムの考慮がある場合には、その内容及び根拠も記載する。</u></li> </ul> </li> <li>・ <u>継続価値の具体的な数値（レンジ可）</u></li> <li>・ 継続価値の算定手法、及び算定に用いたパラメータの設定に関する考え方及び具体的な数値（レンジ可）               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ <u>最終事業年度の一時的な支出は考慮しないよう調整を行っている等の前提条件がある場合（算定において重要性を有する場合に限る）には、その内容も記載する。</u></li> </ul> </li> <li>・ <u>個別資産の算定上の取扱い（算定において重要性を有する場合に限る）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ <u>現預金、保有有価証券、賃貸等不動産などについて、事業用資産と非事業用資産の切り分けについての考え方を記載する。</u></li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ol></li></ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p><u>〔支配株主その他施行規則で定める者による上場維持を前提とした公開買付けに関して意見表明を行う場合〕</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>算定の重要な前提条件として、市場株価法及び類似会社比較法については〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕と同様に、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法についてはこれらの内容に準じて重要な前提条件を記載する。</u></li> </ul> <p style="margin-left: 2em;"><u>ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>算定の前提とした財務予測の作成主体</u></li> <li>・ <u>算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か</u></li> <li>・ <u>算定の前提とした財務予測で大幅な増減を見込んでいるときは、当該増減の要因</u></li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">※ <u>算定の前提とした財務予測で大幅な増減を見込んでいるときはその概要（計数を含む。）及び増減の要因を記載し、算定の前提とした財務予測で大幅な増減を見込んでいないときはその旨を記載する。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">※ <u>「大幅な増減」に該当するかどうかについては、各々の前事業年度と比較して、利益又はFCFの増加又は減少見込額が30%以上であるか否かを目安とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>割引率の具体的な数値（レンジ可）</u></li> <li>・ <u>継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）</u></li> <li>・ <u>その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</u></li> </ul>
(4) 上場廃止となる見込み及びその事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該公開買付けにより上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその事由を記載する。また、対価が上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）である場合は、その旨も記載する。</li> <li>※ 上場廃止となる見込みがない場合には、その旨を記載する。</li> <li>・ 当該公開買付けにより上場廃止となる見込みがある場合であって、当該公開買付けに応募することを勧める意見であるときは、下記事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場廃止を目的とする理由</li> <li>・ 少数株主への影響及びそれに対する考え方</li> </ul> </li> </ul>
(5) いわゆる二段階買収に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買付け等の後、株式の全部取得等の行為を行うことにより、上場会社を買収される予定があることを把握している場合には、その旨及び予定されている二段目の株式の全部取得等の行為に関して、原則として、以下の事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二段目の株式の全部取得その他の行為の予定時期</li> <li>・ 完全に買収される手段及びその対価</li> <li>・ 一段目（公開買付け）の買付価格と二段目（株式の全部取得等）の対価に差がある場合はその内容及び差額を設ける理由</li> </ul> </li> <li>※ 二段階買収については、一段目・二段目それぞれの対価等の条件や株主への条件の提示方法によっては、公開買付けへの応募を事実上強要するような威圧的買収と受け止められる場合があります。二段目の条件が一段目の条件と同等であれば問題は生じにくいものと思われませんが、二段目の条件が一段目の条件よりも株主にとって不利となる場合には問題が生じると考えられるため、十分な検討が必要となります。また、やむを得ず、一段目の開示時点において二段目の条件を決定できない事情がある場合においても、できる限り二段目で対価等の条件を決定するための要素や決定時期の見込みに関する説明を記載するなど、透明性の向上に努めてください。</li> </ul> <p><u>〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二段目の行為に株式買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームを採用する場合や、MBO等において大多数の株式を取得した場合であっても二段目の株式の全部取得等の行為を実施しない場合は、これらの理由をわかりやすく具体的に記載する。</li> </ul>
(6) 公正性を担保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に掲げる場合には、公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場廃止となることが見込まれる公開買付けに関して応募することを勧める旨の意見表明をする場合</li> <li>・ MBO等に関して意見表明を行う場合</li> <li>・ <u>支配株主その他施行規則で定める者による上場維持を前提とした公開買付けに関して意見表明を行う場合</u></li> <li>・ その他特に当該公開買付けに関する意見表明の公正性を担保する必要があると判断される事情がある場合</li> </ul> <p>※ 公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該意見表明の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得し、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。</p> <p>また、価格の適正性を担保する客観的状況を確保する観点から、公開買付期間を比較的長期（30営業日以上）に設定することにより対抗的TOBの機会を提供することや、公開買付者との間で、上場会社による対抗者との接触等を過度に制限するような内容の合意等（いわゆる取引保護条項）を行わないことなどが考えられます。</p> <p>※ 算定機関から公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。</p> <p>[MBO等に関して意見表明を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公正性を担保するための措置に関し、それぞれ以下の内容を含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定機関から算定書を取得した旨。</li> <li>・ 弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得した場合には、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容。弁護士・アドバイザー等に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由。</li> <li>・ 公開買付者との間で、上場会社による対抗者との接触等を過度に制限するような内容の合意等（いわゆる取引保護条項）をした場合には、その内容及び当該合意等をした理由。</li> <li>・ 公開買付期間が短期間に設定されている場合において、公開買付期間の延長請求を行わない場合は、その理由。</li> </ul> </li> </ul> <p><u>[支配株主その他施行規則で定める者による上場維持を前提とした公開買付けに関して意見表明を行う場合]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>[MBO等に関して意見表明を行う場合]</u>と同様に記載する。</li> </ul>
<p>(7) 利益相反を回避するための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に掲げる場合には、利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MBO等に関して意見表明を行う場合</li> <li>・ <u>支配株主その他施行規則で定める者による上場維持を前提とした公開買付けに関して意見表明を行う場合</u></li> <li>・ その他特に当該公開買付けに関する意見表明に関し利益相反を回避する必要があると判断される事情がある場合</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 利益相反を回避するための措置の例としては、当該意見表明に至る意思決定の過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該意見表明に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該公開買付けに関する意見表明に関し諮問すること、当該特別委員会に公開買付者との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。</p> <p>[MBO等に関して意見表明を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利益相反を回避するための措置に関し、それぞれ以下の内容を含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該意見表明に利害関係を有する取締役及び監査役に関し、利害関係の内容</li> </ul> </li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>及び上場会社の意思決定に至る過程への関与の有無。</p> <p>※ 取締役又は監査役が公開買付者との間で公開買付け後の役職員への就任等に関して合意している場合には、その内容を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>取締役会から独立した特別委員会を設置した場合には、その概要（特別委員会を構成する各委員の氏名・職業など）。特別委員会の構成に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由。</del></li> <li>・ <del>取締役会から独立した当該公開買付けに関する意見表明について、特別委員会又は独立役員に対し、当該公開買付けに関する意見表明に関するに諮問したをした場合には、諮問の内容及び諮問に対する意見答申の内容（その理由を含む。）。</del></li> </ul> <p>※ <u>添付した当該意見の内容が記載された書面を参照する場合には、その旨を記載する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>取締役会から独立した特別委員会又は独立役員に対し、公開買付者との間で交渉を行うことを委嘱した場合には、その旨。</del></li> <li>・ <del>利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認を受けている場合には、その旨。受けていない場合には、その理由。</del></li> </ul> <p><u>〔支配株主その他施行規則で定める者による上場維持を前提とした公開買付けに関して意見表明を行う場合〕</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>利益相反を回避するための措置に関し、それぞれ以下の内容を含めて記載する。</u></li> <li>・ <u>当該意見表明に利害関係を有する取締役及び監査役に関し、利害関係の内容及び上場会社の意思決定に至る過程への関与の有無。</u></li> </ul> <p>※ <u>取締役又は監査役が公開買付者との間で公開買付け後の役職員への就任等に関して合意している場合には、その内容を記載する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>取締役会から独立した特別委員会を設置した場合には、その概要（特別委員会を構成する各委員の氏名・職業など）。特別委員会の構成に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由。</u></li> <li>・ <u>取締役会から独立した特別委員会又は独立役員に対し、当該公開買付けに関する意見表明に関する諮問をした場合には、諮問の内容及び諮問に対する答申の内容（その理由を含む。）。</u></li> <li>・ <u>取締役会から独立した特別委員会又は独立役員に対し、公開買付者との間で交渉を行うことを委嘱した場合には、その旨。</u></li> <li>・ <u>利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認を受けている場合には、その旨。受けていない場合には、その理由。</u></li> </ul>
4. 公開買付者と自社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開買付開始前の、公開買付者と自社の株主との間における、公開買付けへの応募に係る重要な合意の有無について、上場会社が把握している範囲で記載する。</li> <li>・ 公開買付者と上場会社の取締役との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項の有無及びかかる合意がある場合はその内容を記載する。</li> </ul>
5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見表明報告書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開買付者又はその特別関係者（金商法第27条の5第2号の規定による申出を金融庁長官に行った者を除く。）が報告者の役員に利益の供与を約している場合には、その内容を記載すること。</li> </ul>
6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見表明報告書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）等を行う予定の有無及び予定がある場合にはその内容を具体的に記載すること。</li> </ul>
7. 公開買付者に対する質問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見表明報告書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開買付者に対して当該公開買付けに関する質問がある場合はその質問の内容を記載すること。ない場合には「該当事項なし」と記載すること。</li> </ul>
8. 公開買付期間の延長請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見表明報告書と同等の内容を記載する。</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>[意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金商法第27条の3第1項の規定による公開買付開始公告に記載された買付け等の期間を政令で定める期間に延長することを請求する場合はその旨、金商法第27条の10第3項の規定による延長後の買付け等の期間が30日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）となる旨、延長後の期間の末日及び延長請求する理由を具体的に記載すること。請求しない場合には「該当事項なし」と記載すること。</li> </ul>
<p>9. 今後の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開買付け後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項</li> </ul>	
<p><u>[MBO等に関して意見表明を行う場合]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MBO等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>当該行為には有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用される旨を記載する。</u></li> <li><u>当該行為の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する（支配株主その他施行規則で定める者が関連する場合に限る）。</u></li> <li><u>公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</u></li> <li><u>当該行為が一般株主にとって公正なものであることに関する、特別委員会から入手した意見を記載した書面を添付する。</u></li> <li><u>※ 機密情報が含まれるために当該書面の一部を非開示とする場合には、その旨を記載する。</u></li> </ul>
<p><u>[本行為が支配株主との取引等に関するものである場合（MBO等に関して意見表明を行う場合を除く）]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支配株主との取引等に関する事項 <del>〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合〕</del></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。</li> <li>当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。</li> <li>公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、<u>支配株主からの独立性を有すると利害関係のない者</u>から入手した意見の概要について記載する。</li> <li>※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。</li> <li>※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。</li> <li><del>※ 支配株主との取引等に関するものである場合は、支配株主その他施行規則で定める者が上場会社株式に対して行う公開買付けに関する意見表明、又は、第三者が支配株主その他施行規則で定める者からの取得を前提として上場会社株式に対して行う公開買付けに関する意見表明等が該当します。</del></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的 [本行為に伴い、ガバナンス又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の2に規定するガバナンスに関する合意を締結する場合には、当該合意の内容、目的及びガバナンスへの影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を記載する。</li> <li>本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の3に規定する株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合には、当該合意の内容及び目的を記載する。</li> </ul>
<p>○（参考）買付け等の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社が公開買付者との間においてあらかじめ当該公開買付けに関して合意を行っている場合には、当該公開買付けの概要を参考として記載又は当該公開買付けに係る開示資料を添付する。</li> </ul>

③ 公開買付者からの対質問回答報告書の提出時の開示

(中略)

## 13. 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

### (1) 上場規程に基づく開示義務

(中略)

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項(太字)を掲記し、開示・記載上の注意(細字)を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

#### a. 譲渡(譲受け)の理由

#### b. 事業の譲渡(譲受け)の内容

##### (a) 譲渡(譲受け)部門の内容

##### (b) 譲渡(譲受け)部門の直前事業年度における売上高及び経常利益

##### (c) 譲渡(譲受け)部門の資産・負債の項目及び金額

##### (d) 譲渡(譲受け)価額及び決済方法

##### (e) 簡易又は略式手続による場合はその旨

#### c. 相手先の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、直前事業年度の純資産及び総資産、大株主及び持株比率(把握している場合には可能な範囲で記載する。)、上場会社と当該会社の関係(\*)を記載する。

(\*) 上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)

がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況(間接保有分を含む。)を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する(関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。)

※ 相手先が個人である場合は、氏名、住所(市区町村まで)、上場会社と当該個人の関係(上場会社と当該個人(その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。))との資本関係・人的関係・取引関係を記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)

※ 相手先がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要(名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金)、(海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先(国内代理人)の概要(名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金))、上場会社と当該ファンドとの間の関係(出資の状況)、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係(資本関係・人的関係・取引関係)を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者(原出資者を含む。))又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。

※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

#### d. 譲渡(譲受け)の日程

#### e. 会計処理の概要

- ・ 該当することが見込まれる会計上の分類(取得、逆取得、共同支配企業の形成、共通支配下の取引の別)を記載する。
- ・ 取得又は逆取得の場合であって、のれんが発生する見込みであるときは、のれんの正負の別及び公表時点で見込まれるのれんの概算金額を連結・単体の双方について記載する。

※ のれんの概算金額が当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純利益の30%未満

であると見込まれる場合には、影響が軽微なものと見込まれる旨の記載で差し支えないものとする。

**f. 今後の見通し**

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

**g. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**

(本行為が支配株主との取引等に関するものである場合)

**○ 支配株主との取引等に関する事項**

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有すると利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
  - ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。
  - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

(本行為に伴い、ガバナンス又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合)

**○ 企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的**

- ・ 本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の2に規定するガバナンスに関する合意を締結する場合には、当該合意の内容、目的及びガバナンスへの影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を記載する。
- ・ 本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の3に規定する株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合には、当該合意の内容及び目的を記載する。

**○ (参考) 当期業績予想及び前期実績**

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（事業の譲渡又は譲受けを行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
  - ※ 事業の譲渡若しくは譲受けを行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は事業の譲渡若しくは譲受けの業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
  - ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、事業の譲渡又は譲受けによる影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

## 15. 新製品又は新技術の企業化

### (1) 上場規程に基づく開示義務

(中略)

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項(太字)を掲記し、開示・記載上の注意(細字)を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

#### a. 新製品等の内容

※ 既存製品等との相違等を含め記載する。

#### b. 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始時期

#### c. 新製品等の連結売上高への影響

#### d. 新製品等の企業化のために特別に支出する額

#### e. 相手先の概要

※ 特定の相手先が取引の多くを占める場合に、相手先の概要を記載する。

※ 記載すべき内容は「第1章 16. 業務上の提携又は業務上の提携の解消」における開示事項「c. 提携又は提携解消の相手先の概要」を参照。

#### f. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

#### g. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(本行為が支配株主との取引等に関するものである場合)

#### ○ 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有すると利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
  - ※ 意見の入手日、入手先、内容(その理由を含む)の概要がわかるように記載する。
  - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。
  - ※ 支配株主との取引等に関するものである場合とは、例えば、新製品等の主たる取引先として支配株主その他施行規則で定める者を見込んでいる場合が該当します。

#### ○ (参考) 当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容(新製品又は新技術の企業化を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容)及び前連結会計年度における実績を記載する。
  - ※ 新製品又は新技術の企業化を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は新製品又は新技術の企業化の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。

※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、新製品又は新技術の企業化による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

## 16. 業務上の提携又は業務上の提携の解消

### (1) 上場規程に基づく開示義務

(中略)

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項(太字)を掲記し、開示・記載上の注意(細字)を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるように記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

#### a. 提携又は提携解消の理由

#### b. 提携又は提携解消の内容等

- ・ 提携又は提携解消の内容を記載する。

※ また、以下のいずれかに該当する場合には、次の事項を含めて記載する。

##### (イ) 資本提携を行う場合

- ・ 新たに取得する相手方の株式又は持分の取得価額
- ・ 相手方に新たに取得される株式の数及び発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する割合

##### (ロ) 資本提携の解消を行う場合

- ・ 取得している相手方の株式又は持分の帳簿価額
- ・ 相手方に取得されている株式の数及び発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する割合

##### (ハ) 合弁会社を設立する場合

- ・ 合弁会社の概要
  - ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、決算期、純資産及び総資産、合弁会社に対する出資比率を記載する。
- ・ 合弁会社の業績の見通し
  - ・ 当該合弁会社の業績の見通しを可能な範囲で記載する。

##### (ニ) 合弁会社を設立して行っている業務提携を解消する場合

- ・ 合弁会社の概要
  - ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、決算期、純資産及び総資産、合弁会社に対する出資比率を記載する。

#### c. 提携又は提携解消の相手先の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と当該会社の関係(※1)、最近3年間の財政状態及び経営成績(※2)を記載する。
  - (※1) 上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。
    - ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況(間接保有分を含む。)を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
    - ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
    - ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
    - ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する(関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。)
  - (※2) 純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金
    - (※) 連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、当該会社の本体とその子会社の指標を単純合算した値を欄外に記載する。

※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合

は、その内容も追加記載する。

d. 提携又は提携解消の日程

e. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(本行為が支配株主との取引等に関するものである場合)

○ 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有すると利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。  
 ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。  
 ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

(本行為に伴い、ガバナンス又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合)

○ 企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的

- ・ 本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の2に規定するガバナンスに関する合意を締結する場合には、当該合意の内容、目的及びガバナンスへの影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を記載する。
- ・ 本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の3に規定する株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合には、当該合意の内容及び目的を記載する。

○ (参考) 当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（業務上の提携又は業務上の提携の解消を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。  
 ※ 業務上の提携又は業務上の提携の解消を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は業務上の提携又は業務上の提携の解消の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。  
 ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、業務上の提携又は業務上の提携の解消による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

## 17. 子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項

### (1) 上場規程に基づく開示義務

(中略)

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項(太字)を掲記し、開示・記載上の注意(細字)を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

#### a. 異動の理由

#### b. 異動の方法

#### c. 異動する子会社等の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と当該会社の関係(※1)、最近3年間の財政状態及び経営成績(※2)を記載する。

(※1) 上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況(間接保有分を含む。)を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

- ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

- ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

(※2) 純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金

(※) 連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、当該会社の本体とその子会社の指標を単純合算した値を欄外に記載する。

※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

#### d. 異動の日程

※ 子会社の株式又は持分の譲渡について、会社法の規定に基づき株主総会の決議が必要となる場合には、株主総会決議日を含めた日程を記載する。

#### e. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

#### f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

- ・ 海外企業の買収に際して現地において開示されている事項であって、投資判断に重要な影響を与える事項がある場合は、その内容を記載する。

(子会社等の異動に伴い株式を譲渡又は取得する場合)

#### g. 譲渡(取得)の相手先の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、直前事業年度の純資産及び総資産、大株主及び持株比率(把握している場合には可能な範囲で記載する。)、上場会社と当該会社の関係(※)を記載する。

(※) 上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況(間接保有分を含む。)を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

- ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

- ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

- ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に

該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。

- ※ 相手先が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人との関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人との関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。
- ※ 相手先がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。
- ※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

#### h. 譲渡（取得）株数、金額

- ・ 取得金額は、株式又は持分の売買代金、子会社取得に当たって支払う手数料、報酬その他の費用等の額の合計額（概算額）を記載したうえで、可能な範囲でその内訳を記載する。

#### i. 譲渡（取得）前及び譲渡（取得）後の所有株式数及び議決権所有割合

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

##### ○ 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有すると利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
  - ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。
  - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

（本行為に伴い、ガバナンス又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合）

##### ○ 企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的

- ・ 本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の2に規定するガバナンスに関する合意を締結する場合には、当該合意の内容、目的及びガバナンスへの影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を記載する。
- ・ 本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の3に規定する株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合には、当該合意の内容及び目的を記載する。

##### ○（参考）当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業

績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容)及び前連結会計年度における実績を記載する。

- ※ 子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その子会社等の異動を伴う事項を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その子会社等の異動を伴う事項の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
- ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その子会社等の異動を伴う事項による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

## 18. 固定資産の譲渡又は取得、リースによる固定資産の賃貸借

### (1) 上場規程に基づく開示義務

(中略)

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項(太字)を掲記し、開示・記載上の注意(細字)を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

#### ① 固定資産の譲渡又は取得

##### a. 譲渡又は取得の理由

##### b. 譲渡又は取得資産の内容

- ・ 対象資産の名称、所在地、資産の概要、譲渡(取得)価額、決済方法等を記載する。
- ・ 譲渡の場合には、上記開示事項に加えて、帳簿価額、譲渡益を記載する。

##### c. 相手先の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、直前事業年度の純資産及び総資産、大株主及び持株比率(把握している場合には可能な範囲で記載する。)、上場会社と当該会社の関係(\*)を記載する。

(\*) 上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)

がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況(間接保有分を含む。)を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する(関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。)

※ 相手先が個人である場合は、氏名、住所(市区町村まで)、上場会社と当該個人との関係(上場会社と当該個人(その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。))との資本関係・人的関係・取引関係を記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人との関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。

※ 相手先がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要(名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金)、(海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先(国内代理人)の概要(名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金))、上場会社と当該ファンドとの間の関係(出資の状況)、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係(資本関係・人的関係・取引関係)を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者(原出資者を含む。))又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。

※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

##### d. 譲渡又は取得の日程

##### e. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

##### f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(本行為が支配株主との取引等に関するものである場合)

#### ○ 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有すると利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。  
 ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。  
 ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

#### ○（参考）当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（固定資産の譲渡又は取得を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。  
 ※ 固定資産の譲渡又は取得を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は固定資産の譲渡又は取得の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。  
 ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、固定資産の譲渡又は取得による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

#### ② リースによる固定資産の賃貸借

- リースにより賃貸又は賃借する理由
- リースにより賃貸又は賃借する資産の内容
  - ・ 対象資産の名称、所在地、資産の概要、リース料の総額 [※ファイナンス・リースの場合は、取得価額相当額] を記載する。
- 相手会社の概要
  - ・ ① c. 同様に記載する。
- リースによる賃貸又は賃借の日程
- 今後の見通し
  - ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
  - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

#### ○ 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有すると利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。  
 ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。  
 ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範

に関する実務上の留意事項等】を参照してください。

○ (参考) 当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（リースによる固定資産の賃貸借を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
- ※ リースによる固定資産の賃貸借を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又はリースによる固定資産の賃貸借の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
- ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、リースによる固定資産の賃貸借による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

## 22. 新たな事業の開始

### (1) 上場規程に基づく開示義務

(中略)

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

#### a. 新たな事業の内容

#### b. 新たな事業を開始する時期

#### c. 新たな事業のために特別に支出する予定額の合計額

#### d. 相手先の概要

※ 特定の相手先が取引の多くを占める場合に、相手先の概要を記載する。

※ 記載すべき内容は「第1章 16. 業務上の提携又は業務上の提携の解消」における開示事項「c. 提携又は提携解消の相手先の概要」を参照。

#### e. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

#### f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(本行為が支配株主との取引等に関するものである場合)

#### ○ 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、**支配株主からの独立性を有すると利害関係のない**者から入手した意見の概要について記載する。
  - ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。
  - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。
  - ※ 支配株主との取引等に関するものである場合とは、例えば、新製品等の主たる取引先として支配株主その他施行規則で定める者を見込んでいる場合が該当します。

#### ○ (参考) 当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（新たな事業の開始を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
  - ※ 新たな事業の開始を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は新たな事業の開始の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
  - ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、新たな事業の開始による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開

示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

## 25. 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結、財務上の特約が付された社債の発行又は財務上の特約の内容の変更等

### (1) 上場規程に基づく開示義務

(中略)

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項(太字)を掲記し、開示・記載上の注意(細字)を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

#### ① 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結又は財務上の特約が付された社債の発行

a. 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結又は財務上の特約が付された社債の発行の理由

b. 金銭消費貸借契約又は社債の内容

(金銭消費貸借契約の場合)

- ・ 金銭消費貸借契約の締結日(新たに財務上の特約を付す場合にはその日)、相手方の属性、債務の元本、弁済期限、担保の内容を記載する。

(社債の場合)

- ・ 社債の発行日(新たに財務上の特約を付す場合にはその日)、発行価額の総額、償還期限、担保の内容を記載する。

c. 金銭消費貸借契約又は社債に付される財務上の特約の内容

d. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(本行為が支配株主との取引等に関するものである場合)

#### ○ 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有すると利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
  - ※ 意見の入手日、入手先、内容(その理由を含む)の概要がわかるように記載する。
  - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

#### ② 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債に係る弁済期限の変更若しくは償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更

a. 変更の理由

b. 当該金銭消費貸借契約又は社債の内容

(金銭消費貸借契約の場合)

- ・ 金銭消費貸借契約の締結日、相手方の属性、債務の元本、弁済期限、担保の内容を記載する。

(社債の場合)

- ・ 社債の発行日、発行価額の総額、償還期限、担保の内容を記載する。
- c. 弁済期限の変更、償還期限の変更又は財務上の特約の変更の内容及びその年月日
- d. 今後の見通し
  - ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
  - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(本行為が支配株主との取引等に関するものである場合)

○ 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有すると利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
  - ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。
  - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

## 37. 定款の変更

### (1) 上場規程に基づく開示義務

(中略)

#### 【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「定款の変更」と併せて他の項目（例えば、「発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し」等）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。

#### ③ 事前相談について

本項目のうち、新規上場申請予定の優先株等の発行に向けた定款変更を行う場合には、事前相談を行うことが必要です。公表予定日の遅くとも3週間前までに、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料(案)等をメールにてご送付ください。詳細は、日本取引所グループウェブサイトに掲載されている「優先株等の上場の手引き」を参照してください。

URL <https://www.jpx.co.jp/equities/products/preferred-stocks/listing/index.html>

(：[株式・ETF・REIT等](#)—[商品一覧](#)—[優先株等](#)—[上場制度](#))

- ④⑤ 「その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める理由」としては、例えば、公告の電子化、責任限定契約に関する事項の新設及び変更、役付取締役に関する事項の変更及び取締役の任期の短縮、商号又は名称の英文表記の変更が該当します。

#### 【その他の注意事項】

(中略)

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

(中略)

## 38. 全部取得条項付種類株式の全部の取得

### (1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務を執行する機関が、「全部取得条項付種類株式の全部の取得」を行うことを決定した場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号ap】

なお、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者（注）を株主として残存させる形で一般株主のスクイーズアウト手続きとして行う全部取得の場合（以下、本項目において「MBO等に係る遵守事項が適用される場合」といいます。）、企業行動規範に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用され、当該全部取得が一般株主にとって公正なものであることに関し、特別委員会から意見を入手することのほか、必要かつ十分な適時開示を行うことが義務付けられます。詳細は、「第3編第1章【MBO等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

【上場規程第441条】

（注）全部取得と一連の行為として行われる公開買付けによって新たにこれらの者になった者は除かれます。

### 〔開示に関する注意事項〕

（中略）

### 〔その他の注意事項〕

- 算定機関の作成する算定書の提出について

上場会社が全部取得条項付種類株式の全部の取得により上場廃止となる見込みがある場合は、上場規程に基づき、算定機関（\*1）が作成した算定書（\*2）を東証に提出することが義務付けられています。算定書は、算定の具体的な過程~~（\*3）~~及び算定の前提条件~~（\*4）~~が記載されたもの~~（\*3）~~を提出してください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を添付することでも差し支えありません。）。

ただし、全部取得条項付種類株式の全部の取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、全部取得の対価が公開買付け価格と同一の価格であり、全部取得条項付種類株式の全部の取得を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、算定書の提出は不要です。

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第16号b】

（\*1）「当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。

（\*2）「全部取得の対価に関する見解を記載した書面」をいいます。

（\*3）詳細は、「第5編 [3] 適時開示に係る提出書類 8. 算定機関が作成した算定書」を参照してください。具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。

~~（\*4）算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。~~

#### ①市場株価法

~~・計算対象期間~~

~~・算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由~~

~~・計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）~~

~~・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容~~

#### ②類似会社比較法

~~・比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由~~

~~・マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）~~

~~・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容~~

## ③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法

- 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、E B I T D A及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値
- 算定の前提とした財務予測の出所
- 割引率の具体的な数値（レンジ可）
- 継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）
- その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

## (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、以下の所定の開示事項のうち一段目の開示資料と同様の内容となる箇所においては、一段目の開示資料を参照する旨を記載することでも差し支えありません。

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	・ 全部取得条項付種類株式の全部の取得であることが判別できる表題とする。 (例)「全部取得条項付種類株式の全部の取得に関するお知らせ」
1. 当該全部取得の目的及び理由	・ 当該全部取得の目的及び理由について、上場会社における検討が開始された時期、上場会社における検討の経緯など、意思決定に至った過程を含め、わかりやすく具体的に記載する。 ※ 意思決定に至った過程について、当該全部取得を行うに至った背景や、全部取得の取得対価として他の種類の株式を1株以上保有することとなる株主（以下「全部取得後株主」といいます。）の意思決定過程について全部取得後株主から聴取した内容を記載することも考えられます。なお、全部取得後株主の意思決定過程を記載する場合、上場会社の意思決定過程と全部取得後株主の意思決定過程が区別できるように記載してください。
2. 当該全部取得の要旨	
(1) 当該全部取得の日程	・ 当該全部取得に係る株主総会基準日公告日、株主総会基準日、株主総会決議予定日、実施予定日（効力発生日）などの日程を記載する。
(2) 全部取得の対価の内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全部取得をする株券等の種類ごとに取得対価に関する事項として以下の事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取得対価の内容</li> <li>・ 取得対価の割当てに関する事項</li> <li>・ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額</li> </ul> </li> </ul> <p>[対価として上場会社以外の者が発行する株券等を用いる場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対価に関する事項として下記事項を記載する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 対価となる株券の発行会社の概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対価となる株券の発行会社について、「10. (2) ①4. 当該組織再編の当事会社の概要」と同様に記載する。</li> </ul> </li> <li>(2) 対価の換価の方法に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 対価を取引する市場</li> <li>② 取引の媒介を行う者</li> <li>③ 対価の譲渡その他の処分に制限がある場合には当該制限の内容（該当事項がない場合はその旨）</li> <li>④ 対価がその権利の移転又は行使に第三者の許可等を要するものであるときは当該許可等を行う者の氏名又は名称及び住所その他当該許可等を得るための手続に関する事項（該当事項がない場合はその旨）</li> <li>⑤ 対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（該当事項がない場合はその旨）</li> <li>⑥ 対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する手続により払戻しができるものであるときはその方法に関する事項（該当事項がない場合はその旨）</li> </ol> </li> </ol> </li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
<p>3. 全部取得の対価の根拠等</p> <p>(1) 全部取得の対価の根拠及び理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全部取得後株主との協議・交渉の過程及び全部取得の対価の考え方について、会社法上、事前開示事項として本店に備え置くべき書面等に記載されている内容（*）と同等の内容を含め、上場会社の株主にとっての全部取得の対価の内容の相当性の観点から、わかりやすく具体的に記載する。</li> <li style="padding-left: 2em;">（*）上場会社に親会社等がある場合には当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項、1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項、最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容など。</li> <li>・ 上場会社が発行する株式以外の財産を対価として選択した場合、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点を踏まえて理由を記載する。</li> </ul> <p>※ <u>MBO等に係る遵守事項が適用される場合全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合</u>には、「12.（2）③.（2）意見の根拠及び理由〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」に準じて、全部取得の対価に関する判断の理由及び公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。</p>
<p>(2) 算定に関する事項[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ]</p>	<p>※ 全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、全部取得の対価が公開買付け価格と同一の価格であり、全部取得条項付種類株式の全部の取得を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、本項目を省略しても差し支えないものとする。</p>
<p>① 算定機関の名称並びに上場会社及び全部取得後株主等との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定機関の名称を記載する。</li> <li>・ <u>算定機関の報酬体系（成立等を条件に支払われる成功報酬・成否にかかわらず支払われる固定報酬の別など）について記載する。</u></li> <li>・ 算定機関について重要な利害関係がある場合（*）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。</li> <li style="padding-left: 2em;">（*）① 算定機関が関連当事者に該当する場合、② 全部取得後株主等（全部取得後株主の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③ 算定機関が上場会社・全部取得後株主等の双方から依頼を受ける場合、④ 算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合 などが考えられます。</li> <li>・ 重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。</li> </ul>
<p>② 算定の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（*）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。</li> <li style="padding-left: 2em;">（*）算定の重要な前提条件として市場株価法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法については、以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法については以下の内容に準じて重要な前提条件を記載する。</li> <li style="padding-left: 2em;">① 市場株価法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定基準日、計算対象期間及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由</li> <li>・ 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）</li> <li>・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul> </li> <li style="padding-left: 2em;">② 類似会社比較法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由</li> <li>・ マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）</li> </ul> </li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> <li>③ ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法</li> <li>・算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、E B I T D A 及び <u>F C F フリー・キャッシュ・フロー</u>を含む。）の具体的な数値</li> <li>・算定の前提とした財務予測の<u>作成主体出所、作成経緯及び目的</u></li> <li>・<u>算定の前提とした財務予測の前提（事業内容や事業環境等についてどのような前提を置いているか）及び期間の設定に関する考え方</u></li> <li>・算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か</li> <li>・<u>算定の前提とした財務予測が公表されている直近の数値と大幅に異なる場合にはその理由</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「大幅に異なる場合」に該当するかどうかについては、<u>公表されている直近の数値と比較した増加又は減少見込額が、売上高の場合には10%以上、利益又はF C F の場合には30%以上であるか否かを目安とする。</u></li> </ul> </li> <li>・算定の前提とした財務予測で<u>利益又はF C F の大幅な増減益</u>を見込んでいるときは、当該増減益の要因 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、<u>各当事会社の当該全部取得後5事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益又はF C F の増加又は減少見込額が30%以上未滿であるか否かを目安とする。</u></li> </ul> </li> <li>・割引率の<u>種類及び具体的な数値（レンジ可）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ <u>サイゼリスク・プレミアムなど追加的なリスク・プレミアムの考慮がある場合には、その内容及び根拠も記載する。</u></li> </ul> </li> <li>・<u>継続価値の具体的な数値（レンジ可）</u></li> <li>・継続価値の算定手法、<u>及び算定に用いたパラメータの設定に関する考え方及び具体的な数値（レンジ可）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ <u>最終事業年度の一時的な支出は考慮しないよう調整を行っている等の前提条件がある場合（算定において重要性を有する場合に限る）には、その内容も記載する。</u></li> </ul> </li> <li>・<u>個別資産の算定上の取扱い（算定において重要性を有する場合に限る）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ <u>現預金、保有有価証券、賃貸等不動産などについて、事業用資産と非事業用資産の切り分けについての考え方を記載する。</u></li> </ul> </li> <li>・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul>
(3) 上場廃止となる見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全部取得により上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及び下記事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場廃止を目的とする理由</li> <li>・ 少数株主への影響及びそれに対する考え方</li> </ul> </li> <li>・ 上場廃止となる見込みがない場合には、その旨を記載する。</li> </ul>
(4) 公正性を担保するための措置[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該全部取得の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得し、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。</li> <li>※ 算定機関から公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。</li> </ul> </li> <li>※ <u>M B O 等に係る遵守事項が適用される場合全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合</u>には、「12. (2) ③. (6) 公正性を担保するための措置 [M B O 等に関して意見表明を行う場合]」</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
(5) 利益相反を回避するための措置[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ]	<p>と同様に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。</li> <li>※ 利益相反を回避するための措置の例としては、当該全部取得の意思決定に至る過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該全部取得に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該全部取得に関し諮問すること、当該特別委員会に全部取得後株主との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。</li> <li>※ <u>MBO等に係る遵守事項が適用される場合全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合</u>には、「12. (2) ③. (7) 利益相反を回避するための措置 [MBO等に関して意見表明を行う場合]」と同様に記載する。</li> </ul>
4. 全部取得後株主の概要[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合には、本項目を省略しても差し支えないものとする。</li> <li>全部取得後株主の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と全部取得後株主との関係(*)を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(*) 上場会社と全部取得後株主の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と全部取得後株主又は全部取得後株主の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>資本関係として、最近日における上場会社と全部取得後株主との間の出資の状況(間接保有分を含む。)を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と全部取得後株主との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>取引関係として、直前事業年度における上場会社と全部取得後株主との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、全部取得後株主が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する(関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>※ 全部取得後株主が個人である場合は、氏名、住所(市区町村まで)、上場会社と当該個人の関係(上場会社と当該個人(その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。))との資本関係・人的関係・取引関係を記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。</li> <li>※ 全部取得後株主がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組員の概要(名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金)、(海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先(国内代理人)の概要(名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金))、上場会社と当該ファンドとの間の関係(出資の状況)、上場会社と業務執行組員・国内代理人との間の関係(資本関係・人的関係・取引関係)を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者(原出資者を含む。))又は業務執行組員・国内代理人若しくは業務執行組員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p>
5. 今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>全部取得後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項</li> </ul>	
<p><u>[MBO等に係る遵守事項が適用される場合]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MBO等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為には有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用される旨を記載する。</li> <li>当該行為の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する（支配株主その他施行規則で定める者が関連する場合に限る）。</li> <li>公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>当該行為が一般株主にとって公正なものであることに関する、特別委員会から入手した意見を記載した書面を添付する。</li> </ul> <p>※ 機密情報が含まれるために当該書面の一部を非開示とする場合には、その旨を記載する。</p> <p>※ 全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合であって、当該全部取得を一体のものとみなして入手した意見を記載した書面が一段目の手続きにおける開示資料に添付されているときには、その旨を記載し、本開示資料における添付は省略することも差し支えありません。</p>
<p>[本行為が支配株主との取引等に関するものである場合（MBO等に係る遵守事項が適用される場合を除く）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支配株主との取引等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。</li> <li>当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。</li> <li>公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有すると利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。</li> </ul> <p>※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。</p> <p>※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。</p>

### 39. 特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認

#### (1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務を執行する機関が、特別支配株主による「株式等売渡請求」に係る「承認又は不承認」を行うことを決定した場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号a q】

なお、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者（※）を株主として残存させる形で一般株主のスクイーズアウト手続きとして行う株式等売渡請求の場合（以下、本項目において「MBO等に係る遵守事項が適用される場合」といいます。）、企業行動規範に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用され、当該株式等売渡請求が一般株主にとって公正なものであることに関し、特別委員会から意見を入手することのほか、必要かつ十分な適時開示を行うことが義務付けられます。詳細は、「第3編第1章【MBO等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

【上場規程第441条】

（※）株式等売渡請求と一連の行為として行われる公開買付けによって新たにこれらの者になった者は除かれます。

（注1）特別支配株主とは、会社法第179条第1項に規定する特別支配株主のことをいい、株式会社の総株主の議決権の10分の9（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上を当該株式会社以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該者をいいます。

（注2）株式等売渡請求とは、特別支配株主による会社法第179条第1項の規定による請求及び同条第2項の規定による請求のことをいいます。

#### 【開示に関する注意事項】

（中略）

#### 【その他の注意事項】

- 算定機関の作成する算定書の提出について

上場会社が株式等売渡請求等に係る承認を行うときは、上場規程に基づき、算定機関（\*1）が作成した算定書（\*2）を東証に提出することが義務付けられています。算定書は、算定の具体的な過程（\*3）及び算定の前提条件（\*4）が記載されたもの（\*3）を提出してください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を添付することでも差し支えありません）。

ただし、株式等売渡請求が公開買付け後の二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、売渡対価が公開買付け価格と同一の価格であり、株式等売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、算定書の提出は不要です。

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第17号b】

（\*1）「当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。

（\*2）「売渡対価に関する見解を記載した書面」をいいます。

（\*3）詳細は、「第5編【3】適時開示に係る提出書類 8. 算定機関が作成した算定書」を参照してください。具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。

（\*4）算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。

①市場株価法

→計算対象期間

- ・算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由
- ・計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）
- ・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

②類似会社比較法

- ・比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由
- ・マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）
- ・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法

- ・算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値
- ・算定の前提とした財務予測の出所
- ・割引率の具体的な数値（レンジ可）
- ・継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）
- ・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

株式等売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、以下の所定の開示事項のうち一段目の開示資料と同様の内容となる箇所においては、一段目の開示資料を参照する旨を記載することでも差し支えありません。

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示資料の表題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支配株主の名称及び売渡請求に対する承認又は不承認であることが判別できる表題とする。 (例)「〇〇〇〇株式会社による当社に対する株式等売渡請求に関する承認に関するお知らせ」</li> </ul>
<p>1. 売渡請求の概要</p>	
<p>(1) 特別支配株主の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支配株主の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と特別支配株主との関係（*）を記載する。 (*) 上場会社と特別支配株主の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と特別支配株主又は特別支配株主の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本関係として、最近日における上場会社と特別支配株主との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と特別支配株主との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と特別支配株主との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、特別支配株主が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。</li> </ul> </li> <li>※ 特別支配株主が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。</li> <li>※ 特別支配株主がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、(海外ファンド</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>の場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組員・国内代理人若しくは業務執行組員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。</p> <p>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p>
(2) 当該売渡請求の日程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売渡請求日、上場会社の取締役会決議日、取得日を記載する。</li> </ul>
(3) 売渡対価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売渡請求の対象となる株券等の種類毎に、売渡対価を記載する。株式については1株当たりの売渡対価を記載するものとし、その他の株券等についても同様に記載する。</li> </ul>
2. 当該売渡請求に対する承認又は不承認に関する判断の根拠及び理由等	
(1) 承認又は不承認に関する判断の根拠及び理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該売渡請求に対する承認又は不承認に関する判断の根拠及び理由について、会社法上、事前開示事項として本店に備え置くべき書面等に記載されている内容（*）と同等の内容や意思決定に至った過程を含め、わかりやすく具体的に記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（*） 売渡対価の額又は算定方法の相当性に関する事項、売渡株主の利益を害さないように留意した事項、売渡対価の交付の見込みに関する事項、上場会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容など。</li> </ul> </li> <li>※ 意思決定に至った過程については、上場会社における検討が開始された時期、上場会社における検討の経緯、特別支配株主との間の当該売渡請求の条件に関する交渉の概要を記載してください。</li> <li>※ 意思決定に至った過程について、当該売渡請求に至った背景や、特別支配株主の意思決定過程について特別支配株主から聴取した内容を記載することも考えられます。なお、特別支配株主の意思決定過程を記載する場合、上場会社の意思決定過程と特別支配株主の意思決定過程が区別できるように記載してください。</li> <li>・ 当該売渡請求を承認する場合には、売渡対価に関する判断の理由を含め、株主に対して当該売渡請求を承認するに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載する。</li> <li>※ <b>MBO等に係る遵守事項が適用される場合</b>当該売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「12. (2) ③. (2) 意見の根拠及び理由 [MBO等に関して意見表明を行う場合]」に準じて、売渡対価に関する判断の理由及び公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。</li> </ul>
(2) 算定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定機関から算定書を取得した場合には、以下の事項を記載する。</li> <li>・ 算定機関から算定書を取得しない場合は、その旨を記載する。</li> </ul> <p>※ 当該売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合で、売渡対価が公開買付け価格と同一の価格であり、株式等売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、本項目を省略しても差し支えないものとする。</p>

開示事項	開示・記載上の注意
① 算定機関の名称並びに上場会社及び特別支配株主との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定機関の名称を記載する。</li> <li>・ <u>算定機関の報酬体系（成立等を条件に支払われる成功報酬・成否にかかわらず支払われる固定報酬の別など）について記載する。</u></li> <li>・ 算定機関について重要な利害関係がある場合（*）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。 （*）① 算定機関が関連当事者に該当する場合、② 特別支配株主（特別支配株主の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③ 算定機関が上場会社・特別支配株主の双方から依頼を受ける場合、④ 算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合 などが考えられます。</li> <li>・ 重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。</li> </ul>
② 算定の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（*）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。 （*）算定の重要な前提条件として市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については、以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法については以下の内容に準じて重要な前提条件を記載する。</li> <li>① 市場株価法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定基準日、計算対象期間及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由</li> <li>・ 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）</li> <li>・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul> </li> <li>② 類似会社比較法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由</li> <li>・ マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）</li> <li>・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul> </li> <li>③ ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及び<u>FCFフリー・キャッシュ・フロー</u>を含む。）の具体的な数値</li> <li>・ 算定の前提とした財務予測の<u>作成主体出所、作成経緯及び目的</u></li> <li>・ <u>算定の前提とした財務予測の前提（事業内容や事業環境等についてどのような前提を置いているか）及び期間の設定に関する考え方</u></li> <li>・ 算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か</li> <li>・ <u>算定の前提とした財務予測が公表されている直近の数値と大幅に異なる場合にはその理由</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「大幅に異なる場合」に該当するかどうかについては、<u>公表されている直近の数値と比較した増加又は減少見込額が、売上高の場合には10%以上、利益又はFCFの場合には30%以上であるか否かを目安とする。</u></li> </ul> </li> <li>・ 算定の前提とした財務予測で<u>利益又はFCF</u>の大幅な増減益を見込んでいるときは、当該増減益の要因  <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、<u>各当事会社の当該売渡請後5事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益又はFCFの増加又は減少見込額が30%以上未滿であるか否かを目安とする。</u></li> </ul> </li> <li>・ 割引率の<u>種類及び具体的な数値（レンジ可）</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>※ <u>サイゼリスク・プレミアムなど追加的なリスク・プレミアムの考慮がある場合には、その内容及び根拠も記載する。</u></li> </ul> </li> <li>・ <u>継続価値の具体的な数値（レンジ可）</u></li> </ul> </li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続価値の算定手法、<u>及び算定に用いたパラメータの<u>設定に関する考え方及び具体的な数値</u>（レンジ可）</u></li> <li>※ <u>最終事業年度の一時的な支出は考慮しないよう調整を行っている等の前提条件がある場合（算定において重要性を有する場合に限る）には、その内容も記載する。</u></li> <li>・<u>個別資産の算定上の取扱い（算定において重要性を有する場合に限る）</u></li> <li>※ <u>現預金、保有有価証券、賃貸等不動産などについて、事業用資産と非事業用資産の切り分けについての考え方を記載する。</u></li> <li>・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul>
(3) 上場廃止となる見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該売渡請求に対する承認を行う場合には、上場廃止となる旨及び下記事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上場廃止を目的とする理由</li> <li>・売渡株主への影響及びそれに対する考え方</li> </ul> </li> <li>・当該売渡請求に対して不承認を行う場合には、上場廃止となる見込みがない旨を記載する。</li> </ul>
(4) 公正性を担保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。</li> <li>※ 公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該行為の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得し、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。</li> <li>※ 算定機関から公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。</li> <li>※ <u>MBO等に係る遵守事項が適用される場合当該売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合</u>には、「12.（2）③.（6）公正性を担保するための措置〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。</li> </ul>
(5) 利益相反を回避するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。</li> <li>※ 利益相反を回避するための措置の例としては、当該売渡請求の意思決定に至る過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該行為に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該売渡請求に関し諮問すること、当該特別委員会に特別支配株主との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。</li> <li>※ <u>MBO等に係る遵守事項が適用される場合当該売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合</u>には、「12.（2）③.（7）利益相反を回避するための措置〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。</li> </ul>
3. 今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該売渡請求に対する承認又は不承認の決定後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>〔MBO等に係る遵守事項が適用される場合〕</u></li> <li>・MBO等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>当該行為には有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用されるを記載する。</u></li> <li>・<u>当該行為の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する</u></li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p><u>る指針」との適合状況を記載する（支配株主その他施行規則で定める者が関連する場合に限る）。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</u></li> <li>・ <u>当該行為が一般株主にとって公正なものであることに関する、特別委員会から入手した意見を記載した書面を添付する。</u></li> </ul> <p>※ <u>機密情報が含まれるために当該書面の一部を非開示とする場合には、その旨を記載する。</u></p> <p>※ <u>売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合であって、当該売渡請求を一体のものとして入手した意見を記載した書面が一段目の手続きにおける開示資料に添付されているときには、その旨を記載し、本開示資料における添付は省略することでも差し支えありません。</u></p>
<p><u>〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合（MBO等に係る遵守事項が適用される場合を除く）〕</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支配株主との取引等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。</li> <li>・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。</li> <li>・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、<u>支配株主からの独立性を有すると利害関係のない</u>者から入手した意見の概要について記載する。</li> </ul> <p>※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。</p> <p>※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。</p>

## 40. その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項

### (1) 上場規程に基づく開示義務

(中略)

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう少なくとも事実の概要、決定の理由、今後の見通し等を記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 事実の概要
- b. 決定の理由
- c. 今後の見通し
  - ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
  - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(本行為が支配株主との取引等に関するものである場合)

#### ○ 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有すると利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
  - ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。
  - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

#### ○ (参考) 当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
  - ※ 上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
  - ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

## 1. 上場規程に基づく開示義務及び要請事項並びに開示に関する注意事項等

### (1) 上場規程に基づく開示義務

(中略)

### (2) 決算短信等の開示に関する要請事項

上場会社の決算に関する情報は、投資者の投資判断の基礎となる最も重要な会社情報であることを踏まえて、東証では、決算短信等の開示について、以下のような要請を上場会社に対して行っています。

#### ① 決算発表の早期化の要請等

(中略)

#### ② 決算発表時期の分散化の要請

- ・ 上場会社の大半を占める3月期決算会社の決算発表時期（毎年4月下旬から5月中旬まで）及び四半期決算発表時期（毎年1月下旬から2月中旬まで、7月下旬から8月中旬まで、及び10月下旬から11月中旬まで）においては、多数の上場会社による決算発表又は四半期決算発表が、特定日に集中する傾向がみられます。こうした特定日への決算発表の集中は、株主・投資者による決算情報の収集や分析に影響を及ぼし、結果として開示された決算情報の投資判断への反映が遅延するなどして、証券市場における価格形成の円滑性、効率性が低下することが懸念されるところです。
- ・ また、実務的にも、特定日への決算発表の集中により、多数の上場会社が決算発表時に記者会見を行う東証内の記者クラブ（兜倶楽部）では、著しい混雑のため、記者会見の開催時間等が制約される、あるいは、記者会見が予定時刻どおりに開催できないといった弊害が生じています。
- ・ そこで、東証では、上場会社に対して、多くの上場会社による決算発表及び四半期決算発表の集中が見込まれる時期（毎月末、毎週末、決算期末・四半期末後45日目）をできる限り避けて、あらかじめ決算発表スケジュールを設定するよう要請しています。
- ・ さらに、決算発表又は四半期決算発表の集中日において、とりわけ15時~~30分~~<sup>30分</sup>には、特に多数の上場会社による開示が集中することから、上記の実務上の弊害に加えて、会社情報の適時開示に係る基幹インフラであるTDnetシステムの安定的な運用にも影響が生ずるリスクがあります。そのため、東証では、集中日の15時~~30分~~<sup>30分</sup>に開示を予定している上場会社に対して、TDnetによる開示時刻を1分以上前後に変更する方向で再検討いただくようお願いする場合があります。
- ・ なお、TDnetに登録された開示待ちの会社情報の1分間当たりの件数が、特定の開示指定時刻において一定以上の数となった場合には、その後、TDnetオンライン登録サイトにおいて当該時刻を指定して会社情報の登録を行おうとしたときに、以下のエラーメッセージが表示されます。

ご指定いただいた「開示指定日時」は、既に開示件数の上限に達していますので、指定日時では提出することができません。「開示指定日時」に別の時刻を指定下さい。

- ・ 当該エラーメッセージが表示された場合は、「開示指定日時」を変更して、再度、登録の手続きを行ってください。なお、TDnetによる決算短信等の開示と同時に、兜倶楽部その他の記者クラブにおける資料投函や記者会見等を行うことを予定している場合には、(TDnetによる開示前に資料投函や記者会見が開始されることのないよう) これらの資料投函や記者会見の開始時刻についても、併せて変更してください。

#### [立会時間中における決算発表について]

- ・ 東証では、投資者への迅速な情報伝達や、市場取引によって資本市場の価格発見機能を適切に発揮する観点を踏まえ、上場会社に対して、立会時間中であるか否かにかかわらず、重要な会社情報の迅速

な開示を要請しています。上場会社においては、例えば、午前中に開催された取締役会等において、決算又は四半期決算の内容が定まった場合などにあっては、決算発表又は四半期決算発表の集中日又は集中時間帯における開示をできる限り回避する観点からも、立会時間中であるか否かを問わず、直ちに開示を行うことをご検討ください。詳細は「第1編第2章2.(1)④適時開示情報の開示時刻に関する具体的な考え方」を参照してください。

**③ 将来予測情報の積極的な開示の要請**

(中略)

**④ わかりやすい決算発表資料の作成に関する要請**

(中略)

**(3) 決算短信等のファイル形式**

(中略)

**(4) 開示に関する注意事項**

(中略)

**(5) その他の留意事項等****① 決算発表時における積極的な情報開示の取組みに関する要請**

(中略)

**② 決算補足説明資料等の公平な提供**

- ・ 上場会社は、決算又は四半期決算の内容について補足説明資料を作成し、決算説明会などにおいて投資者へ提供する場合には、当該資料の投資者への公平な情報提供に努めることが**望まれ義務付けられます**。

~~【上場規程第452条】~~

- ・ 公平な情報提供方法に係る取組みとしては、例えば、以下のようなものが該当します（これらに限定されるものではありません。）。

(具体例)

イ. TDnetへの登録

ロ. 自社ウェブサイトへの掲載

ハ. 投資者から求めがあった場合に個別送付

ニ. 個人投資家を含めた幅広い投資者に対する決算説明会の開放、自社ウェブサイトによる動画・音声情報等の提供 など

**③ 決算情報の英文開示**

(中略)

**④ その他の非財務情報の自発的な開示**

(中略)

## 【子会社等・孫会社の定義及び開示に関する取扱いについて】

(1) 子会社等の決定事実・発生事実、子会社等の業績予想の修正等における「子会社」  
(中略)

(2) 「孫会社の異動」、「孫会社に係る破産の申立て等」における「孫会社」  
(中略)

(3) 子会社等の決定前に上場会社により決定が行われた場合の取扱い  
(中略)

(4) 子会社等が東証又は東証以外の国内の金融商品取引所に上場している場合の取扱い  
(中略)

(5) 上場会社の企業グループ化に対する取扱い  
(中略)

(6) 支配株主との重要な取引等に係る適時開示実務上の取扱い

支配株主との重要な取引等に該当する上場会社の子会社等に関する決定事実について適時開示を行う場合には、決定事実の内容ごとに通常求められる開示事項に加えて、以下の「支配株主との取引等に関する事項」の開示が必要となります。なお、ここでの支配株主とは、上場会社にとっての支配株主その他施行規則で定める者をいいます。

(本行為が支配株主との取引等に関するものである場合)

### ○ 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主からの独立性を有すると利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。  
 ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む。）の概要がわかるように記載する。  
 ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引を含む。

〔1〕 子会社等の決定事実  
(中略)

〔2〕 子会社等の発生事実  
(中略)

〔3〕 子会社等の業績予想の修正等  
(中略)

## 1. 総説

(中略)

### 〔企業行動規範の構成〕

#### ○遵守すべき事項

- ・ 第三者割当に係る遵守事項
- ・ 流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更の禁止
- ・ M S C B等の発行に係る遵守事項
- ・ 書面による議決権行使等の義務
- ・ 上場外国会社における議決権行使を容易にするための環境整備
- ・ 独立役員の確保義務
- ・ コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明
- ・ 会社情報の英文開示
- ・ I R体制の整備
- ・ 取締役会、監査役会、監査等委員会又は指名委員会等、会計監査人の設置義務
- ・ 社外取締役の確保義務
- ・ 会計監査人の監査証明等を行う公認会計士等への選任義務
- ・ 業務の適正を確保するために必要な体制整備
- ・ 買収への対応方針の導入に係る遵守事項
- ・ M B O等の開示に係る遵守事項
- ・ 支配株主との重要な取引等に係る遵守事項
- ・ 内部者取引の禁止
- ・ 反社会的勢力の排除
- ・ 流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止

#### ○望まれる事項（努力すべき事項）

- ・ 望ましい投資単位の水準への移行及び維持
- ・ コーポレートガバナンス・コードの尊重
- ・ 取締役である独立役員の確保
- ・ 独立役員が機能するための環境整備
- ・ 独立役員等に関する情報の提供
- ・ 女性役員の選任
- ・ 英文開示の拡充
- ・ 議決権行使を容易にするための環境整備
- ・ 無議決権株式の株主への書類交付
- ・ 内部者取引等の未然防止に向けた体制整備
- ・ 反社会的勢力排除に向けた体制整備等
- ・ 会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備
- ・ 決算内容に関する補足説明資料の公平な提供

### 〔上場外国会社等の取扱い〕

- ・ 上場外国会社に対する企業行動規範の適用にあたっては、当該上場外国会社の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとしています。

## 2. 遵守すべき事項

### (1) 第三者割当に係る遵守事項

(中略)

### (2) 流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更の禁止

(中略)

### (3) MSCB等の発行に係る遵守事項

(中略)

### (4) 書面による議決権行使等の義務

(中略)

### (5) 上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備

(中略)

### (6) 独立役員の確保

(中略)

### (7) コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明

(中略)

### (8) 会社情報の英文開示

(中略)

### (9) IR体制の整備

上場会社は、株主及び投資者との関係構築に向けて、必要な情報提供を行うための体制（IR体制）を整備することが義務付けられています。

【上場規程第436条の5】

各社のIR体制について、コーポレート・ガバナンス報告書において開示を求めることとします。コーポレート・ガバナンスに関する報告書の詳細については、「第5編〔4〕コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を参照してください。

なお、整備すべきIR体制について、画一的な定めは置いておらず、必ずしもIR担当役員やIRの専門部署の設置がなくても、この規定に違反するものではありませんが、IR体制が全く整備されていない場合は、その経緯・原因等に応じて、公表措置等の対象となる場合があります。

### (10-9) 上場内国会社の機関

(中略)

### (11-10) 社外取締役の確保

(中略)

**(1211) 公認会計士等**

(中略)

**(1312) 業務の適正を確保するために必要な体制整備**

(中略)

**(1413) 買収への対応方針の導入に係る遵守事項**

(中略)

**(1514) MBO等の開示に係る遵守事項**

上場会社は、MBO等（~~公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）~~・~~又は支配株主、その他の関係会社~~その他施行規則で定める者による公開買付け。）~~）~~に関して意見表明等を行う~~や、支配株主、その他の関係会社~~その他施行規則で定める者が関連する株式交換等（当該公開買付け、株式交換等、又は当該公開買付けの実施後に予定している一連の行為により上場会社の株券等が上場廃止となる見込みがあるものに限る。）が行われる場合には、当該公開買付けや株式交換等が当該上場会社の一般株主にとって公正なものであることに関し、特別委員会からの意見の入手を行うものとするほか、適時開示を必要かつ十分な適時開示をに行うことが義務付けられています。

【上場規程第441条、施行規則第436条の3第441条の2】

詳細は、【MBO等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】を参照してください。~~【MBO等の開示に係る適時開示実務上の取扱い】~~

~~MBO等に関して意見表明等を行う場合の実務上の取扱い等については、「第2編第1章 12. 公開買付けに関する意見表明等」を参照してください。~~

**(1615) 支配株主との重要な取引等に係る遵守事項**

支配株主を有する上場会社は、当該上場会社又はその子会社等の業務執行を決定する機関が、支配株主その他施行規則で定める者が関連する重要な取引等（上場規程第441条第1項本文に規定する場合を除く。）を行うことについての決定をする場合には、当該決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主~~からの独立性を有する者との間に利害関係を有しない者~~による意見の入手を行うものとするほか、必要かつ十分な適時開示を行うことが義務付けられます。

【上場規程第441条の2、施行規則第436条の4-3】

~~なお、「支配株主」とは、親会社又は上場会社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として施行規則で定める者（上場会社の主要株主（親会社を除く。）のうち、自己の計算において所有している上場会社の議決権と、当該主要株主の近親者並びに当該主要株主又は当該近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）及び当該会社等の子会社が所有している上場会社の議決権の合計が過半数を占めている場合）をいいます。~~

-【上場規程第2条第42号の2、施行規則第3条の2】-

詳細は、【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】を参照してください。

**(1716) 内部者取引の禁止**

(中略)

**(1817) 反社会的勢力の排除**

上場会社は、上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして、以下の関係を有することが禁止されています。

- ・ 次に掲げる者のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下この項目において「暴力団等反社会的勢力」という。）である関係
  - a. 上場会社
  - b. 上場会社の親会社等
  - c. 上場会社の子会社
  - d. 上場会社の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）をいう。）
- ・ 上記のほか暴力団等反社会的勢力が上場会社の経営に関与している関係

【上場規程第443条、施行規則第436条の5-4】

なお、上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして上記の禁止されている関係を有している事実が判明した場合において、その実態が東証の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと東証が認めるときには、その上場を廃止することとしています。

【上場規程第601条第1項第19号、施行規則第601条第16項、同第436条の5-4】

このほか、「望まれる事項」として「反社会的勢力排除に向けた体制整備等」を定めています。「3.(11) 反社会的勢力排除に向けた体制整備等」も併せて参照してください。

**(1918) 流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止**

(中略)

### 3. 望まれる事項

(1) 望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等

(中略)

(2) コーポレートガバナンス・コードの尊重

(中略)

(3) 取締役である独立役員の確保

(中略)

(4) 独立役員が機能するための環境整備

(中略)

(5) 独立役員等に関する情報の提供

(中略)

(6) 女性役員の選任

(中略)

(7) 英文開示の拡充

(中略)

(8) 議決権行使を容易にするための環境整備

(中略)

(9) 無議決権株式の株主への書類交付

(中略)

(10) 内部者取引等の未然防止に向けた体制整備

上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による内部者取引及び金商法第167条の2の規定により禁止される行為の未然防止に向けて必要な体制の整備を行うよう努めることとされています。

また、体制の整備の一環として、J-I R I S S（日本証券業協会が運営する内部者登録・照合システム）への情報の登録を行うよう努めることとされています。

【上場規程第449条】

体制の整備として、具体的には、社内規程を整備するとともに役職員への周知徹底を図ることや、役職員向けの研修を定期的実施することなどの対応が考えられますが、各社の実態・実情に即した実効性のある未然防止体制を構築されることが望まれます（自主規制法人（売買審査部）におきまして、ご相談を受け付けています。）。

なお、このほか、「遵守すべき事項」として「内部者取引の禁止」を定めています。「2. (1746) 内部者取引の禁止」も併せて参照してください。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制整備等

上場会社は、反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備及び個々の企業行動に対する反社会的勢力の介入防止に努めることとされています。

【上場規程第450条】

このほか、「遵守すべき事項」として「反社会的勢力の排除」を定めています。「2. (1817) 反社会的勢力の排除」も併せて参照してください。

## (12) 会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備

(中略)

## ~~(13) 決算内容に関する補足説明資料の公平な提供~~

~~上場会社は、上場規程第404条(決算短信等)の規定に基づき開示した決算の内容について補足説明資料を作成し投資者へ提供する場合には、公平に行うよう努めることとされています。~~

~~【上場規程第452条】~~

## **【MBO等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】**

### **○ MBO等に係る遵守事項**

#### **(1) 制度の概要**

上場会社は、MBO・支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者による公開買付けや、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者が関連する株式交換等（株式交換、株式移転、株式併合、全部取得条項付種類株式の全部の取得又は株式等売渡請求に係る承認のことをいう。以下本項目において同じ。）（当該公開買付け、株式交換等、又は当該公開買付けの実施後に予定している一連の行為により上場会社の株券等が上場廃止となる見込みがあるものに限る。）が行われる場合には、当該公開買付けや株式交換等が当該上場会社の一般株主にとって公正なものであることに関し、特別委員会からの意見の入手を行うものとするほか、必要かつ十分な適時開示を行うことが義務付けられます。

【上場規程第441条、施行規則第436条の3】

※ 「MBO」とは、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）のことをいいます。

【上場規程第441条】

※ 「支配株主」とは、親会社又は上場会社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として施行規則で定める者（上場会社の主要株主（親会社を除く。）のうち、自己の計算において所有している上場会社の議決権と、当該主要株主の近親者並びに当該主要株主又は当該近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）及び当該会社等の子会社が所有している上場会社の議決権の合計が過半数を占めている場合）をいいます。

【上場規程第2条第42号の2、施行規則第3条の2】

※ 「その他の関係会社」とは、財表規則第8条第8項に規定するその他の関係会社のことをいいます。

【上場規程第2条第3号】

※ 「一般株主」とは、上場会社の株主のうち、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者（後述）及び当該公開買付け又は株式交換等に関して支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者と重要な利害関係を共通にする株主を除いた者のことをいいます。

※ 上場会社が、本規定に違反した場合には、公表措置、上場契約違約金の徴求、改善報告書・改善状況報告書の徴求又は特別注意銘柄への指定など所定の措置を講ずることがありますのでご留意ください。

#### **(2) 実務上の留意事項等**

##### **① MBO等に係る企業行動規範に定める手続きの実施が必要となる場合**

###### **【対象行為】**

※ 次に掲げる事項（当該事項又は当該公開買付けの実施後に予定している一連の行為により上場会社の株券等が上場廃止となる見込みがあるものに限る。）のいずれかが行われる場合は、MBO等に係る企業行動規範に定める手続きを実施することが必要となります。

**a. MBO**

**b. 支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者による公開買付け**

**c. 支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者が関連する株式交換、株式移転、株式併合、全部取得条項付種類株式の全部の取得又は株式等売渡請求に係る承認等**

※ いわゆる二段階買収として、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者以外の者が公開買付けを実施し、新たにこれらに該当した後、一連の取引として、当該者が関連する株式併合や株式等売渡請求に係る承認等が行われる場合は、MBO等に係る企業行動規範に定める手続きの実施対象には含まれません。

※ 支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者が関連する「株式交換」及び「株式移転」については、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者が当事会社となって行う場合が該当します。

※ 支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者が関連する「株式併合」、「全部取得条項付種類株式の全部取得」及び「株式等売渡請求」については、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者を株主として残存させる形で一般株主のスクイーズアウト手続きとして行う場合（具体的には、MBO・支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者による公開買付けの実施後にいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行うスクイーズアウトや、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者が買収の当事者となって、公開買付けを経ずに行うスクイーズアウト）が該当します。

※ 上記b. や上記c. には該当しないものの、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者が、買収者と不応募契約を締結することや買収者に再出資すること等により、公開買付け及びその後の一般株主のスクイーズアウトの実施後も、対象会社の株主（間接的に対象会社株式を保有する場合を含む）として残存することを予定した取引を行う場合については、取引の性質や構造的な利益相反の問題の程度に応じて、これらに準ずる行為として、MBO等に係る企業行動規範に定める手続きの実施を検討することが期待されます。具体的には、例えば、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者が、一連の取引の結果、対象会社に対して直接又は間接にその他の関係会社としての影響力を維持したり、その影響力を強化したりする場合については、準ずる行為として、手続きを実施することが考えられます。

※ 上記b. や上記c. には該当しないものの、例えば、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者が、当事会社であるファンドに出資している場合やファンドの業務執行等を行っている場合についても、その関与の実態に照らして、これらに準ずる行為として、MBO等に係る企業行動規範に定める手続きを実施することが期待されます。

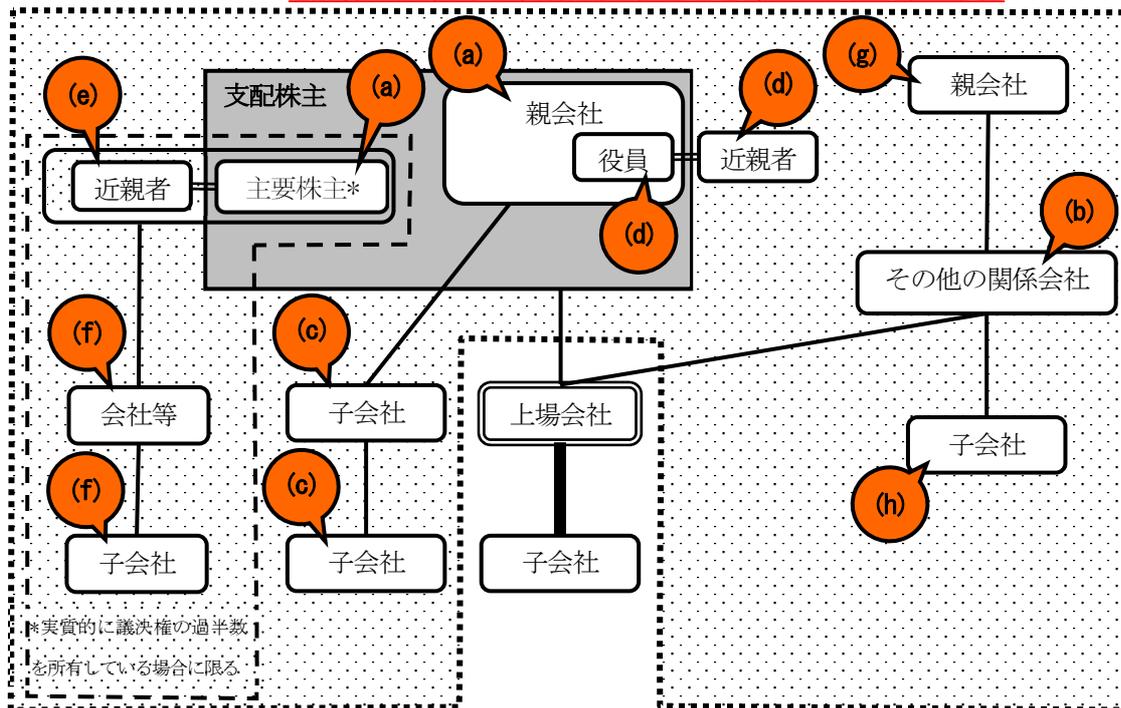
※ 上記c. には該当しないものの、公開買付けを経ずに、対象会社の役員（当該役員と利益を共通にする者を含む）を株主として残存させる形で、株式併合等により一般株主のスクイーズアウトを実施する場合についても、これに準ずる行為として、MBO等に係る企業行動規範に定める手続きを実施することが期待されます。

**【支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者】**

※ 「支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者」とは、次の（a）～（h）のいずれかに該当する者をいいます。

- (a) 支配株主
- (b) その他の関係会社
- (c) 上場会社と同一の親会社をもつ会社等（当該上場会社及びその子会社を除く。）
- (d) 上場会社の親会社の役員及びその近親者
- (e) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）の近親者
- (f) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）及び前号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社（当該上場会社及びその子会社を除く。）
- (g) その他の関係会社の親会社
- (h) その他の関係会社の子会社

**支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者の範囲**



**② MBO等に係る企業行動規範に定める手続きの内容**

- a. 特別委員会から、当該公開買付けや株式交換等が一般株主にとって公正なものであることに関する意見の入手
- b. 必要かつ十分な適時開示

**【特別委員会】**

※ 「特別委員会」とは、当該公開買付けの公開買付者や、株式交換等に関連する支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者からの独立性並びに当該公開買付けや当該株式交換等の成否からの独立性を有する者で構成される委員会をいいます。

【施行規則第436条の3第1項】

※ 公開買付者や支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者からの独立性については、独立性基準等も踏まえつつ、個別の事案ごとの具体的な状況に応じて、実質的に判断することが求

められます。また、公開買付けや株式交換等の成否からの独立性については、特別委員会の委員の報酬体系や買収の関係者との関係性（買収者に対して自ら買収資金の融資その他の資金提供を行う金融機関の出身者等）も踏まえつつ、個別の事案ごとの具体的な状況に応じて、実質的に判断することが求められます。

※ 企業行動規範においては、特別委員会の委員構成（属性・専門性）や権限等について、一律の定めはおりませんが、経済産業省「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「公正M&A指針」という。）も踏まえ、特別委員会が、一般株主の利益を図る観点から当該公開買付けや株式交換等の公正性について十分に検討・判断することができるよう、個別の状況に応じた適切な対応を行うことが望まれます。

※ ただし、企業の再生局面での買収など、緊急性が極めて高いものとして当取引所が認める場合には、特別委員会の設置は必須でないものとし、独立社外取締役個人など、買収者からの独立性及び取引の成否からの独立性を有する者による意見を取得することでも足りることとします。

【上場規程第441条第1項ただし書、施行規則第436条の3第2項】

### 【一般株主にとって公正なものであることに関する意見の入手】

#### ○ 意見の内容

※ 当該公開買付け又は株式交換等（以下、「当該取引」といいます。）が、「一般株主にとって公正なものであることに関する意見」を取得することが必要となります。

※ 取引の公正性を判断するに際しては、「企業価値の増加分が一般株主に公正に分配されるような取引になっているかどうか」が基本的な目線となります。当該目線を踏まえ、下表の内容欄に掲げる検討の観点から、取引が「一般株主にとって公正なものであること」に関して意見することが求められます（ただし、必ずしも企業価値の増加分やそのうち一般株主が享受すべき部分の価値について、定量的な算出・説明を求めるものではありません。）。

※ なお、意見においては、下表の内容欄に掲げる個別の検討の観点に関する特別委員会の具体的な検討内容や最終的な判断の根拠を含めるものとします。

<u>項目</u>	<u>検討の観点</u>
<u>取引の是非</u>	<u>当該取引が、上場会社の企業価値向上に資するかどうか</u>

<p><u>取引条件の公正性</u></p>	<p>下記に掲げる観点等を踏まえ、買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類等が公正なものとなっているかどうか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>公開買付者等との協議・交渉の過程</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ <u>公開買付者等と時系列での協議の経過（特別委員会の関与の内容を含む）に加えて、特別委員会における協議・交渉の方針や主要な論点が存在する場合にはその内容、当初の協議・交渉方針から変更が生じた場合にはその理由（破談リスクに関する検討内容等を含む）等を踏まえ、協議・交渉が企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件でM&amp;Aが行われることを目指して行われているかどうかについて検討することが求められます。</u></li> </ul> </li> <li>○ <u>株式価値算定内容およびその前提とした財務予測・前提条件等の合理性</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ <u>取引条件の公正性を判断するにあたり基礎とした株式価値算定の内容及びその前提とされた財務予測・前提条件等が合理的なものとなっているかどうかについて検討することが求められます。</u></li> <li>※ <u>特に財務予測に利益・FCFの大幅な増減を見込んでいる場合や当該M&amp;A以前に公表されていた財務予測と大きく異なる財務予測を用いる場合、割引率や継続価値などに関して重要な前提条件が置かれている場合には、その合理性について慎重に検討することが求められます。</u></li> </ul> </li> <li>○ <u>過去の市場株価・同種案件に対するプレミアム水準の妥当性</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ <u>過去の市場や同種案件と比較してプレミアムの水準が妥当なものとなっているかどうかについて検討することが求められます。</u></li> <li>※ <u>買収の検討と近接した時期にネガティブ情報を公表している場合には、当該ネガティブ情報の合理性や当該時期に当該取引を行うことを選択した背景・理由等を確認のうえ、それらの内容も踏まえて妥当性について検討することが求められます。</u></li> </ul> </li> <li>○ <u>その他（買収者による過去の株式取得価格など）</u></li> </ul>
<p><u>手続の公正性</u></p>	<p><u>取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかどうか</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ <u>個別の取引における具体的状況（構造的な利益相反や情報の非対称性の問題の程度、対象会社の状況など）に応じて、いかなる措置をどの程度講じるべきか、全体として取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかについて検討することが求められます。</u></li> <li>※ <u>公正M&amp;A指針で例示されている以下の公正性担保措置を実施している場合には、その具体的な実施状況について説明することが求められます。</u></li> <li>※ <u>また、外部専門家の専門的助言等、積極的なマーケット・チェック、間接的なマーケット・チェック、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定又は強圧性排除のいずれかを公正性担保措置として講じない場合には、その理由や、当該公正性担保措置を講じなくても全体として取引条件の公正さが手続的に担保されているか（これを補うために他の公正性担保措置を実施している場合にはその内容を含む）について説明することが求められます。</u></li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>特別委員会の設置</u> <u>(設置の時期、委員構成(属性・専門性)、権限(交渉への関与、アドバイザー選任)、委員の報酬など)</u></li> <li>○ <u>外部専門家の専門的助言等</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>法務・財務アドバイザーの選任</u></li> <li>● <u>第三者算定機関からの株式価値算定書やフェアネス・オピニオンの取得</u> <u>(助言の内容、法務・財務アドバイザーや第三者算定機関の独立性など)</u></li> </ul> </li> <li>○ <u>マーケット・チェック</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>積極的なマーケット・チェック</u></li> <li>● <u>間接的なマーケット・チェック</u> <u>(マーケット・チェックの方法、買付者との取引保護条項など)</u></li> </ul> </li> <li>○ <u>マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定</u></li> <li>○ <u>強圧性排除</u></li> <li>○ <u>情報開示</u></li> </ul>
--	--

※ 複数の行為を伴う取引等(例えば、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者による公開買付けの実施後に、いわゆる二段階買収の二段目の手続きとして、上場会社が株式併合や株式等売渡請求に係る承認等による一般株主のスクイズアウトを行うことを予定している場合など)については、一連の行為を一体のものとみなして「意見の入手」を行うことで足りるものとします。ただし、一連の行為とみなすことが適当でない場合にあっては、個々の行為に係る具体的な内容等を決定する際に、個別に「意見の入手」を行うことが求められます。

#### ○ 意見の入手の時期

※ 通常、当該公開買付けに関する意見の表明等又は株式交換等を行うことについて決定する日までに「意見の入手」を行うことが求められます。ただし、決定の際に当該公開買付けに関する意見の表明等又は株式交換等に係る条件の全部又は一部が決まっていないため、適切な意見の形成が困難と認められる事情がある場合については、後日の条件決定の際に「意見の入手」を行うことができます(この場合、当初の適時開示において、意見の入手が未了である旨及び今後の見通しについて言及いただくことが必要となります)。

#### ○ 適時開示に関する取扱い

※ 入手した意見書については、当該公開買付けに関する意見の表明等又は株式交換等に関する適時開示資料に添付する形で開示することが必要となります(原則として、意見書全文の開示を求めるものです)。

※ただし、意見書において、事業上の機密情報が含まれている場合は、当該箇所について合理的な範囲で非開示とすることで差支えありません。

【上場規程第441条第2項】

※ 個々の開示すべき事実の実務上の取扱い等は、「第2編 会社情報の適時開示実務上の取扱い」を参照してください。

○ **その他**

※ 東証又は自主規制法人は、必要に応じて、上場会社が当該公開買付けに関する意見の表明等又は株式交換等に関する適時開示を行った際に、企業行動規範に基づく手続きの履行状況を証明する書類の提出等を求めることがあります。

## 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】

### ○ 支配株主との重要な取引等に係る遵守事項

#### (1) 制度の概要

支配株主を有する上場会社は、当該上場会社又はその子会社等の業務執行を決定する機関が、支配株主その他施行規則で定める者が関連する重要な取引等（上場規程第441条第1項に該当する場合を除く。）を行うことについての決定をする場合には、当該決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主からの独立性を有する者との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとするほか、必要かつ十分な適時開示を行うことが義務付けられます。

【上場規程第441条の2、施行規則第436条の4-3】

※ 「支配株主」とは、親会社又は上場会社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として施行規則で定める者（上場会社の主要株主（親会社を除く。）のうち、自己の計算において所有している上場会社の議決権と、当該主要株主の近親者並びに当該主要株主又は当該近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）及び当該会社等の子会社が所有している上場会社の議決権の合計が過半数を占めている場合）をいいます。

【上場規程第2条第42号の2、施行規則第3条の2】

※ 「少数株主」とは、支配株主その他施行規則で定める者（後述）以外の株主をいいます。以下本項目において同じ。

※ 上場会社が、本規定に違反した場合には、公表措置、上場契約違約金の徴求、改善報告書・改善状況報告書の徴求又は特別注意銘柄への指定など所定の措置を講ずることがありますのでご留意ください。

#### (2) 実務上の留意事項等

##### ① 企業行動規範に定める手続きの実施が必要となる場合

以下のa. 及びb. の両方の条件を満たす場合に、企業行動規範に定める手続きを実施することが必要となります。

- a. 上場会社又はその子会社等が重要な取引等を行うことについての決定をする場合
- b. 前a. の取引に支配株主その他施行規則で定める者が関連する場合

#### 【重要な取引等】

※ 「重要な取引等」とは、下表に掲げる上場会社又はその子会社等の決定事実のうち、上場会社が適時開示を行う必要があるものをいいます（各決定事実に係る会社情報の適時開示の要否の判断基準（軽微基準）については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。）。

上場会社の決定事実	上場会社の子会社等の決定事実
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第三者割当による募集株式等の割当て</li><li>・ 上場会社又はその子会社等の役員又は従業員に対する株式又は新株予約権の割当てその他の株式報酬又はストック・オプションと認められ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 株式交換</li><li>・ 株式移転</li><li>・ 株式交付</li><li>・ 合併</li></ul>

<p>る募集株式等の割当て</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式の取得</li> <li>・ <u>株式併合(上場会社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合に限る。)(*)</u></li> <li>・ 株式交換 (*)</li> <li>・ 株式移転 (*)</li> <li>・ 株式交付</li> <li>・ 合併</li> <li>・ 会社分割</li> <li>・ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</li> <li>・ 新製品又は新技術の企業化</li> <li>・ 業務上の提携又は業務上の提携の解消</li> <li>・ 子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項</li> <li>・ 固定資産の譲渡又は取得</li> <li>・ リースによる固定資産の賃貸借</li> <li>・ 新たな事業の開始</li> <li>・ 公開買付け又は自己株式の公開買付け</li> <li>・ 公開買付け等に関する意見表明等 (*)</li> <li>・ 全部取得条項付種類株式の全部の取得(*)</li> <li>・ 株式等売渡請求に係る承認等(*)</li> <li>・ 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結又は財務上の特約が付された社債の発行</li> <li>・ 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限の変更、財務上の特約が付された社債の償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更</li> <li>・ その他上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項                  (例:上場廃止が見込まれる株式併合等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社分割</li> <li>・ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</li> <li>・ 新製品又は新技術の企業化</li> <li>・ 業務上の提携又は業務上の提携の解消</li> <li>・ 孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項</li> <li>・ 固定資産の譲渡又は取得</li> <li>・ リースによる固定資産の賃貸借</li> <li>・ 新たな事業の開始</li> <li>・ 公開買付け又は自己株式の公開買付け</li> <li>・ 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結又は財務上の特約が付された社債の発行</li> <li>・ 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限の変更、財務上の特約が付された社債の償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更</li> <li>・ その他上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項</li> </ul>
---	---

※ 上場会社又はその子会社等と支配株主その他施行規則で定める者との間で行われている反復・継続的な営業取引については、通常、企業行動規範に定める手続きの実施対象には含まれません。

(\*) 以下の事項(当該事項又は当該公開買付けの実施後に予定している一連の行為により上場会社の株券等が上場廃止となる見込みがあるものに限り)については、本項目の「重要な取引等」には該当せず、上場規程第441条(MBO等に係る遵守事項)の適用対象となります。詳細は、【MBO等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】を参照してください。

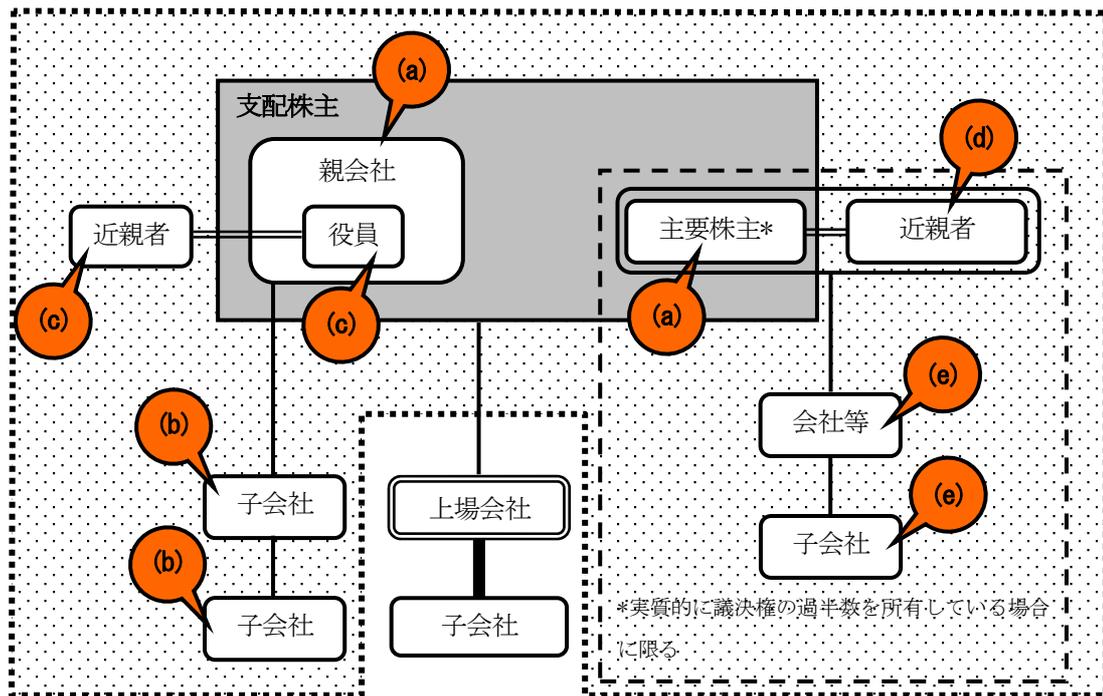
- ・ 支配株主その他施行規則で定める者による公開買付けに関する意見表明等
- ・ 支配株主その他施行規則で定める者が関連する株式交換等(株式交換、株式移転、株式併合、全部取得条項付種類株式の全部の取得又は株式等売渡請求に係る承認のことをいいます。)

**【支配株主その他施行規則で定める者】**

※ 「支配株主その他施行規則で定める者」とは、次の（a）～（e）のいずれかに該当する者をいいます。

- (a) 支配株主
- (b) 上場会社と同一の親会社をもつ会社等（当該上場会社及びその子会社を除く。）
- (c) 上場会社の親会社の役員及びその近親者
- (d) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）の近親者
- (e) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）及び前号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社（当該上場会社及びその子会社を除く。）

**支配株主その他施行規則で定める者の範囲**



**【関連する場合】**

- ※ 支配株主その他施行規則で定める者が「関連する場合」とは、原則として、支配株主その他施行規則で定める者が、上場会社又はその子会社等との間の取引等の当事者となる場合とします。
- ※ 「自己株式の取得」又は「自己株式の公開買付け」については、支配株主その他施行規則で定める者からの取得を前提としている場合が該当します。
- ※ 上場会社又はその子会社等が行う「公開買付け」については、上場会社若しくはその子会社が支配株主その他施行規則で定める者に対して行う公開買付けや、上場会社若しくはその子会社が支配株主その他施行規則で定める者からの取得を前提として第三者株式に対して行う公開買付けが該当します。
- ※ 「公開買付け等に関する意見表明等」については、支配株主その他施行規則で定める者が上場会社株式に対して行う公開買付け等に対する意見表明等（当該公開買付け又は当該公開買付けの実施後に予定している一連の行為により、上場会社の株券等が上場廃止となる見込みがあるものは除きます。）や、第三者が支配株主その他施行規則で定める者からの取得を前提として上場会社株式に対して行う公開買付け等（当該公開買付け等と一連の行為として、上場会社が支配株主その他施行規則で定める者から自己株式の取得を行う場合を含みます。）に対する意見表明等が該当します。
- ※ 「新製品又は新技術の企業化」又は「新たな事業の開始」については、例えば、新製品等の主たる取引先として支配株主その他施行規則で定める者を見込んでいる場合が該当します。
- ※ 「上場会社又はその子会社等の役員又は従業員に対する株式又は新株予約権の割当てその他の株

式報酬又はストック・オプションと認められる募集株式等の割当て」については、上場会社の親会社役員及びその近親者並びに上場会社の支配株主（親会社を除く。）及びその近親者が、上場会社の役職員に就任している場合に、これらの者に対して株式又は新株予約権を割り当てる場合を含みます。

※ ファンドが、支配株主その他施行規則で定める者に該当しない場合でも、支配株主その他施行規則で定める者が、ファンドに出資している場合やファンドの業務執行等を行っている場合には、その関与の実態に照らして「関連する場合」と判断することがありますので留意してください。

## ② 企業行動規範に定める手続きの内容

- a. 支配株主からの独立性を有する者との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手
- b. 必要かつ十分な適時開示

### 【支配株主からの独立性を有する者との間に利害関係を有しない者】

※ 「支配株主からの独立性を有する者との間に利害関係を有しない者」には、例えば、買収への対応方針導入会社の実務において実施されている独立性を有する社外取締役等で構成される特別委員会に相当するような第三者委員会や、支配株主からの独立性を有すると利害関係のない社外取締役又は社外監査役などが含まれ想定されます。

※ 支配株主からの独立性については、独立性基準等も踏まえつつ、個別の事案ごとの具体的な状況に応じて、実質的に判断することが求められます。

### 【少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手】

#### ○ 意見の内容及び入手方法等に関する取扱い

※ 「当該決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見」の内容については、例えば、取引等の目的、交渉過程の手続き（合併比率等に係る算定機関選定の経緯、決定プロセスにおける社外取締役又は社外監査役の関与など）、対価の公正性、上場会社の企業価値向上などの観点から総合的に検討を行ったうえで、当該決定が少数株主にとって不利益なものでないことについて言及したものが考えられます。

※ 合併、会社分割、株式交換及び株式移転等の組織再編行為に際して、支配株主と利害関係のない算定機関から対価の公正性等に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合（当該評価において、少数株主にとって不利益でないことに関して言及されている場合に限り）は、「意見の入手」を行ったものとして取り扱います。ただし、合併比率算定書等の取得のみでは、「意見の入手」とは認められませんのでご注意ください。

※ 複数の行為を伴う取引等（例えば、支配株主による公開買付けの実施後に、上場会社が全部取得条項付種類株式の取得等による少数株主のスクイズアウトを行うことを予定している場合など）については、一連の行為を一体のものとみなして「意見の入手」を行うことで足りるものとします。ただし、一連の行為とみなすことが適当でない場合にあっては、個々の行為に係る具体的な内容等を決定する際に、個別に「意見の入手」を行うことが求められます。

※ 支配株主との重要な取引等が上場会社の子会社等の決定に係るものである場合の取扱いは以下のとおりとします。

- ・ 上場会社の子会社等がその意思決定に際して支配株主からの独立性を有する者との利害関係を有しない者から意見の入手を行っている場合（当該意見が上場会社の少数株主にとって不利益でないことに係る内容を含むものである場合に限り）は、上場会社が企業行動規範に基づく手続きを実施したのものとして取り扱います（上場会社自身による別途の意見の入手は不

要です。)

- ・ 子会社等が入手した意見をもって企業行動規範に基づく手続きを実施したものとする場合には、その旨及び当該子会社等が入手した意見の概要について、適時開示資料に適切に記載してください。

#### ○ 意見の入手の時期

※ 通常、重要な取引等を決定する日までに「意見の入手」を行うことが求められます。ただし、決定の際に当該重要な取引等に係る条件の全部又は一部が決まっていないため、適切な意見の形成が困難と認められる事情がある場合については、後日の条件決定の際に「意見の入手」を行うことができます（この場合、当初の適時開示において、意見の入手が未了である旨及び今後の見通しについて言及いただくことが必要となります。)

#### ○ 第三者割当に係る遵守事項との関係

※ 上場会社の議決権の希薄化率が25%以上となる第三者割当を行う場合に、上場規程第432条第1号に基づいて入手する意見において、当該第三者割当が少数株主にとって不利益なものでないことに関して言及されているときは、本企業行動規範に基づく「意見の入手」を行ったものとして取り扱います。

※ 上場会社の議決権の希薄化率が25%未満の第三者割当を行う場合であっても、当該第三者割当に係る募集株式等の割当てを受ける者が、支配株主その他施行規則で定める者である場合には、本企業行動規範に基づく「意見の入手」が必要となります（当該第三者割当について適時開示を要する場合（当該第三者割当に係る払込金額の総額（新株予約権の割当てを行う場合には、当該新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の総額）が1億円以上である場合）に限ります。)

#### ○ 適時開示に関する取扱い

※ 入手した意見の概要については、支配株主との間の重要な取引等に関する適時開示資料にその概要を記載する形で開示することが必要となります（意見書を入手した場合に、意見書そのものの開示を求めるものではありません。)

※ 個々の開示すべき事実の実務上の取扱い等は、「第2編 会社情報の適時開示実務上の取扱い」を参照してください。

#### ○ コーポレート・ガバナンスに関する報告書への記載

※ 支配株主を有する上場会社は、支配株主との間の重要な取引等が、少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手方法等に関する基本的な考え方について、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載項目である「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適切に反映していただくことが望まれます。

【施行規則第211条第4項第1号等】

#### ○ その他

※ 東証又は自主規制法人は、必要に応じて、上場会社が支配株主との重要な取引等に関する適時開示を行った際などに、企業行動規範に基づく手続きの履行状況を証明する書類の提出等を求めることがあります。

### 〔3〕企業行動規範の取扱い

上場外国会社については、企業行動規範の遵守すべき事項のうち、上場規程第432条（第三者割当に係る遵守事項）、第433条（流通市場に混乱をもたらすおそれのある株式分割等の禁止）、第434条（MSCB等の発行に係る遵守事項）、第436条（上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備。その発行する上場外国株券等が東証を主たる市場とする上場外国会社に限る。）、第440条（買収への対応方針の導入に係る遵守事項）、第441条（MBO等の開示に係る遵守事項）、第441条の2（支配株主との重要な取引等に係る遵守事項）、第442条（内部者取引の禁止）、第443条（反社会的勢力の排除）、第444条（流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止）の各条が適用されます。また、望まれる事項のうち、第445条の3（コーポレートガバナンス・コードの尊重）、第449条（内部者取引等の未然防止に向けた体制整備）、第450条（反社会的勢力排除に向けた体制整備）、~~第452条（決算内容に関する補足説明資料の公平な提供）~~の各条が適用されます。なお、適用にあたっては、当該上場外国会社の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとしていますので、取扱いその他について東証まで相談してください。

「上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備」以外の規範の詳細については、「第3編第1章 企業行動規範の概要」を参照してください。

### 〔3〕適時開示に係る提出書類

#### 1. 第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等

(中略)

#### 2. 第三者割当の割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書

(中略)

#### 〔参考〕反社会的勢力の排除について

上場会社は、上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして、以下の関係を有することが禁止されています。

- ・ 次に掲げる者のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下この項において「暴力団等反社会的勢力」という。）である関係
  - a. 上場会社
  - b. 上場会社の親会社等
  - c. 上場会社の子会社
  - d. 上場会社の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）をいう。）
- ・ 上記のほか暴力団等反社会的勢力が上場会社の経営に関与している関係

【上場規程第443条、施行規則第436条の5.4】

上場会社が、上記の関係を有している事実が判明した場合において、その実態が東証の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと東証が認めるときには、その上場を廃止することとしています。

【上場規程第601条第1項第19号、施行規則第601条第16項関係】

参考様式は、日本取引所グループウェブサイト又は上場会社ナビ内「適時開示に係る提出書類」よりダウンロードできます。

URL <https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/doc/domestic-stock/index.html>

( : 規則・取引参加者 - 制度・規則 - 提出書類等 - 内国株式関係提出書類 )

#### 3. 増資の合理性に係る評価手続きに関する書面

(中略)

#### 4. 支配株主との取引状況等に関する報告

(中略)

#### 5. 会社情報の公開に関する通知書

(中略)

## 6. 情報取扱責任者変更通知書

(中略)

## 7. 会社情報の公表に至る経緯に関する報告書

(中略)

## 8. 算定機関が作成した算定書

上場会社が株式併合、合併等の組織再編行為、公開買付け、公開買付等に関する意見表明等、全部取得条項付種類株式の全部の取得、株式等売渡請求等に係る承認を行う場合であって、一定の条件に該当するときは、算定機関（\*1）が作成した算定書（\*2）を東証に提出することが義務付けられています。（算定書の提出が義務付けられる場合については、「第2編 会社情報の適時開示実務上の取扱い」の各開示項目を参照してください。）

算定書は、算定の具体的な過程（\*3）及び算定の前提条件（\*4）が記載されたものを提出してください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を添付することでも差し支えありません。）。

【上場規程第421条第2項、施行規則第417条】

（\*1）「当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。

（\*2）「取引条件に関する見解を記載した書面」をいいます。

（\*3）具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。

（\*4）算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。

算定方法	項目
① 市場株価法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>計算対象期間</u></li> <li>・ <u>算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由</u></li> <li>・ <u>計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）</u></li> <li>・ <u>その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</u></li> </ul>
② 類似会社比較法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由</u></li> <li>・ <u>マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）</u></li> <li>・ <u>その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</u></li> </ul>

<p>③ <u>ディスカун テッド・ キャッシュ・ フロー法</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、E BITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値</u></li> <li>・ <u>財務予測の作成主体</u></li> <li>・ <u>割引率の具体的な数値（レンジ可）</u></li> <li>・ <u>継続価値の算定方法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レン ジ可）</u></li> <li>・ <u>その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</u></li> </ul> <p><u>〔MBO等に該当する場合は、以下の項目も含む。〕</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>割引率の種類</u></li> <li>・ <u>割引率に関してサイズリスク・プレミアムなど追加的なリスク・プレミ アムの考慮がある場合には、その内容と根拠</u></li> <li>・ <u>継続価値の具体的な数値（レンジ可）</u></li> <li>・ <u>継続価値の算定に用いたパラメータの設定に関する考え方</u></li> <li>・ <u>継続価値に関して最終事業年度の一時的な支出は考慮しないよう調整を 行っている等の前提条件がある場合には、その内容</u></li> <li>・ <u>個別資産（賃貸等不動産、保有有価証券、現預金など）の算定上の取扱 い</u></li> </ul>
---	---

※ 「MBO等」とは、次の（1）から（3）までに掲げる事項（当該事項又は（1）若しくは（2）  
に掲げる事項の実施後に予定している一連の行為により上場会社が発行者である株券等が上場廃止と  
なる見込みがあるものに限る。）をいいます。

（1） MBO

（2） 公開買付者が支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者である公開買付け

（3） 株式併合、株式交換、株式移転、全部取得条項付種類株式の全部の取得、株式等売渡請求に係  
る承認（支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者（注）が関連する者に限る。）

（注） （3）に掲げる事項と一連の行為として行われる公開買付けによって新たにこれらの者にな  
った者は除かれます。

## コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領

### ○ 表題等

(中略)

### I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

(中略)

### II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

(中略)

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

記載事項	記載上の注意
<p>■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該内容に変更があればその都度更新してください。</li> <li>・ <u>以下の a. ～ f. について</u>、該当項目にチェックし、該当項目について補足して説明する場合は、補足説明欄に記載してください。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>a. 株主総会招集通知の早期発送</u></li> <li><u>b. 集中日を回避した株主総会の設定</u></li> <li><u>c. 電磁的方法による議決権の行使</u></li> <li><u>d. 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み</u></li> <li><u>e. 招集通知(要約)の英文での提供</u></li> <li><u>f. その他</u></li> <li><u>g. 実施していない</u></li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ a. における「早期発送」とは、直近の定時株主総会についての招集通知を法定期日よりも3営業日以上前に発送した場合をいいます。ただし、これは補充原則1-2②における「早期発送」の定義を示すものではありません。</li> <li>・ b. における「集中日」とは、当該会社の直近の定時株主総会の日を基準として、その日と同一の日において定時株主総会を開催した他の上場会社が著しく多い場合の当該日（主に、年間を通しての第一集中日を想定しています。）をいいます。</li> <li>・ c. については、電子投票制度を採用して議決権を行使することができる環境にある場合をいいます。この場合、補足説明欄において、その概要を記載することが望まれます。</li> <li>・ 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム（例えば、(株)ICJ（インベスター・コミュニケーション・ジャパンの意）が運営するもの）を利用している場合には、d. にチェックをしてください。</li> <li>・ 定時株主総会の招集通知等（要約も可）の英訳版を作成している場合には、e. にチェックをしてください。この場合、補足説明欄において、公表のタイミング（例えば、和文の招集通知等と同時に掲載）や公表方法（例えば、上場会社のウェブサイトに掲載）を記載することなどが考えられます。</li> <li>・ その他、上場会社ウェブサイトへの招集通知・株主総会参考資料の早期掲載やバーチャル方式による株主総会開催など株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に関する施策を実施している場合には、「f. その他」を選択し、補足説明欄においてその概要を記載することが考えられます。</li> <li>・ 新規上場申請者が、今後実施を予定している項目がある場合は、「f. その他」を選択し、補足説明欄においてその旨を明記するとともにその内容を記載してください。</li> <li>・ 補足説明欄において、実際の定時株主総会の招集通知の発送時期及び定時株主総会の開催日などを具体的に記載することが望まれます。株主総会に対する会社としての姿勢・方針等についても併せて記載することも考えられます。</li> </ul>
<p>■ 2. IRに関する活動状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>以下の項目について</u>、該当項目にチェックするとともに、<u>代表者自身による説明</u></li> </ul>

記載事項	記載上の注意
	<p><del>の有無を選択してください。</del>該項目について補足して説明する場合は、補足説明欄に記載してください。</p> <p>※ <u>上場会社においてはIR体制の整備が義務付けられておりますので、f. については必ずチェックするとともに、補足説明欄に必要な内容を記載してください。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>a. ディスクロージャーポリシーの作成・公表</u></p> <p><u>b. 個人投資家向けに定期的説明会を開催</u></p> <p><u>c. アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催</u></p> <p><u>d. 海外投資家向けに定期的説明会を開催</u></p> <p><u>e. IR資料のホームページ掲載</u></p> <p><u>f. IRに関する部署（担当者）の設置</u></p> <p><u>g. その他</u></p> <p><u>h. 実施していない</u></p> </div> <p>・ <u>b. ～d. については代表者自身による説明の有無も選択してください。</u></p> <p>・ 「代表者自身による説明の有無」の「代表者」とは、会長、社長（CEO、COO等の社を代表する立場にある者を含みます。）その他の代表取締役（代表執行役）を指すものとします。</p> <p><del>・ ディスクロージャーポリシーを作成し、公表している場合には、a. にチェックをしてください。</del></p> <p>・ b. ～d. における「定期的説明会の開催」とは、例えば、半期に1回、四半期に1回など、年間を通じて一定の頻度（年1回以上を目安とします。）で説明会を開催している場合をいうものとします。この場合における補足説明では、<u>説明会における説明者（代表者、IR担当役員、社外取締役など）、説明会IR活動の実施時期（実施年月日）、実施方法（対面、オンライン開催の別など）、実施内容（説明者や説明内容の概略など）、参加者の属性及びその数（上場銘柄の投資に関する説明会を開催した場合に限ります。）などを記載することが望まれます。</u></p> <p>・ e. における「IR資料」とは、当該会社が作成する書類又は電磁的ファイルであって、投資者等（投資者、証券アナリスト、取引先又は株主）による適切な当該会社の現状の理解、評価に資するために作成されたものをいいます。この場合における補足説明では、IRに関するURL、ウェブサイトにおいて掲載している投資者向け情報（決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は半期報告書、会社説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会の招集通知）の種類等（<u>英文で作成・開示している資料がある場合は、その有無を含みます。</u>）について記載することが望まれます。</p> <p>・ f. 「<u>IRに関する部署（担当者）の設置</u>」における補足説明欄においては、<u>IR体制の整備状況について記載してください。IR体制としては、IR担当部署名、IR担当役員（当該上場会社のIR活動に関し責任を負う者をいいます。）及びIR事務連絡責任者（当該上場会社のIR活動に係る当取引所との連絡担当者をいいます。）、IR担当部署（担当部署名、専任の担当者の有無など）及びIRに関する窓口（IR担当部署の連絡先（電話番号やメールアドレス））</u>等を記載することが望まれます。</p> <p>※ <u>IR体制の整備状況についてアニュアルレポートや自社のウェブサイト等で開示を行っている場合には、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのURLなど）を本欄に記載する方法とすることでも差し支えありません。</u></p>
<p>■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況</p>	<p>・ <u>以下のa. ～d. について、該項目にチェックし、該項目についての補足の説明は、補足説明欄に記載してください。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>a. 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定</u></p> <p><u>b. 環境保全活動、CSR活動等の実施</u></p> <p><u>c. ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</u></p> <p><u>d. その他</u></p> <p><u>e. 実施していない</u></p> </div> <p>・ ステークホルダーとは、株主、従業員、消費者など、企業を取り巻くあらゆる利</p>

記載事項	記載上の注意
	<p>害関係者のことをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ b. における補足説明においては、具体的な実施内容について（企業による報告書（環境報告書、CSR報告書、サステナビリティ報告書など名称は様々）の作成、公開など）記載することが望まれます。コードの補充原則3-1③の開示を行うため、本欄を利用することも考えられます。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>コード【補充原則3-1③】</p> <p>上場会社は、経営戦略の開示にあたって、サステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産などへの投資についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を提供すべきである。</p> </div> <p>※ サステナビリティの要素を含む報告書については、TDnetへの登録を通じて、日本取引所グループ・ウェブサイトの「東証上場会社情報サービス」において掲載を行うことが可能ですので、ご活用ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>コード【補充原則2-4①】</p> <p>上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を公表すべきである。</p> <p>また、企業価値向上に向けた人事戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況とあわせて公表すべきである。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ d. 「その他」における補足説明については、役員や管理職への女性・外国人・中途採用者の登用等に関する現状や登用促進に向けた取組みを記載することが考えられます。コードの補充原則2-4①の開示を行うため、本欄を利用することが考えられます。</li> </ul>

#### IV 内部統制システム等に関する事項

(中略)

#### V その他

記載事項	記載上の注意
<p>■ 1. 買収への対応方針（買収防衛策）の導入の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該内容に変更があればその都度更新してください。</li> <li>・ 報告書の最終更新日現在における買収への対応方針の導入の有無を選択してください。</li> <li>・ 買収への対応方針を導入している会社については、導入の目的及びスキームの概要を簡潔に記載してください。この場合の「買収への対応方針」とは、上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに差別的な行使条件・取得条項付きの新株予約権の無償割当等を行うことにより当該上場会社に対する買収（主に、買収者が上場会社の株式を取得することでその経営支配権を得る行為をいう。以下同じ。）に対抗する旨を定めた対応の方針をいいます。ここで「導入」とは、買収への対応方針の具体的内容を決定することをいいます。</li> <li>・ 当該対応方針の合理性に対する経営陣の評価や意見などを記載することも考えられます。</li> <li>・ 上場会社ウェブサイトを買収への対応方針の概要を開示している場合は、そのURLを掲載することが考えられます。</li> <li>・ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号参照）を決定している場合にはその内容を記載してください。</li> <li>・ 新規上場申請者が、買収への対応方針の導入を予定している場合は、その内容を記載してください。</li> </ul>

記載事項	記載上の注意
<p>■ 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーポレート・ガバナンスの充実に向けての今後の検討課題、検討中の施策、今後の目標等について記載することが考えられます。</li> </ul>
<p>□ 模式図（参考資料）の添付について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>内部統制システムの概要を含む</del>コーポレート・ガバナンス体制についての模式図を、別途、参考資料として作成してください。</li> <li>株主総会、取締役会及び監査役（会）の相互の関係及び固有の経営会議、アドバイザーボード、独立した諮問委員会（独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会などを含みます。）などの設置状況に加えて、<del>内部統制システム</del>、会計監査人や内部監査部門との連携状況などについて簡潔に図示してください。</li> </ul>
<p>□ 適時開示体制の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適時開示体制の概要（模式図）は、後掲の【適時開示体制の概要及び適時開示体制の整備のポイント】を参照して作成してください。</li> <li>適時開示体制の概要について、テキストによる説明を行う場合には、本欄を使用してください。模式図を作成した場合には、内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図の後に、添付してください。</li> </ul>

○別添 1  
(中略)

○別添 2  
(中略)

○別添 3  
(中略)

○別添 4  
(中略)

○別添 5  
(中略)